

第3部 アンケート調査の結果<遊興飲食店>

1 回答者の属性

(1) 業種<問2>

平成27年遊興飲食店の業種では、酒場・ビヤホールが 49.4%とほぼ半数を占め、次いで、バー・スナック・キャバレー・ナイトクラブ (34.6%)、小料理店 (15.1%) の順となっている。

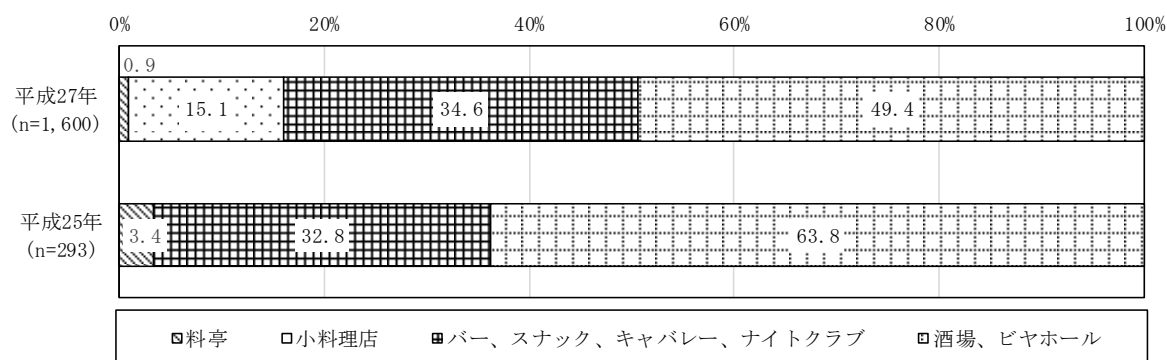
平成25年に比べて酒場・ビヤホールの構成比が15ポイント程度低下しており、平成25年当時含まなかった小料理店の比率に概ね見合ったものとなっている。

表 2B 業種 (平成 27 年 : n = 1, 600、平成 25 年 : n = 293)

		平成27年		平成25年	
		件数	構成比	件数	構成比
遊興飲食店 平成27年 (n=1,600) 平成25年 (n=293)	料亭	14	0.9%	10	3.4%
	小料理店	242	15.1%	-	-
	バー、スナック、キャバレー、 ナイトクラブ	554	34.6%	96	32.8%
	酒場、ビヤホール (居酒屋、焼鳥屋、ダイニング バーなど)	790	49.4%	187	63.8%
	遊興飲食店計	1,600	100.0%	293	100.0%

<参考>

図 2B 業種 (平成 27 年 : n = 1, 600、平成 25 年 : n = 293)



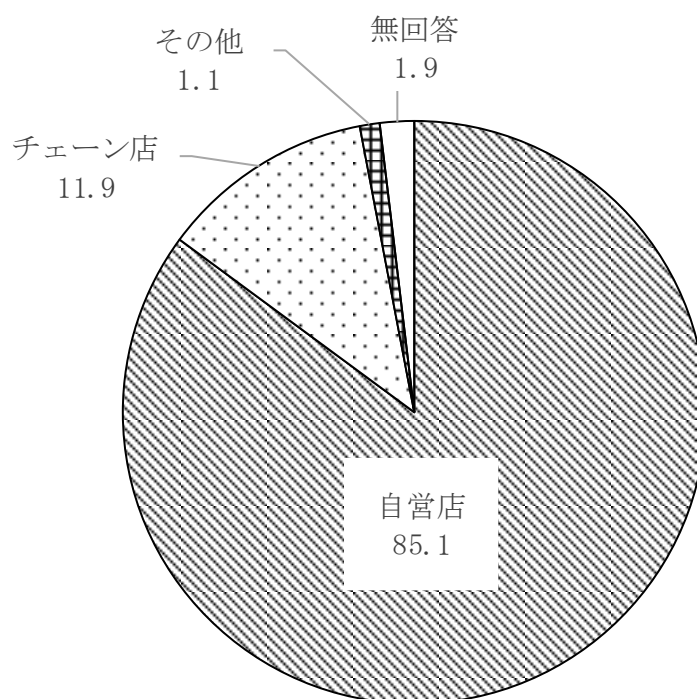
(2) 経営形態<問3>

一般飲食店の経営形態では、自営店が85.1%と大半を占め、チェーン店は11.9%で1割強である。

表3B 経営形態 (n=1,600)

	件数	構成比
自営店	1,361	85.1%
チェーン店	191	11.9%
その他	17	1.1%
無回答	31	1.9%
合計	1,600	100.0%

図3 経営形態 (n=1,600 単位%)



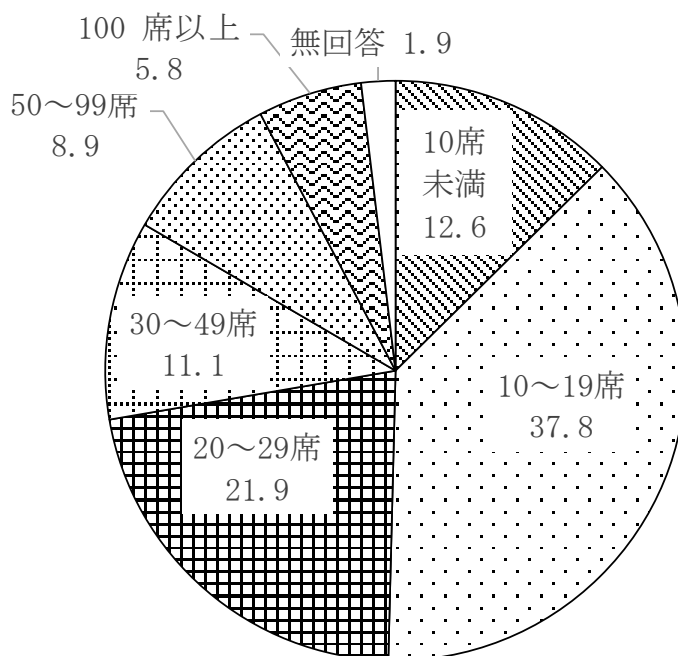
(3) 客席数<問4>

遊興飲食店の客席数をみると、10～19席が37.8%と多く、10席未満(12.6%)を合わせて50.4%と、20席未満ではほぼ半数を占めている。この他では、20～29席(21.9%)、30～49席(11.1%)、50～99席(8.9%)100席以上(5.8%)の順となっている。

表 4B-1 客席数 (n=1,600)

客席数	件数	構成比
10席未満	201	12.6%
10～19席	605	37.8%
20～29席	351	21.9%
30～49席	178	11.1%
50～99席	142	8.9%
100席以上	93	5.8%
無回答	30	1.9%
合計	1,600	100.0%

図 4B-1 客席数 (n=1,600 単位%)



《経年比較》

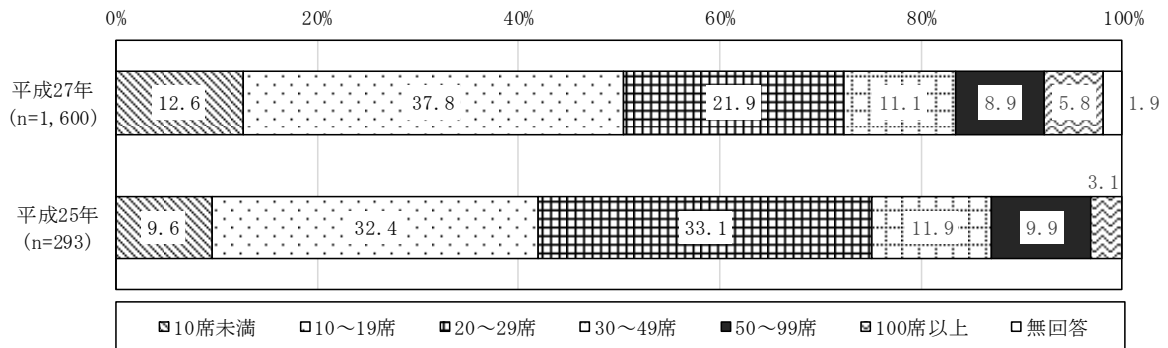
平成 25 年に比べ、20 席未満が増加し、20～29 席の減少が目立つ。

表 4B-2 客席数（平成 27 年：n=1,600、平成 25 年：n=293）

平成27年			平成25年	
客席数	件数	構成比	件数	構成比
10席未満	201	12.6%	28	9.6%
10～19席	605	37.8%	95	32.4%
20～29席	351	21.9%	97	33.1%
30～49席	178	11.1%	35	11.9%
50～99席	142	8.9%	29	9.9%
100席以上	93	5.8%	9	3.1%
無回答	30	1.9%	0	0.0%
合計	1,600	100.0%	293	100.0%

＜参考＞

図 4B-2 客席数（平成 27 年：n=1,600、平成 25 年：n=293）



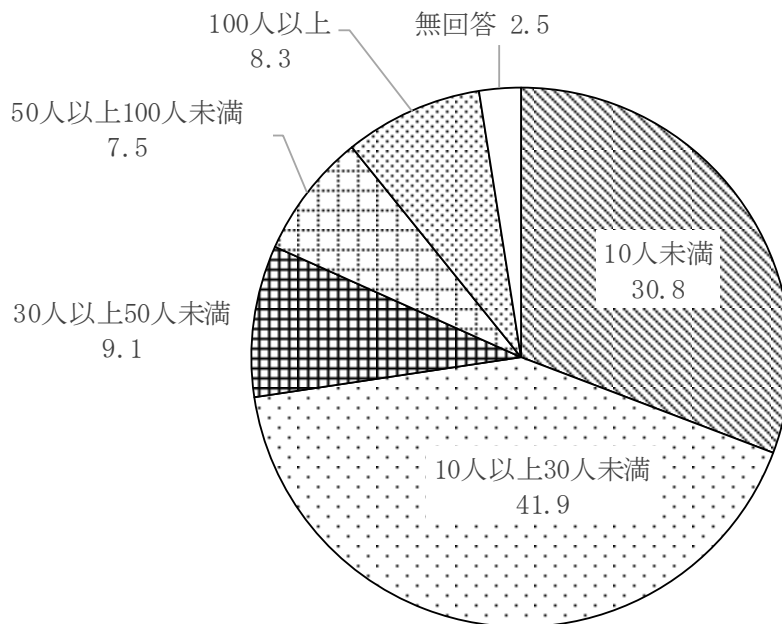
(4) 1日当たりの客数<問5>

遊興飲食店の1日当たりの客数は、10人以上30人未満が41.9%と多く、10人未満が30.8%で続いており、30人未満が72.7%と7割強を占めている。

表5B 1日当たりの客数 (n=1,600)

	件数	構成比
10人未満	492	30.8%
10人以上30人未満	670	41.9%
30人以上50人未満	146	9.1%
50人以上100人未満	120	7.5%
100人以上	132	8.3%
無回答	40	2.5%
合計	1,600	100.0%

図5B 1日当たりの客数 (n=1,600 単位%)



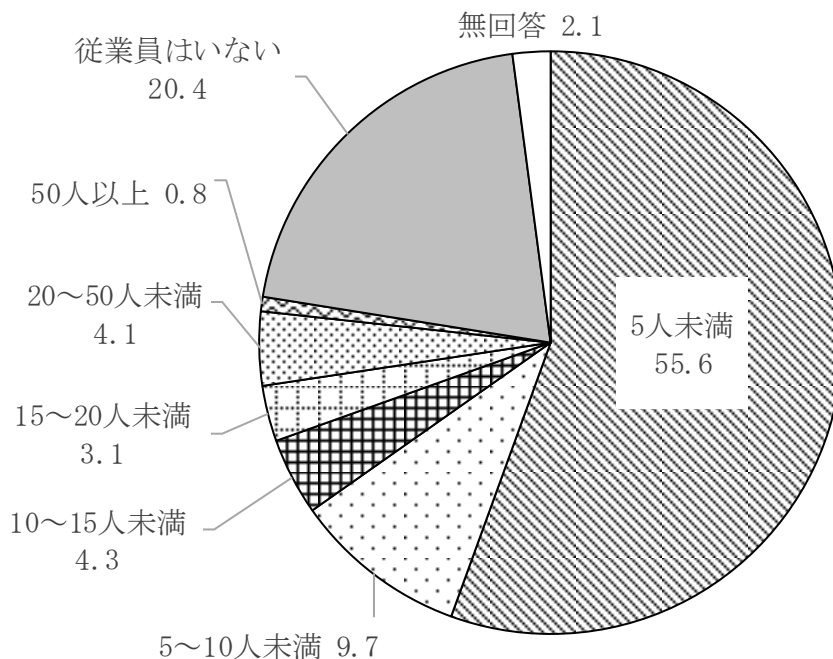
(5) 従業員数<問6>

従業員数は、5人未満が55.6%と半数以上にのぼり、5～10人未満の9.7%を含めた10人未満の店舗は65.3%と、遊興飲食店全体の約3分の2を占めている。

表6B 従業員数(n=1,600)

	件数	構成比
5人未満	890	55.6%
5～10人未満	155	9.7%
10～15人未満	68	4.3%
15～20人未満	49	3.1%
20～50人未満	66	4.1%
50人以上	13	0.8%
従業員はいない	326	20.4%
無回答	33	2.1%
合計	1,600	100.0%

図6B 従業員数(n=1,600 単位%)



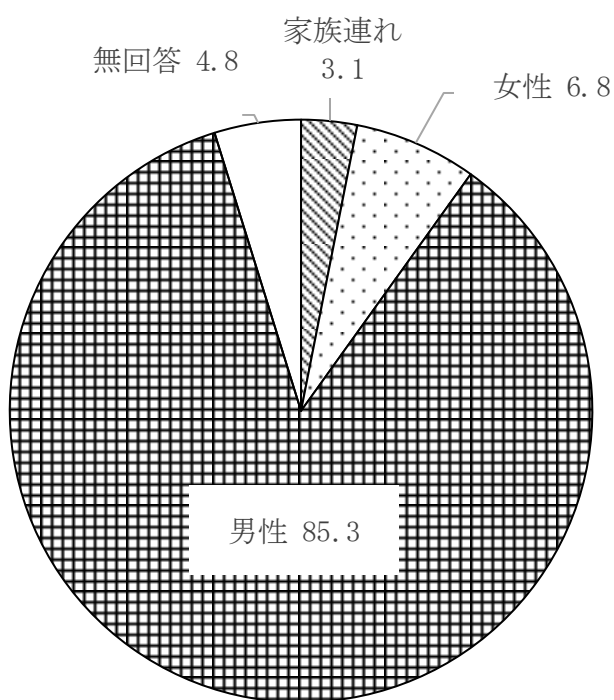
(6) 主な客層<問7>

主な客層は、男性が85.3%と大半を占めており、女性(6.8%)、家族連れ(3.1%)は合わせて約1割である。

表7B-1 主な客層(n=1,600)

	件数	構成比
家族連れ	49	3.1%
女性	109	6.8%
男性	1,365	85.3%
無回答	77	4.8%
合計	1,600	100.0%

図7B-1 主な客層(n=1,600 単位%)



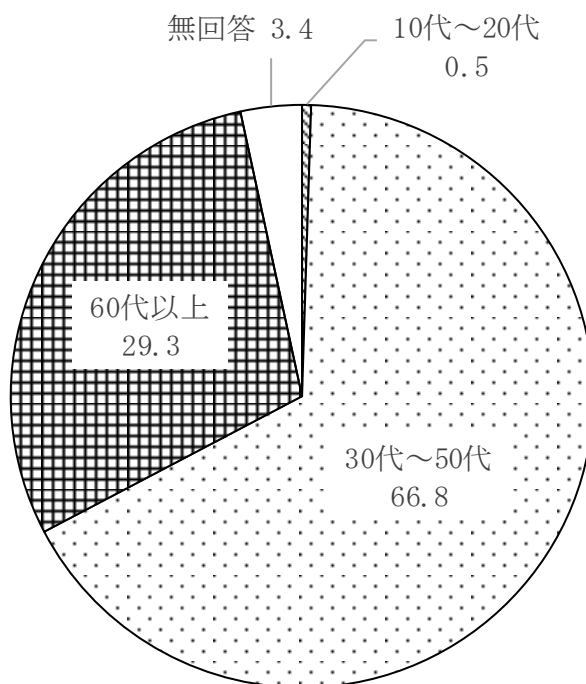
(7) 主な客の年齢層<問8>

主な客の年齢層では、30～50代が66.8%と3分の2を占め、60代以上(29.3%)がこれに次いでいる。

表8B 主な客の年齢層(n=1,600)

	件数	構成比
10代～20代	8	0.5%
30代～50代	1,068	66.8%
60代以上	469	29.3%
無回答	55	3.4%
合計	1,600	100.0%

図8B 主な客の年齢層(n=1,600 単位%)



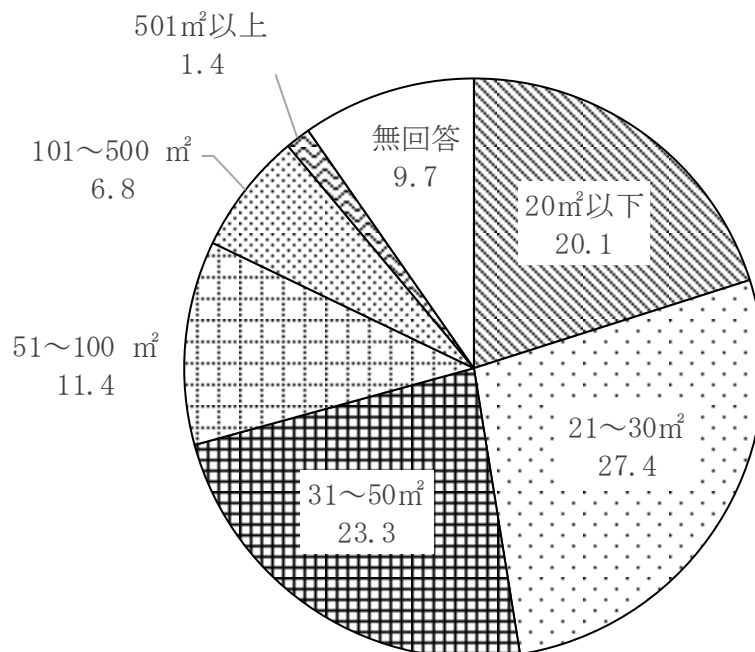
(8) 店舗面積<問9>

店舗面積は、21～30㎡が27.4%、20㎡以下が20.1%と、30㎡以下で5割近くを占めており、次いで31～50㎡(23.3%)が多い。

表9B 店舗面積(n=1,600)

	件数	構成比
20㎡以下	321	20.1%
21～30㎡	439	27.4%
31～50㎡	372	23.3%
51～100㎡	183	11.4%
101～500㎡	108	6.8%
501㎡以上	22	1.4%
無回答	155	9.7%
合計	1,600	100.0%

図9B 店舗面積(n=1,600 単位%)



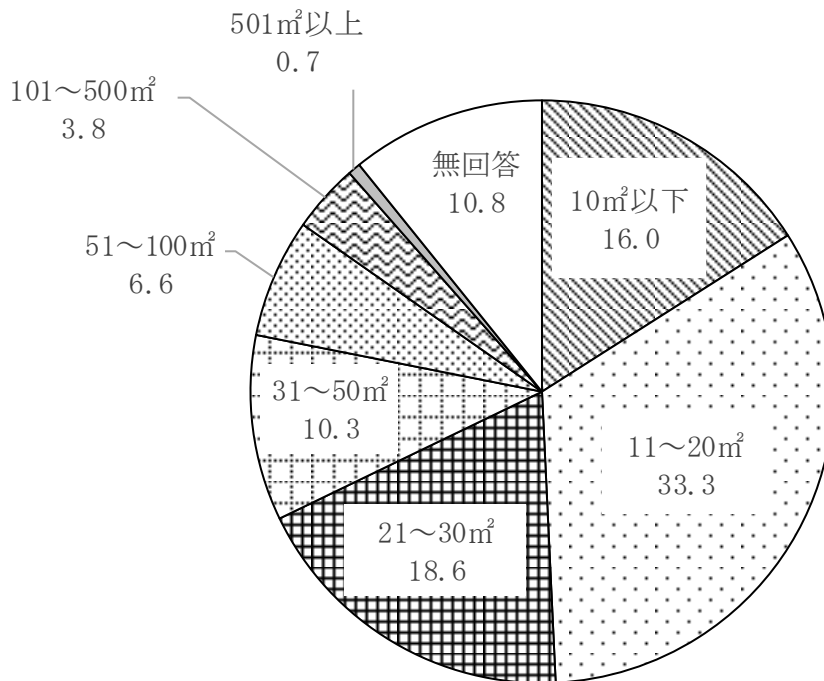
(9) 客席面積<問 10>

客席面積は、11～20 m² (33.3%)をピークに分布しており、20 m²以下で約 5 割を占めている。

表 10B 客席面積(n=1,600)

	件数	構成比
10m ² 以下	256	16.0%
11～20m ²	533	33.3%
21～30m ²	298	18.6%
31～50m ²	164	10.3%
51～100m ²	106	6.6%
101～500m ²	60	3.8%
501m ² 以上	11	0.7%
無回答	172	10.8%
合計	1,600	100.0%

図 10B 客席面積(n=1,600 単位%)



2 受動喫煙に関する知識

(1) 健康への影響の認知度<問 11>

受動喫煙が健康に影響することを「知っている」ものは86.4%と大半である。

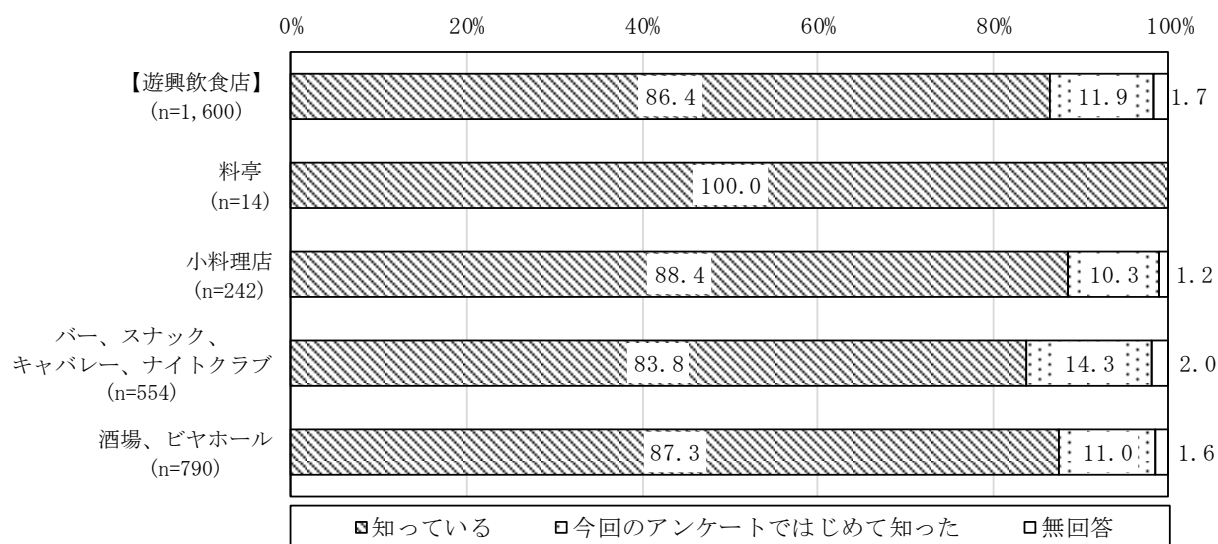
業種別にみると、「知っている」と答えた割合は、バー・スナック・キャバレー・ナイトクラブで83.8%と他の業種よりもやや低い。

表 11B 健康への影響の認知度 (n=1,600)

上段：件数
下段：構成比

	知っている	今回のアンケートではじめて知った	無回答	合計
【遊興飲食店】	1,382 (86.4)	191 (11.9)	27 (1.7)	1,600 (100.0)
料亭	14 (100.0)	- -	- -	14 (100.0)
小料理店	214 (88.4)	25 (10.3)	3 (1.2)	242 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	464 (83.8)	79 (14.3)	11 (2.0)	554 (100.0)
酒場、ビヤホール	690 (87.3)	87 (11.0)	13 (1.6)	790 (100.0)

図 11B 健康への影響の認知度 (n=1,600)



(2) 健康増進法上の努力義務の認知度<問 12>

健康増進法で、飲食店の営業者にも受動喫煙の防止について努力義務が規定されていることを「知っている」ものは45.3%で、「今回のアンケートではじめて知った」50.3%の方が高くなっている。

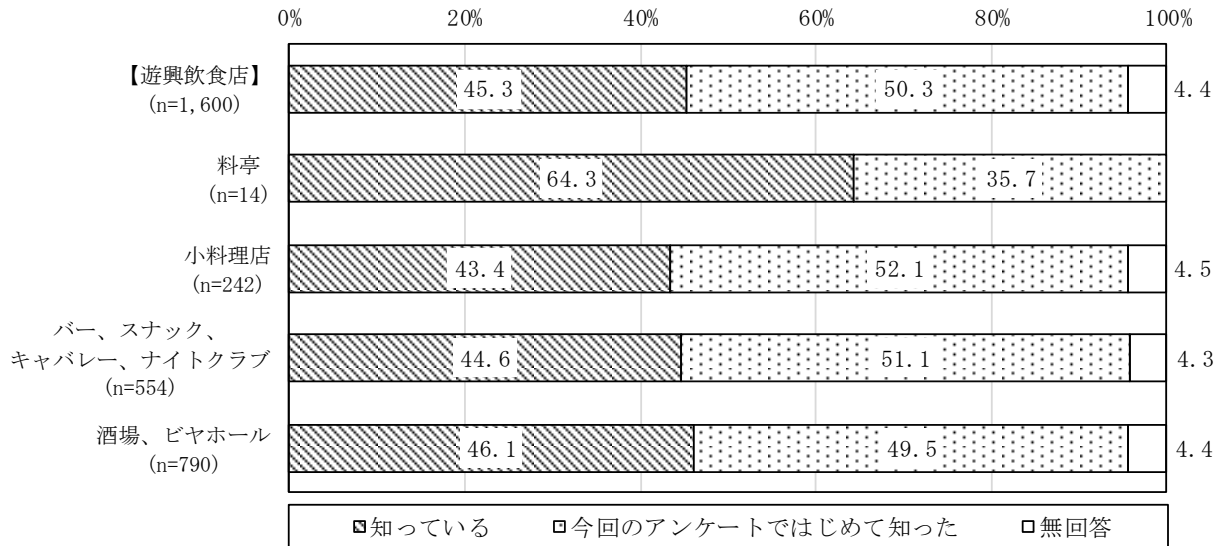
業種別にみても、サンプル数の少ない料亭(認知度 64.3%)を除き、あまり差がない。

表 12B-1-1 健康増進法上の努力義務の認知度 (n=1,600)

上段：件数
下段：構成比

	知っている	今回のアンケートではじめて知った	無回答	合計
【遊興飲食店】	725 (45.3)	805 (50.3)	70 (4.4)	1,600 (100.0)
料亭	9 (64.3)	5 (35.7)	- -	14 (100.0)
小料理店	105 (43.4)	126 (52.1)	11 (4.5)	242 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	247 (44.6)	283 (51.1)	24 (4.3)	554 (100.0)
酒場、ビヤホール	364 (46.1)	391 (49.5)	35 (4.4)	790 (100.0)

図 12B-1-1 健康増進法上の努力義務の認知度 (n=1,600)



《経年比較》

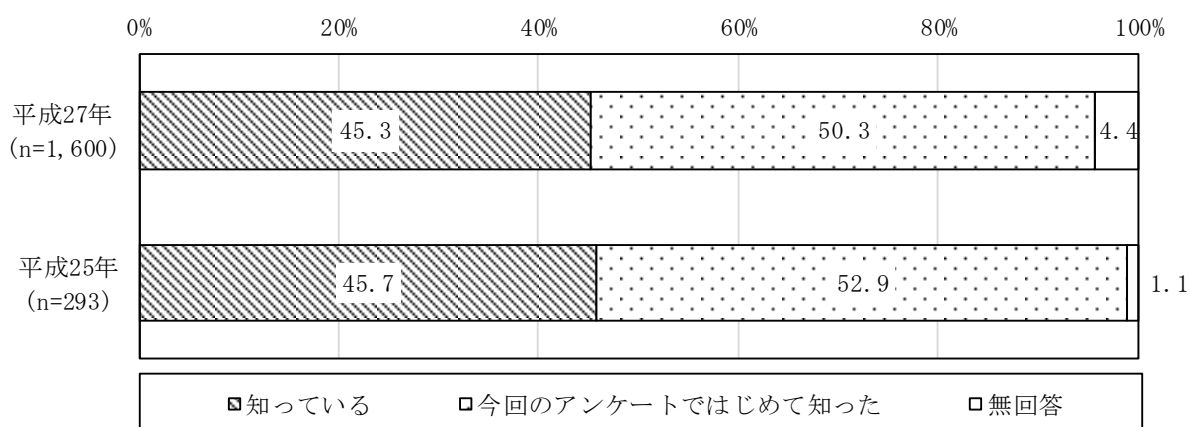
健康増進法上の努力義務の認知度は、平成25年とほぼ同水準にある。

表 12B-1-2 健康増進法上の努力義務の認知度（平成27年：n=1600、平成25年：n=293）

	平成27年		平成25年	
	件数	構成比	件数	構成比
知っている	725	45.3%	134	45.7%
今回のアンケートではじめて知った	805	50.3%	155	52.9%
無回答	70	4.4%	4	1.1%
合計	1,600	100.0%	293	100.0%

＜参考＞

図 12B-1-2 健康増進法上の努力義務の認知度（平成27年：n=1600、平成25年：n=293）



(3) 受動喫煙防止対策の具体的な内容についての認知度<問 13>

[問 12 で、「健康増進法を知っている」と回答した飲食店]

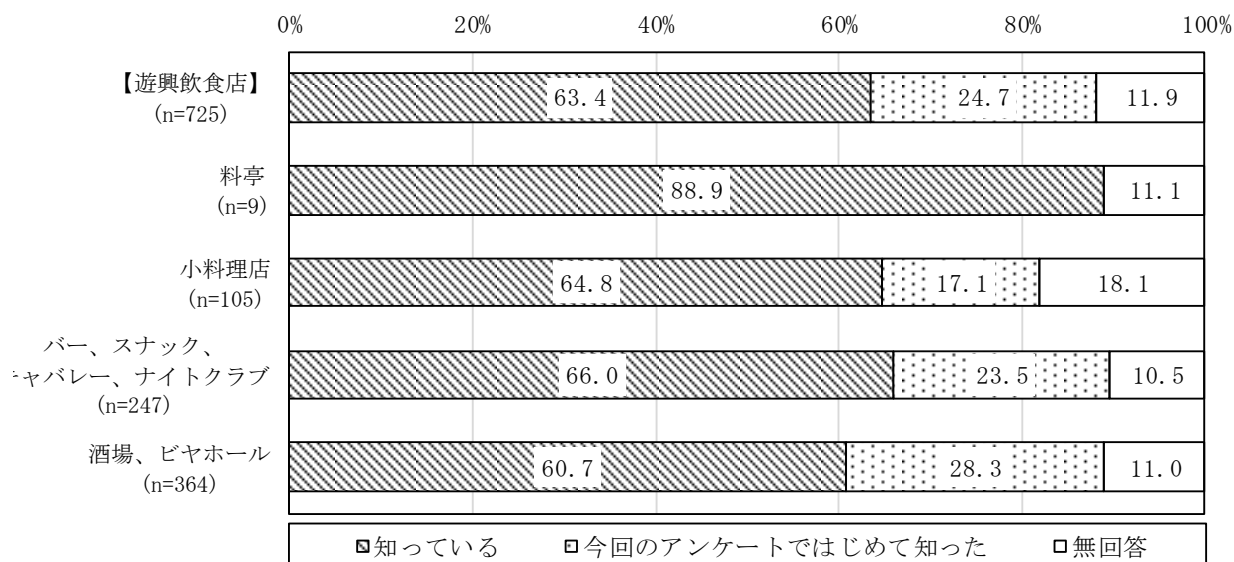
受動喫煙防止対策の具体的な内容について、「知っている」は健康増進法上の努力義務認知者のうち、63.4%と6割強、「今回のアンケートではじめて知った」は24.7%である。

表 13B 受動喫煙防止対策の具体的な内容の認知度 (n=725)

上段：件数
下段：構成比

	知っている	今回のアンケートではじめて知った	無回答	合計
【遊興飲食店】	460 (63.4)	179 (24.7)	86 (11.9)	725 (100.0)
料亭	8 (88.9)	- -	1 (11.1)	9 (100.0)
小料理店	68 (64.8)	18 (17.1)	19 (18.1)	105 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	163 (66.0)	58 (23.5)	26 (10.5)	247 (100.0)
酒場、ビヤホール	221 (60.7)	103 (28.3)	40 (11.0)	364 (100.0)

図 13B 受動喫煙防止対策の具体的な内容の認知度 (n=725)

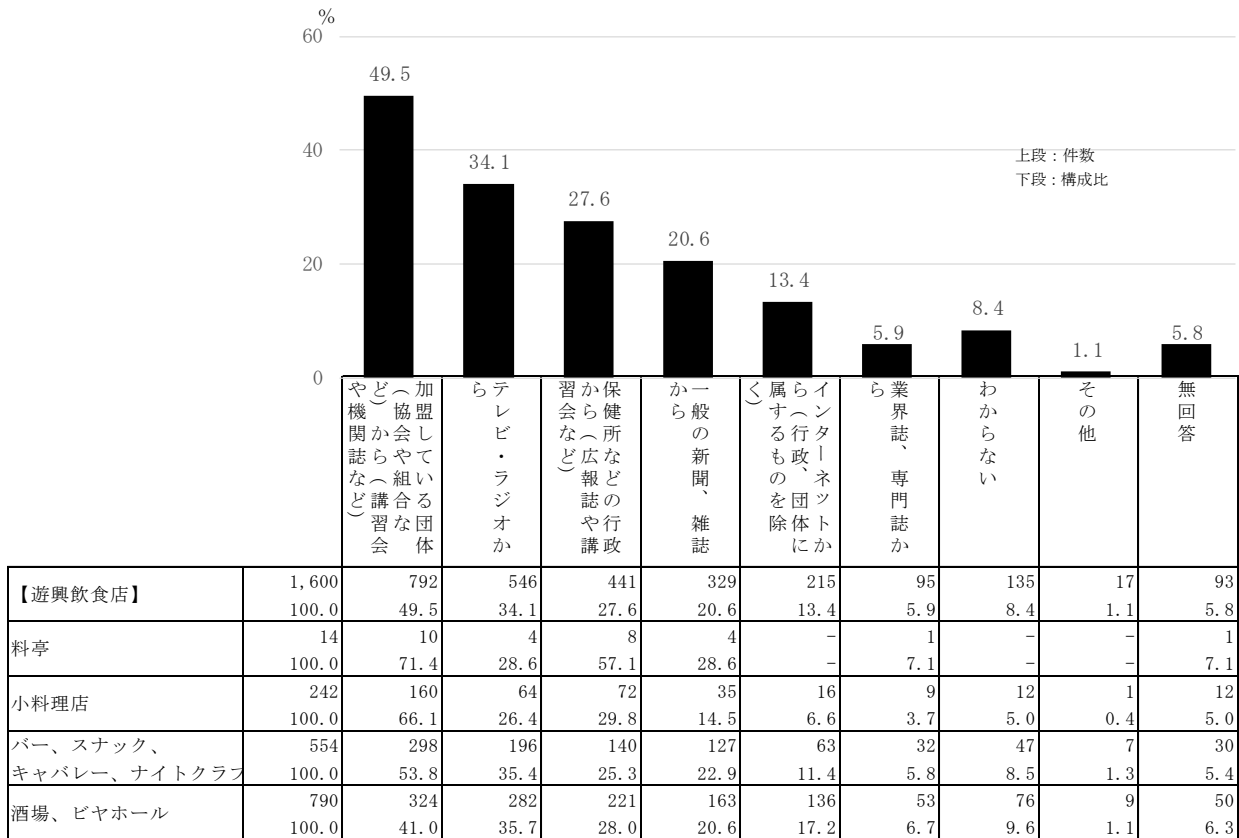


(4) 受動喫煙に関する情報の入手方法<問 14>

受動喫煙に関する情報の入手方法は、「加盟している団体(協会や組合など)から(講習会や機関誌など)」(49.5%)を筆頭に、以下「テレビ・ラジオから」(34.1%)、「保健所などの行政から(広報誌や講習会など)」(27.6%)、「一般の新聞、雑誌から」(20.6%)などが上位にあり、これらに「インターネット」(13.4%)が続くとする順位傾向は一般飲食店の場合と変わらない。

業種別にみると、「加盟している団体から」は小料理店で高く、酒場・ビヤホールで低くなっている。

図 14B 受動喫煙に関する情報の入手方法 (n = 1,600 複数回答)



3 禁煙・分煙対策の状況

(1) 禁煙・分煙の状況<問 15-1>

遊興飲食店では、「禁煙や分煙の対策はしていない」が84.8%と大半を占め、「分煙」(11.9%)と「全面禁煙」(2.0%)を合わせて対策をしている店舗は1割強となっている。

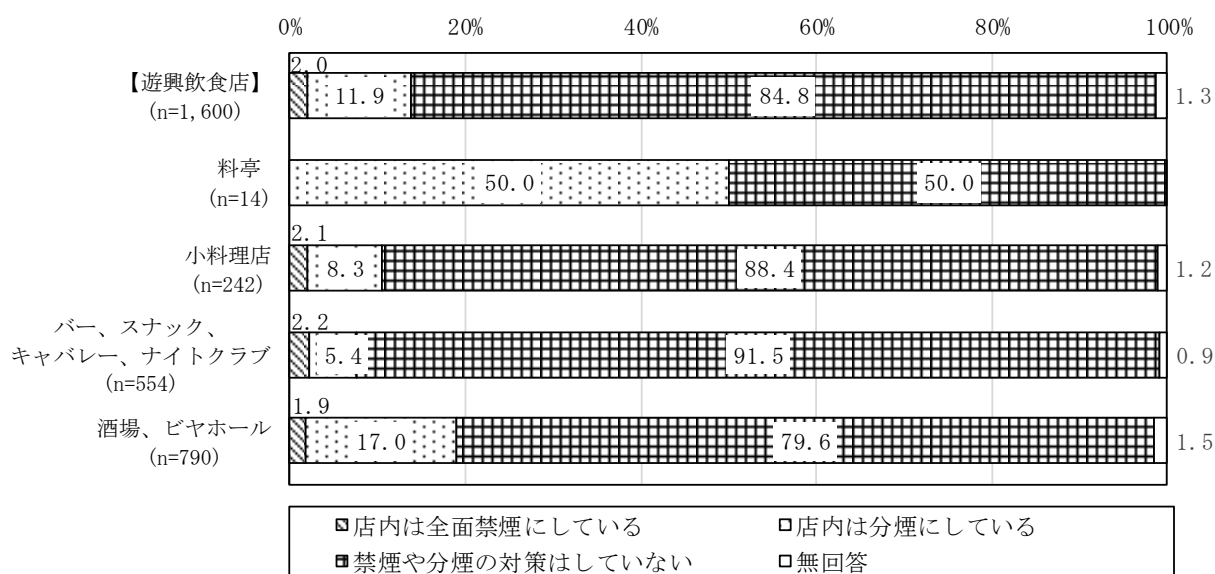
業種別では、酒場・ビヤホールで「分煙」が他に比べ多くなっている。

表 15B-1-1 禁煙・分煙の状況 (n=1,600)

上段：件数
下段：構成比

	店内は全面禁煙にしている	店内は分煙にしている	禁煙や分煙の対策はしていない	無回答	合計
【遊興飲食店】	32 (2.0)	191 (11.9)	1,357 (84.8)	20 (1.3)	1,600 (100.0)
料亭	-	7 (50.0)	7 (50.0)	-	14 (100.0)
小料理店	5 (2.1)	20 (8.3)	214 (88.4)	3 (1.2)	242 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	12 (2.2)	30 (5.4)	507 (91.5)	5 (0.9)	554 (100.0)
酒場、ビヤホール	15 (1.9)	134 (17.0)	629 (79.6)	12 (1.5)	790 (100.0)

図 15B-1-1 禁煙・分煙の状況 (n=1,600)



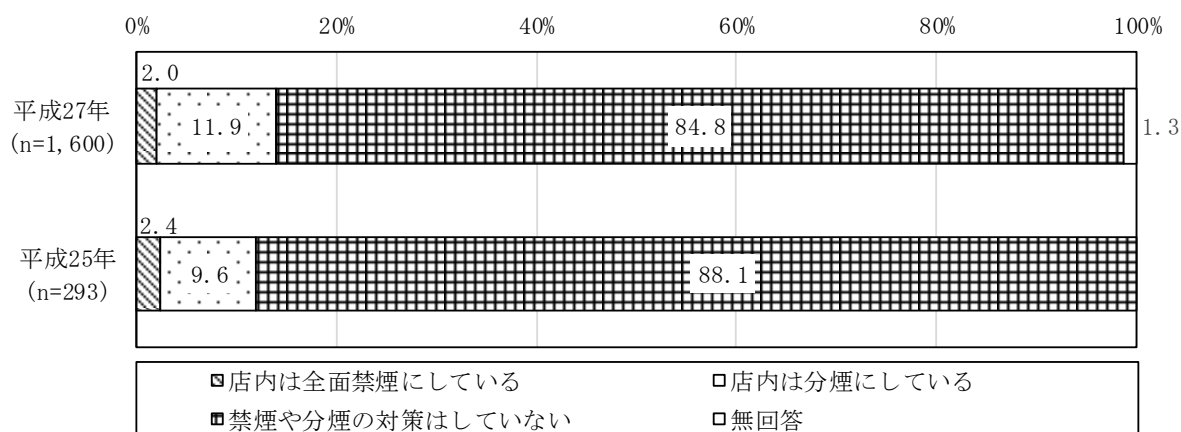
《経年比較》

「店内は分煙にしている」と回答した店舗は、平成 25 年（9.6%）より増加しており、「禁煙や分煙の対策はしていない」とする店舗は、平成 25 年（88.1%）よりも減少している。

表 15B-1-2 禁煙・分煙の状況（平成 27 年：n=1,600、平成 25 年：n=293）

	平成27年		平成25年	
	件数	構成比	件数	構成比
店内は全面禁煙にしている	32	2.0%	7	2.4%
店内は分煙にしている	191	11.9%	28	9.6%
禁煙や分煙の対策はしていない	1,357	84.8%	258	88.1%
無回答	20	1.3%	0	0.0%
合計	1,600	100.0%	293	100.0%

図 15B-1-2 禁煙・分煙の状況（平成 27 年：n=1,600、平成 25 年：n=293）



(2) 分煙の種類<問 15-2>

[問 15-1 で「2 店内は分煙にしている」と回答した飲食店]

分煙の種類では、「空間分煙のみをしている」が 40.8%と約 4 割、次いで「時間分煙のみをしている」(34.6%)、「空間分煙と時間分煙を両方している」(22.5%) となっている。

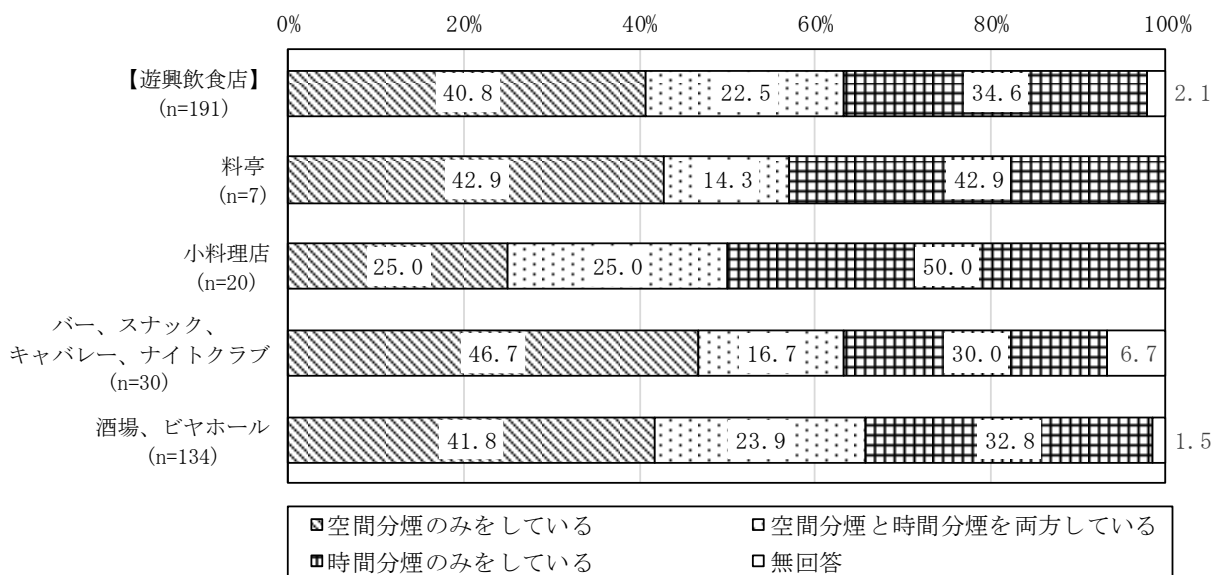
業種別にみると、「空間分煙のみ」はバー・スナック・キャバレー・ナイトクラブ、「時間分煙のみ」は小料理店で高くなっている。

表 15B-2 分煙の種類 (n=191)

上段：件数
下段：構成比

	空間分煙のみ をしている	空間分煙と時間分 煙を両方している	時間分煙のみ をしている	無回答	合計
【遊興飲食店】	78 (40.8)	43 (22.5)	66 (34.6)	4 (2.1)	191 (100.0)
料亭	3 (42.9)	1 (14.3)	3 (42.9)	-	7 (100.0)
小料理店	5 (25.0)	5 (25.0)	10 (50.0)	-	20 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	14 (46.7)	5 (16.7)	9 (30.0)	2 (6.7)	30 (100.0)
酒場、ビヤホール	56 (41.8)	32 (23.9)	44 (32.8)	2 (1.5)	134 (100.0)

図 15B-2 分煙の種類 (n=191)



① 空間分煙の内容<問 15-3>

[問 15-2 で「1 空間分煙のみをしている」または「2 空間分煙と時間分煙を両方している」と回答した飲食店]

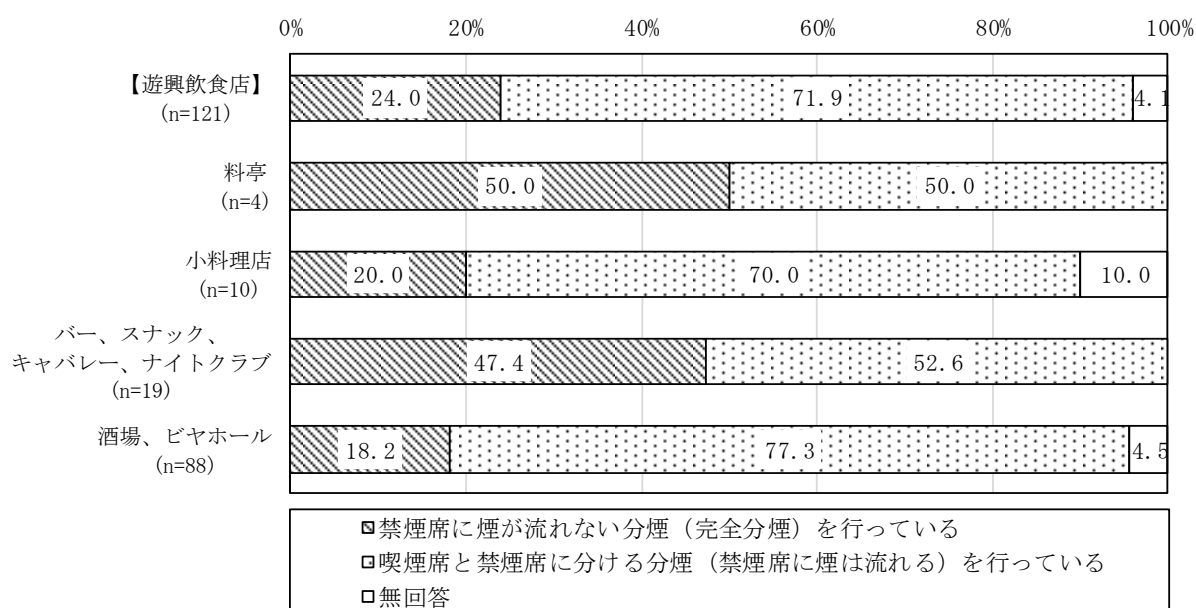
空間分煙の内容では、「喫煙席と禁煙席に分ける分煙（禁煙席に煙は流れる）を行っている」が 71.9%と約 7 割を占め、「禁煙席に煙は流れない分煙（完全分煙）を行っている」は 24.0%である。

表 15B-3 空間分煙の内容 (n = 121)

上段：件数
下段：構成比

	禁煙席に煙が流れない分煙（完全分煙）を行っている	喫煙席と禁煙席に分ける分煙（禁煙席に煙は流れる）を行っている	無回答	合計
【遊興飲食店】	29 (24.0)	87 (71.9)	5 (4.1)	121 (100.0)
料亭	2 (50.0)	2 (50.0)	-	4 (100.0)
小料理店	2 (20.0)	7 (70.0)	1 (10.0)	10 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	9 (47.4)	10 (52.6)	-	19 (100.0)
酒場、ビヤホール	16 (18.2)	68 (77.3)	4 (4.5)	88 (100.0)

図 15B-3 空間分煙の内容 (n = 121)



② 時間分煙の内容<問 15-4>

[問 15-2 で「2 空間分煙と時間分煙を両方している」または「3 時間分煙のみをしている」と回答した飲食店]

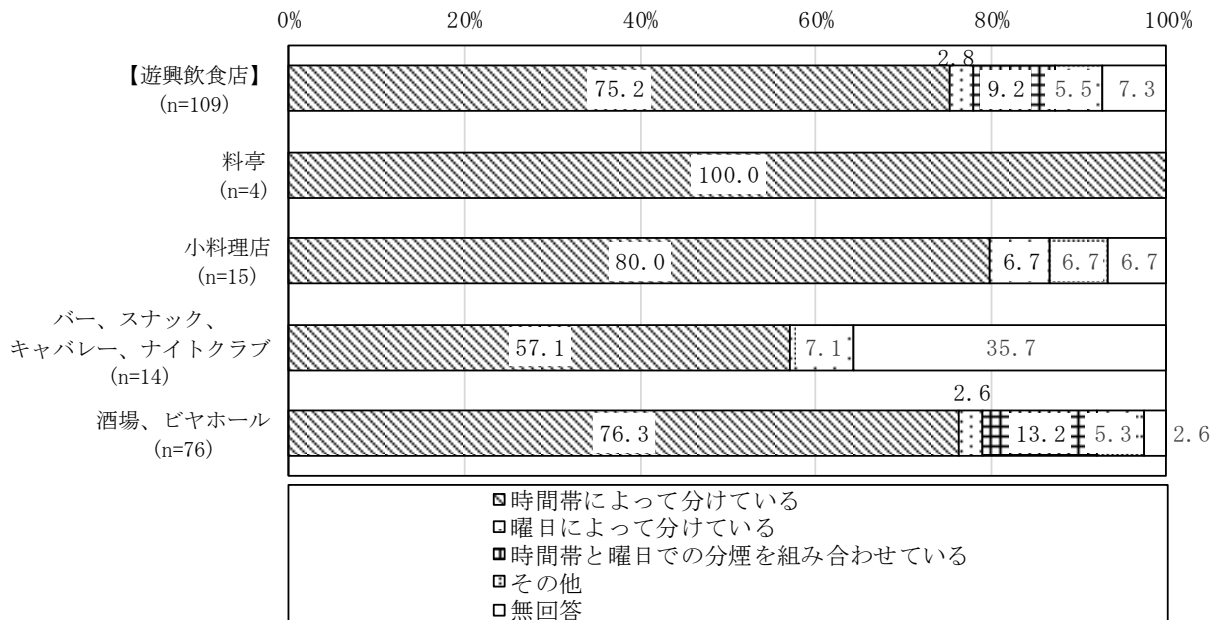
時間分煙の内容では、「時間帯によって分けている」が 75.2%と、大半を占めている。

表 15B-4 時間分煙の内容 (n = 109)

上段：件数
下段：構成比

	時間帯によって分けている	曜日によって分けている	時間帯と曜日での分煙を組み合わせている	その他	無回答	合計
【遊興飲食店】	82 (75.2)	3 (2.8)	10 (9.2)	6 (5.5)	8 (7.3)	109 (100.0)
料亭	4 (100.0)	-	-	-	-	4 (100.0)
小料理店	12 (80.0)	1 (6.7)	-	1 (6.7)	1 (6.7)	15 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	8 (57.1)	-	-	1 (7.1)	5 (35.7)	14 (100.0)
酒場、ビヤホール	58 (76.3)	2 (2.6)	10 (13.2)	4 (5.3)	2 (2.6)	76 (100.0)

図 15B-4 時間分煙の内容 (n = 109)



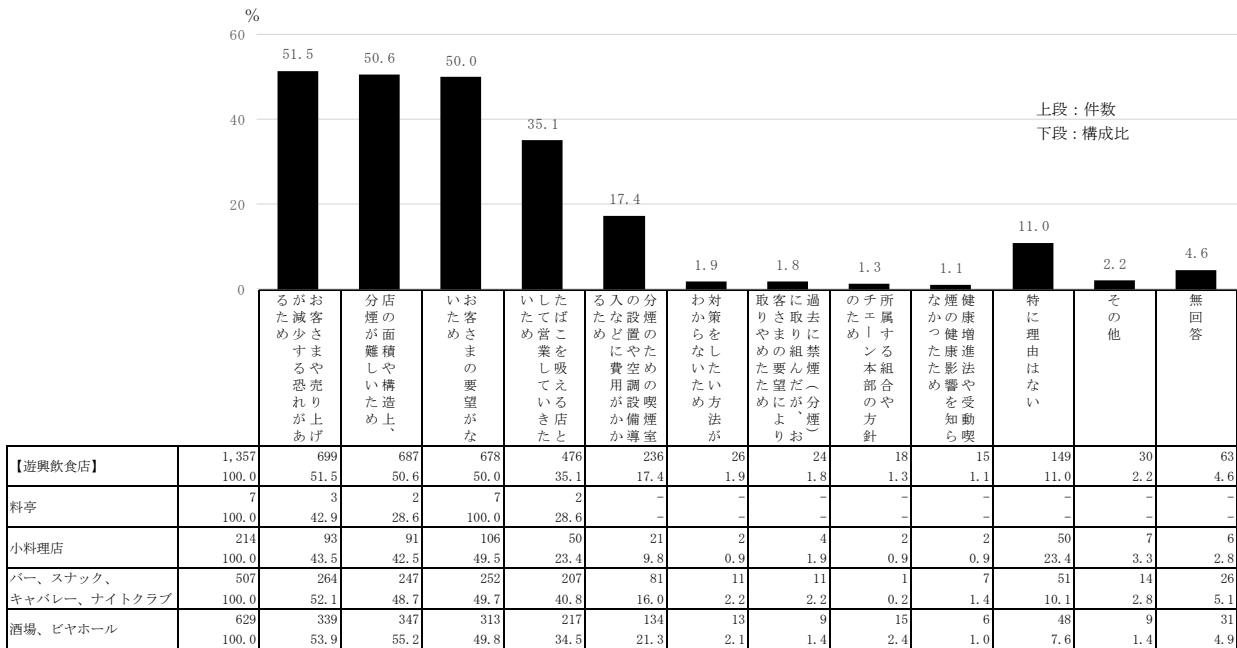
(3) 対策をしていない理由<問 16-1>

[問 15-1 で「3 禁煙や分煙の対策はしていない」と回答した飲食店]

「お客さまや売り上げが減少する恐れがあるため」(51.5%)、「店の面積や構造上、分煙が難しいため」(50.6%)、「お客さまの要望がないため」(50.0%) がほぼ同水準で上位に並び、「たばこを吸える店として営業していきたいため」(35.1%) がこれらに続いている。

業種別にみると、「店の面積や構造上、分煙が難しいため」は酒場・ビヤホール、「たばこを吸える店として営業していきたいため」はバー・スナック・キャバレー・ナイトクラブで高い。

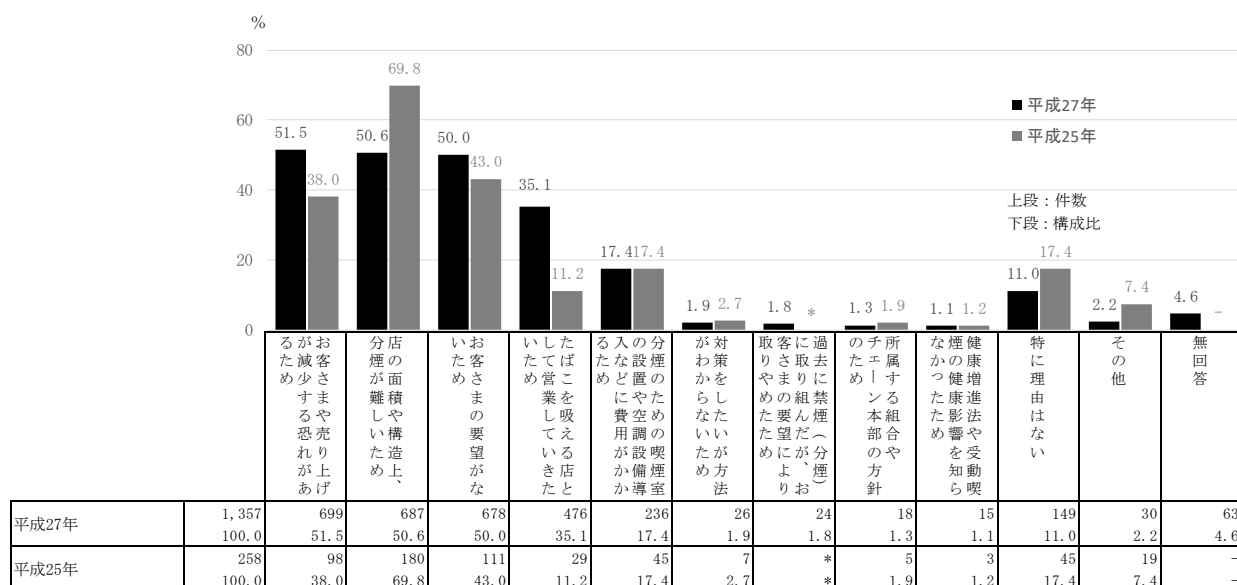
図 16B-1-1 対策をしていない理由 (n=1,357 複数回答)



《経年比較》

経年でみると、「店の面積や構造上、分煙が難しいため」が減少し、「たばこを吸える店として営業していきたいため」が大幅に増加、「お客さまや売り上げが減少する恐れがあるため」も増加している。

図 16B-1-2 対策をしていない理由（平成 27 年：n = 1,485、平成 25 年：n = 258 複数回答）

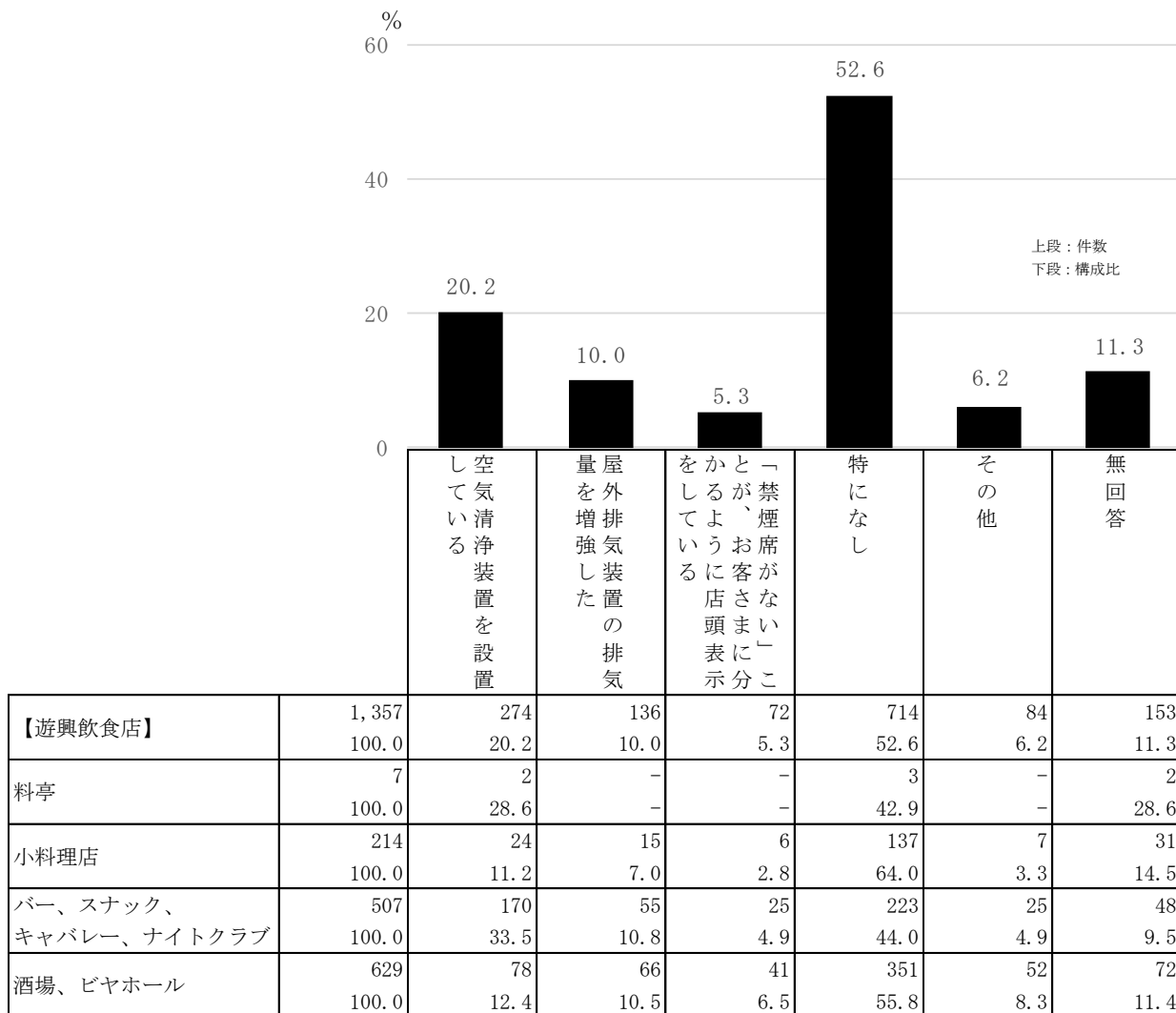


(4) 対策はしていないが、客への配慮としての取組内容<問 16-2>

[問 15-1 で「3 禁煙や分煙の対策はしていない」と回答した飲食店]

対策はしていないが、客への配慮として取り組んでいる内容は、「空気清浄装置を設置している」が 20.2%、「屋外排気装置の排気量を増強した」が 10.0%、「禁煙席がないことが、お客さまにわかるように店頭表示をしている」が 5.3%となっており、「特になし」は 52.6%であった。

図 16B-2 客への配慮としての取組内容 (n=1,357 複数回答)



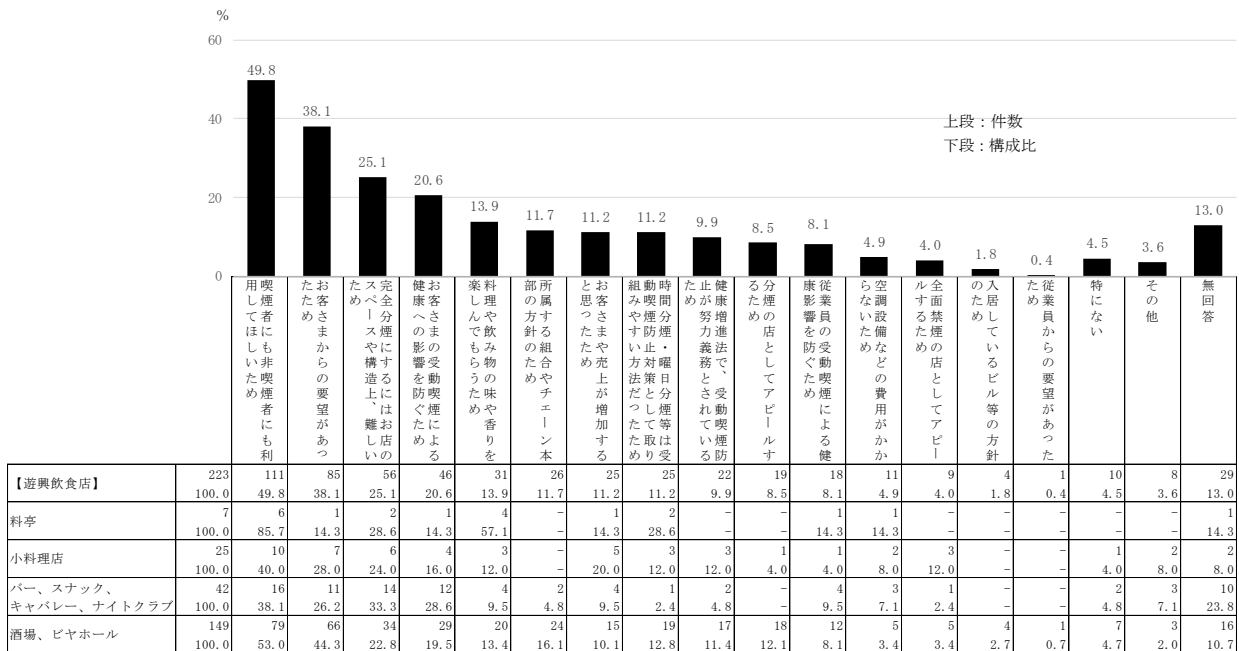
(5) 受動喫煙防止の取組を行っている理由<問 17-1>

① 全体

[問 15-1 で「1 店内は全面禁煙にしている」または「2 店内は分煙にしている」と回答した飲食店]

「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」が 49.8%と最も高く、次いで「お客さまからの要望があったため」(38.1%)、以下「完全分煙にするにはお店のスペースや構造上、難しいため」(25.1%)、「お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため」(20.6%)、「料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため」(13.9%) が上位に続いている。

図 17B-1-1 受動喫煙防止の取組を行っている理由 (n=223 複数回答)



② 全面禁煙とした理由

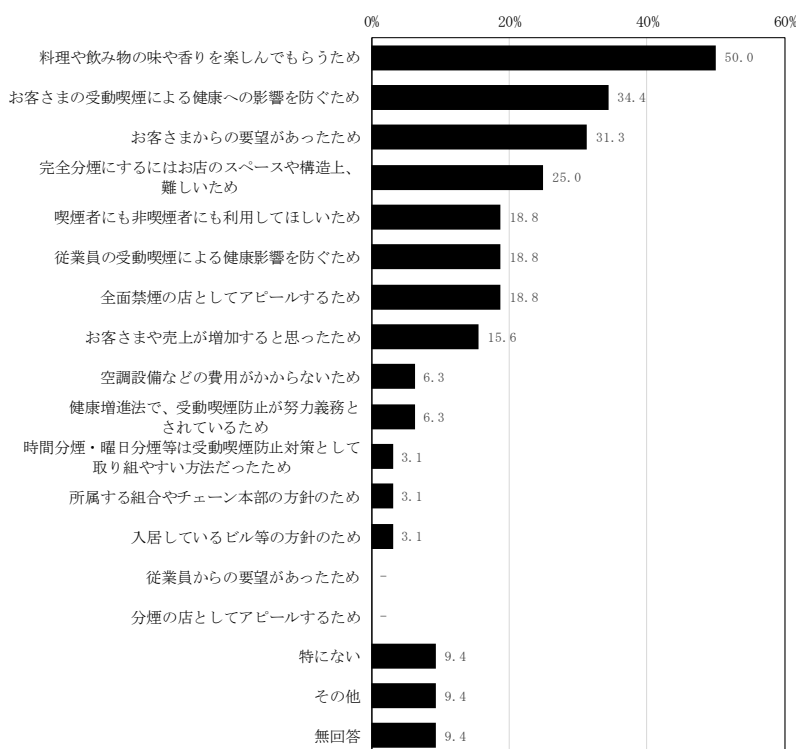
[問 15-1 で「1 店内は全面禁煙にしている」と回答した飲食店]

全面禁煙とした理由は、「料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため」が 50.0%で最も高く、次いで「お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため」が 34.4%、以下「お客さまからの要望があったため」(31.3%)、「完全分煙にするにはお店のスペースや構造上、難しいため」(25.0%) の順となっている。

表 17B-1-2 全面禁煙とした理由 (n=32 複数回答)

	件数	構成比
料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため	16	50.0%
お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため	11	34.4%
お客さまからの要望があったため	10	31.3%
完全分煙にするにはお店のスペースや構造上、難しいため	8	25.0%
喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	6	18.8%
従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	6	18.8%
全面禁煙の店としてアピールするため	6	18.8%
お客さまや売上が増加すると思ったため	5	15.6%
空調設備などの費用がかからないため	2	6.3%
健康増進法で、受動喫煙防止が努力義務とされているため	2	6.3%
時間分煙・曜日分煙等は受動喫煙防止対策として取り組やすい方法だったため	1	3.1%
所属する組合やチェーン本部の方針のため	1	3.1%
入居しているビル等の方針のため	1	3.1%
従業員からの要望があったため	-	-
分煙の店としてアピールするため	-	-
特にない	3	9.4%
その他	3	9.4%
無回答	3	9.4%

図 17-1-2 全面禁煙とした理由 (n=32 複数回答)



③ 完全分煙とした理由

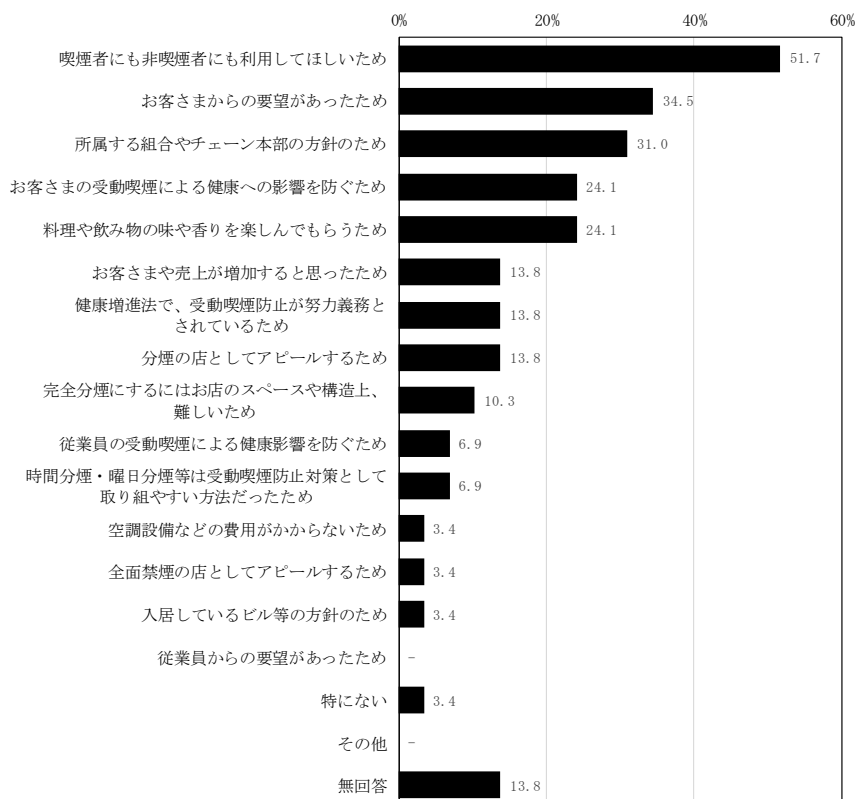
[問 15-3 で「1 禁煙席に煙が流れない分煙(完全分煙)を行っている」と回答した飲食店]

「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」が 51.7%で最も高く、次いで「お客さまからの要望があったため」(34.5%)、「所属する組合やチェーン本部の方針のため」(31.0%)が上位にあげられている。

表 17B-1-3 完全分煙とした理由 (n=29 複数回答)

	件数	構成比
喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	15	51.7%
お客さまからの要望があったため	10	34.5%
所属する組合やチェーン本部の方針のため	9	31.0%
お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため	7	24.1%
料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため	7	24.1%
お客さまや売上が増加すると思ったため	4	13.8%
健康増進法で、受動喫煙防止が努力義務とされているため	4	13.8%
分煙の店としてアピールするため	4	13.8%
完全分煙にはお店のスペースや構造上、難しいため	3	10.3%
従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	2	6.9%
時間分煙・曜日分煙等は受動喫煙防止対策として取り組やすい方法だったため	2	6.9%
空調設備などの費用がかからないため	1	3.4%
全面禁煙の店としてアピールするため	1	3.4%
入居しているビル等の方針のため	1	3.4%
従業員からの要望があったため	-	-
特になし	1	3.4%
その他	-	-
無回答	4	13.8%

図 17-1-3 完全分煙とした理由 (n=29 複数回答)



④ 喫煙席と禁煙席に分ける分煙とした理由

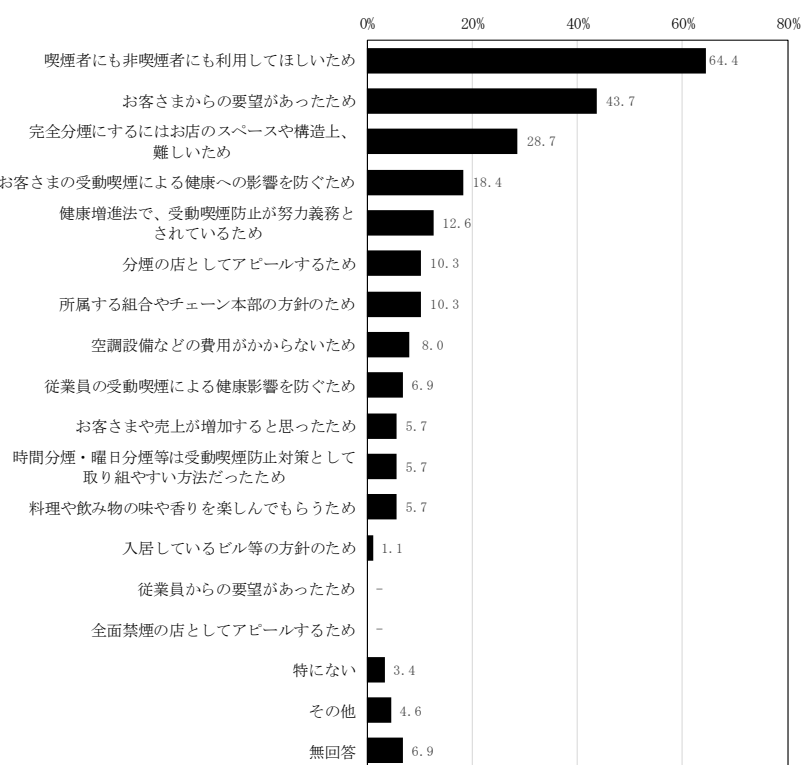
[問 15-3 で「2 喫煙席と禁煙席に分ける分煙(禁煙席に煙は流れる)を行っている」と回答した飲食店]

「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」が 64.4%で最も高く、次いで「お客さまからの要望があったため」(43.7%)、「完全分煙にするにはお店のスペースや構造上、難しいため」(28.7%) の順となっている。

表 17B-1-4 喫煙席と禁煙席に分ける分煙とした理由 (n=87 複数回答)

	件数	構成比
喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	56	64.4%
お客さまからの要望があったため	38	43.7%
完全分煙にするにはお店のスペースや構造上、難しいため	25	28.7%
お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため	16	18.4%
健康増進法で、受動喫煙防止が努力義務とされているため	11	12.6%
分煙の店としてアピールするため	9	10.3%
所属する組合やチェーン本部の方針のため	9	10.3%
空調設備などの費用がかからないため	7	8.0%
従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	6	6.9%
お客さまや売上が増加すると思ったため	5	5.7%
時間分煙・曜日分煙等は受動喫煙防止対策として取り組やすい方法だったため	5	5.7%
料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため	5	5.7%
入居しているビル等の方針のため	1	1.1%
従業員からの要望があったため	-	-
全面禁煙の店としてアピールするため	-	-
特にない	3	3.4%
その他	4	4.6%
無回答	6	6.9%

図 17B-1-4 喫煙席と禁煙席に分ける分煙とした理由 (n=87 複数回答)



⑤ 時間分煙とした理由

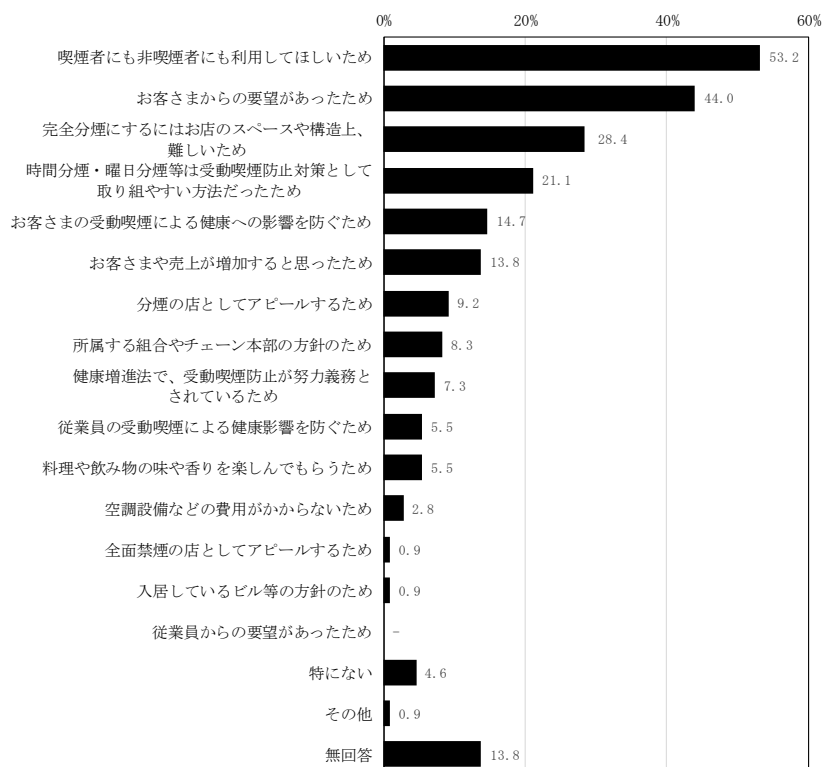
[問 15-2 で「2 空間分煙と時間分煙を両方している」または「3 時間分煙のみをしている」と回答した飲食店]

「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」が 53.2%で最も高く、次いで「お客さまからの要望があったため」(44.0%)、「完全分煙にするにはお店のスペースや構造上、難しいため」(28.4%) の順となっている。

表 17B-1-5 時間分煙とした理由 (n=236 複数回答)

	件数	構成比
喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	58	53.2%
お客さまからの要望があったため	48	44.0%
完全分煙にするにはお店のスペースや構造上、難しいため	31	28.4%
時間分煙・曜日分煙等は受動喫煙防止対策として取り組やすい方法だったため	23	21.1%
お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため	16	14.7%
お客さまや売上が増加すると思ったため	15	13.8%
分煙の店としてアピールするため	10	9.2%
所属する組合やチェーン本部の方針のため	9	8.3%
健康増進法で、受動喫煙防止が努力義務とされているため	8	7.3%
従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	6	5.5%
料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため	6	5.5%
空調設備などの費用がかからないため	3	2.8%
全面禁煙の店としてアピールするため	1	0.9%
入居しているビル等の方針のため	1	0.9%
従業員からの要望があったため	-	-
特になし	5	4.6%
その他	1	0.9%
無回答	15	13.8%

図 17B-1-5 時間分煙とした理由 (n=236 複数回答)



(6) 取組開始時期<問 17-2>

[問 15-1 で「1 店内は全面禁煙にしている」または「2 店内は分煙にしている」と回答した飲食店]

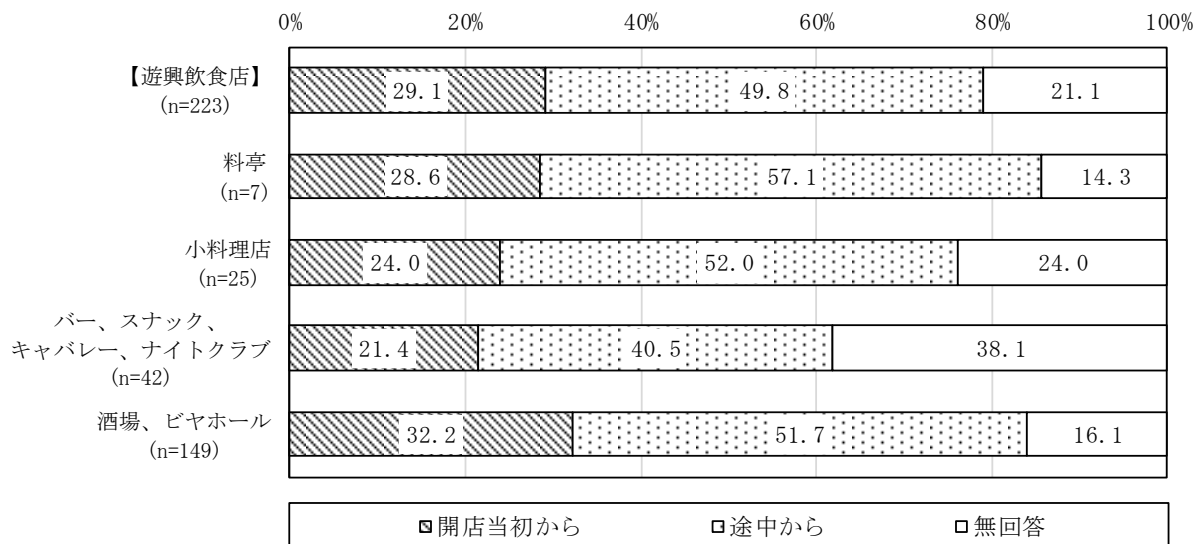
取組の開始時期は「途中から」が 49.8%、「開店当初から」が 29.1%であった。

表 17B-2 取組開始時期 (n=223)

上段：件数
下段：構成比

	開店当初から	途中から	無回答	合計
【遊興飲食店】	65 (29.1)	111 (49.8)	47 (21.1)	223 (100.0)
料亭	2 (28.6)	4 (57.1)	1 (14.3)	7 (100.0)
小料理店	6 (24.0)	13 (52.0)	6 (24.0)	25 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	9 (21.4)	17 (40.5)	16 (38.1)	42 (100.0)
酒場、ビヤホール	48 (32.2)	77 (51.7)	24 (16.1)	149 (100.0)

図 17B-2 取組開始時期 (n=223)

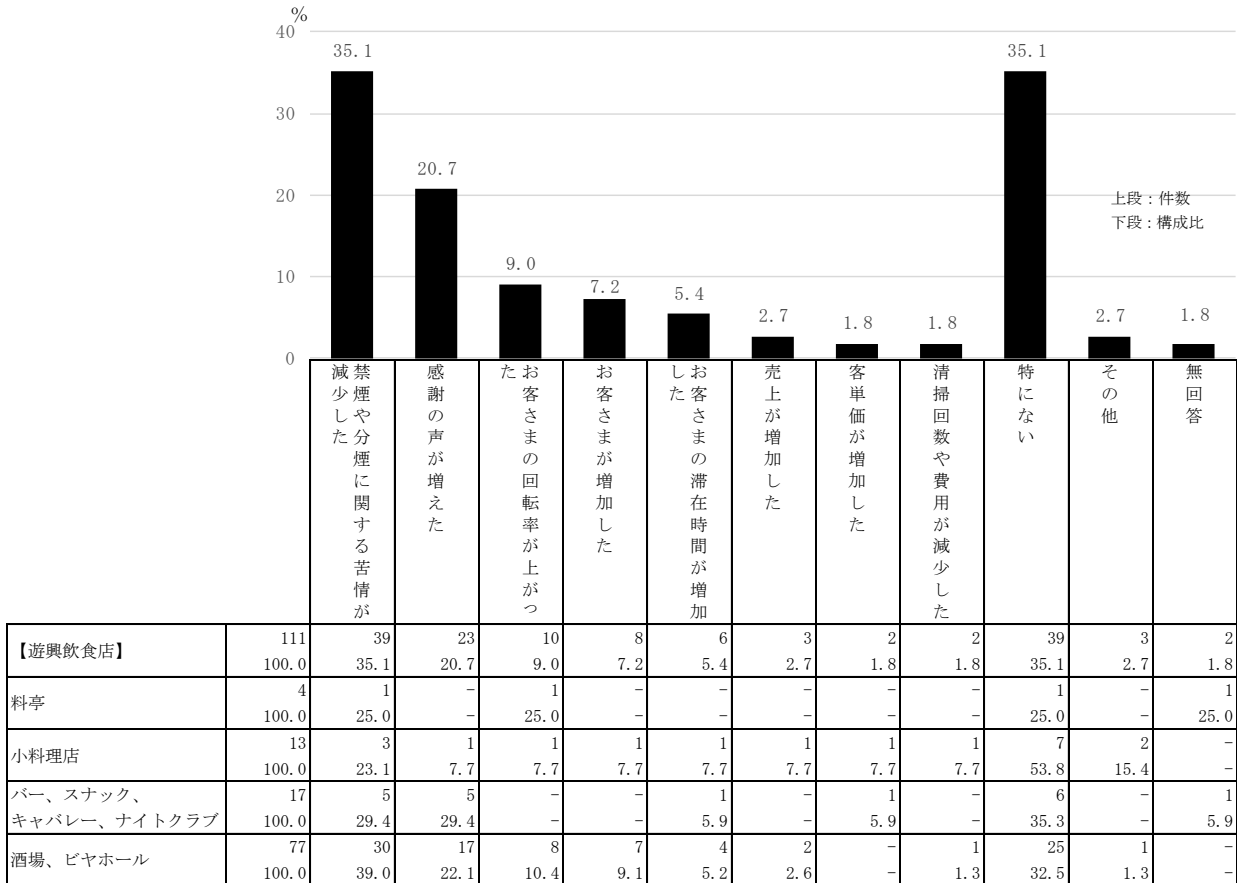


(7) 取組を実施したことによるメリット<問 17-3>

[問 17-2 で「2 途中から」と回答した飲食店]

受動喫煙防止の取組実施のメリットは、「禁煙や分煙に関する苦情が減少した」が 35.1%で最も高く、以下「感謝の声が増えた」(20.7%)、「お客さまの回転率が上がった」(9.0%)、「お客さまが増加した」(7.2%)、「お客さまの滞在時間が増加した」(5.4%)の順となっている。

表 17B-3 受動喫煙防止の取組のメリット (n = 111 複数回答)

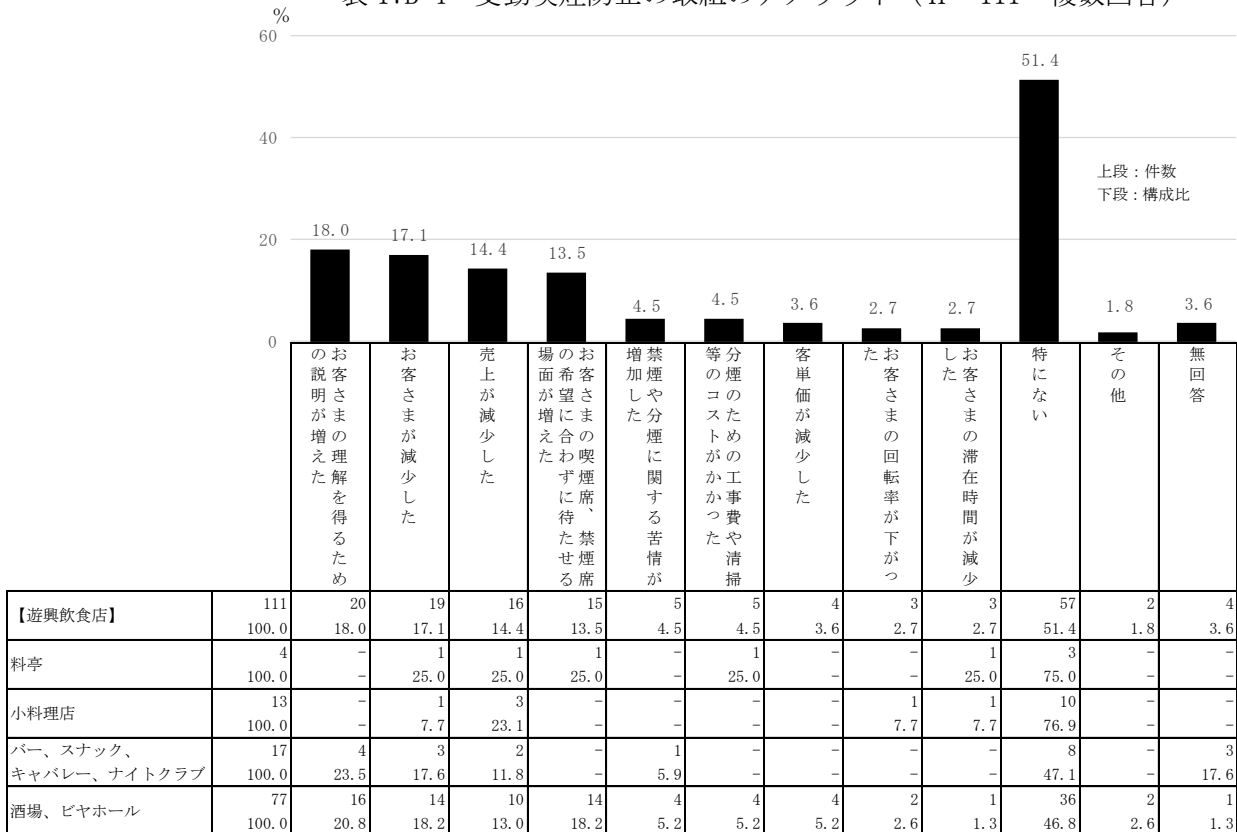


(8) 取組を実施したことによるデメリット<問 17-4>

[問 17-2 で「2 途中から」と回答した飲食店]

「特にない」が 51.4%と多いが、デメリットの内容としては、「お客さまの理解を得るための説明が増えた」(18.0%)、「お客さまが減少した」(17.1%)、「売上が減少した」(14.4%)、「お客さまの喫煙席、禁煙席の希望に合わずに待たせる場面が増えた」(13.5%)の順となっている。

表 17B-4 受動喫煙防止の取組のデメリット (n=111 複数回答)

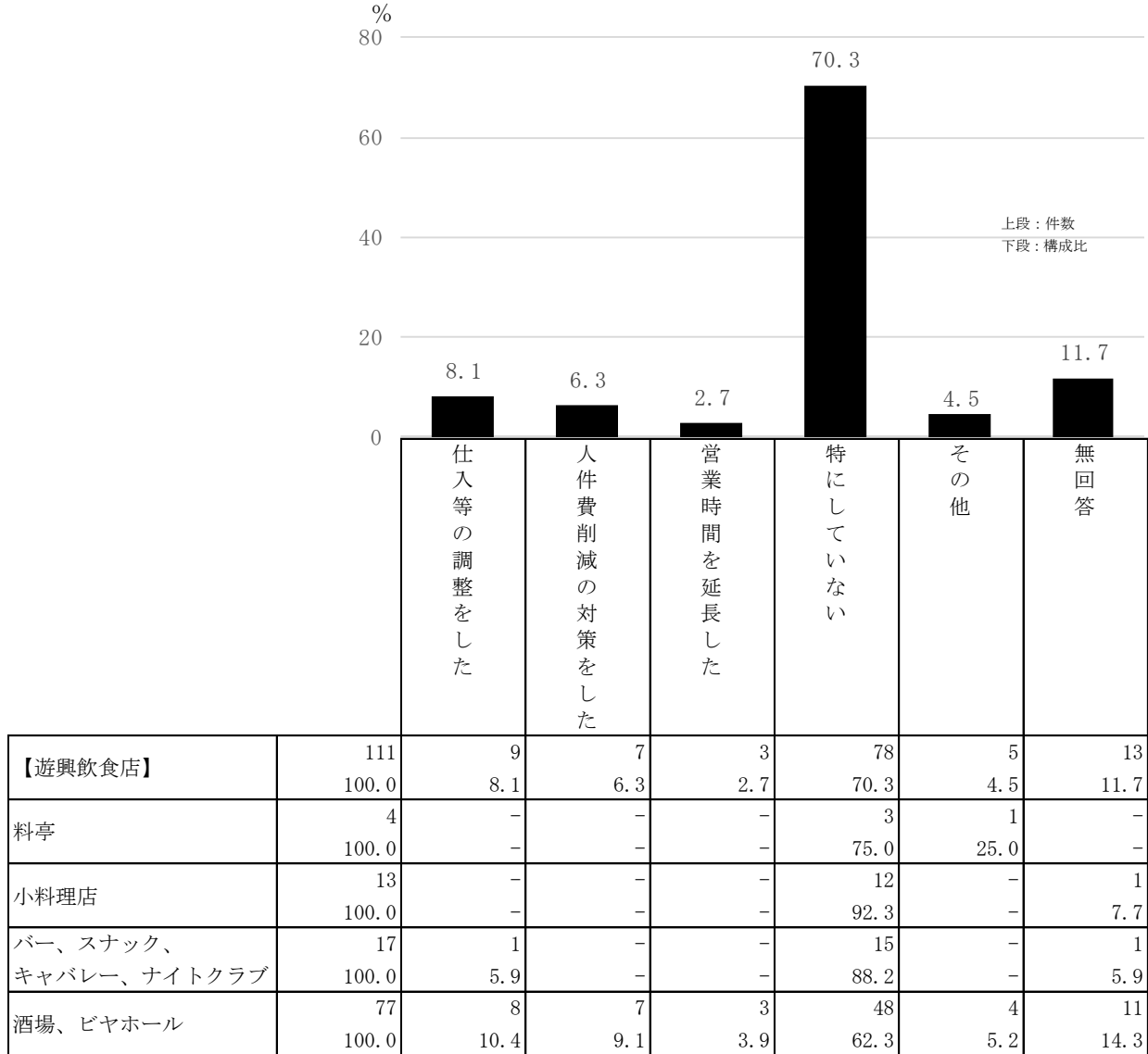


(9) デメリットを克服するための取組<問 17-5>

[問 17-2 で「2 途中から」と回答した飲食店]

デメリットを克服するための取組としては、「仕入等の調整をした」(8.1%)、「人件費削減の対策をした」(6.3%)とあるが、いずれも1割未満であり、「特にしていない」(70.3%)店舗が大半を占めている。

表 17B-5 デメリットを克服するための取組 (n=111 複数回答)



(10) 取組への客の反応<問 17-6>

[問 17-2 で「2 途中から」と回答した飲食店]

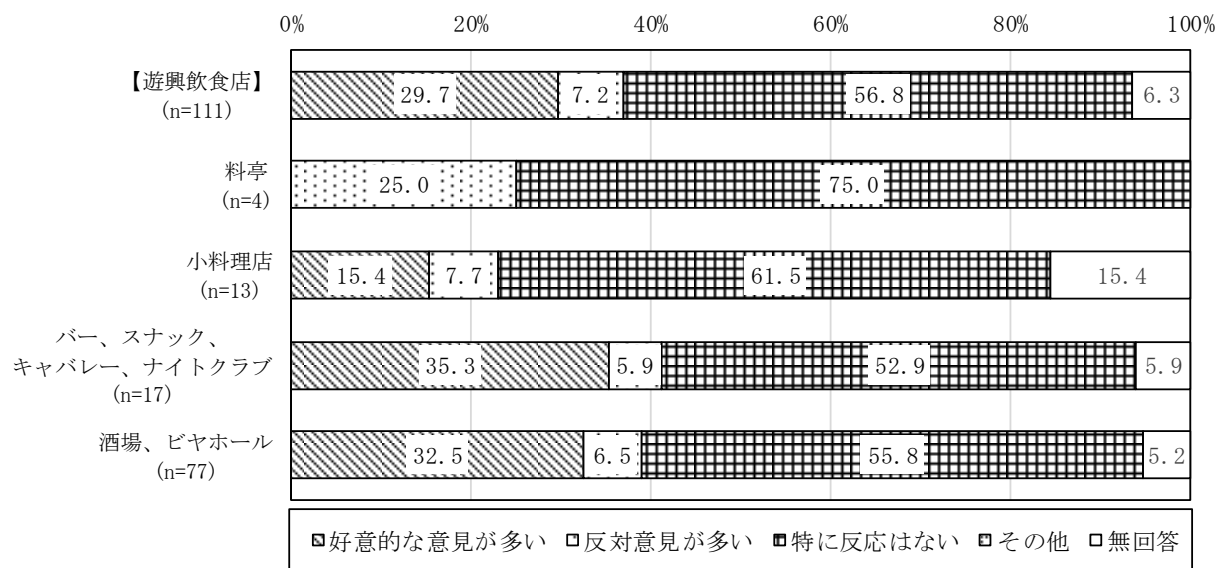
取組に対する客の反応では、「好意的な意見が多い」が 29.7%みられるものの、「特に反応はない」が 56.8%と多い。

表 17B-6 取組への客の反応 (n=111)

上段：件数
下段：構成比

	好意的な 意見が多い	反対意見が 多い	特に反応は ない	その他	無回答	合計
【遊興飲食店】	33 (29.7)	8 (7.2)	63 (56.8)	-	7 (6.3)	111 (100.0)
料亭	-	1 (25.0)	3 (75.0)	-	-	4 (100.0)
小料理店	2 (15.4)	1 (7.7)	8 (61.5)	-	2 (15.4)	13 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	6 (35.3)	1 (5.9)	9 (52.9)	-	1 (5.9)	17 (100.0)
酒場、ビヤホール	25 (32.5)	5 (6.5)	43 (55.8)	-	4 (5.2)	77 (100.0)

図 17-6 取組への客の反応 (n=111)

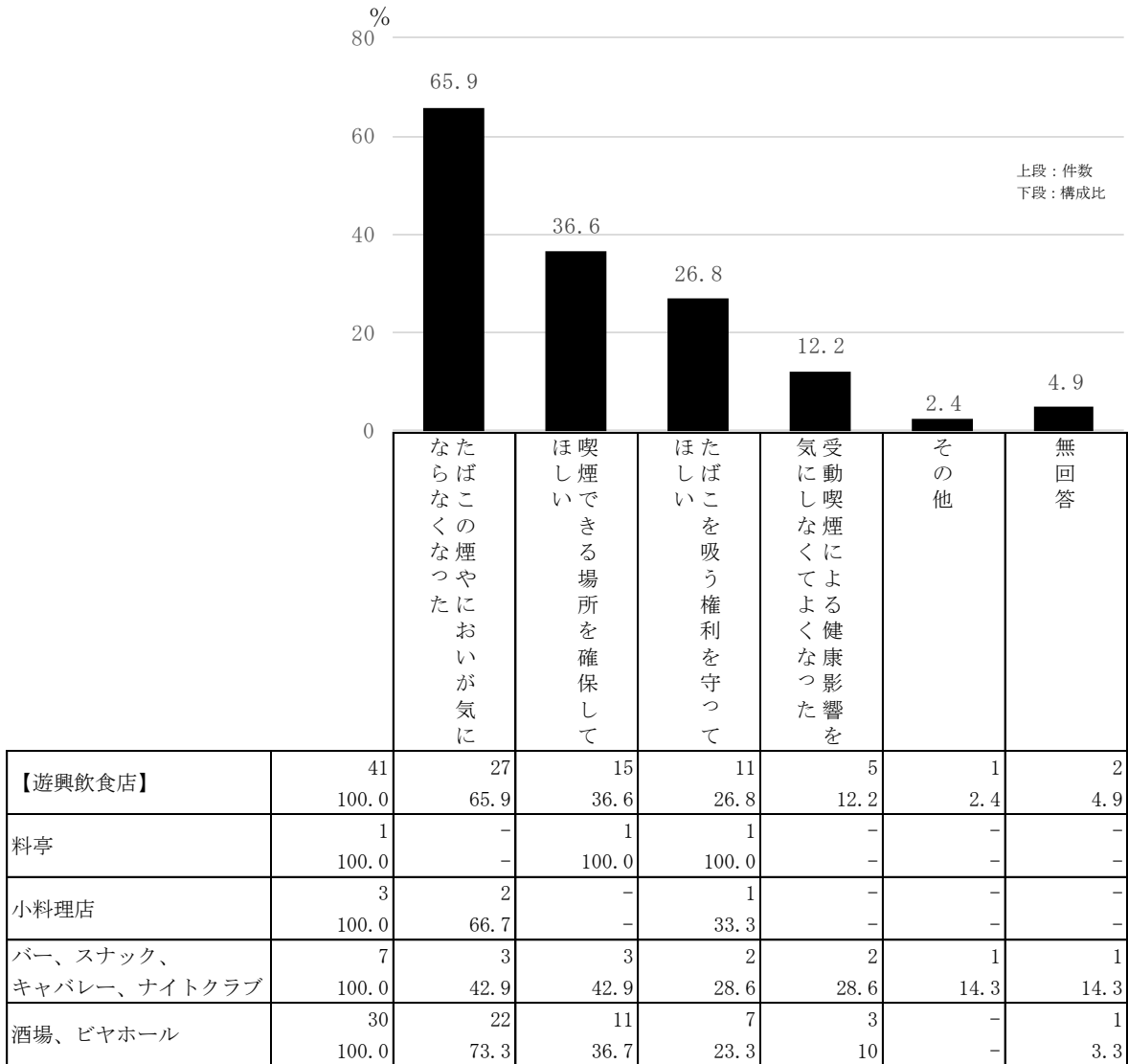


(11) 客の反応の具体的な内容<問17-7>

[問17-6で「1 好意的な意見が多い」または「2 反対意見が多い」と回答した飲食店]

客の具体的な反応は、「たばこの煙やにおいが気にならなくなった」(65.9%)と好評ではあるが、一方、「喫煙できる場所を確保してほしい」(36.6%)、「たばこを吸う権利を守ってほしい」(26.8%)とする要望も相当数あげられている。

図17B-7 客の具体的な意見 (n=41 複数回答)

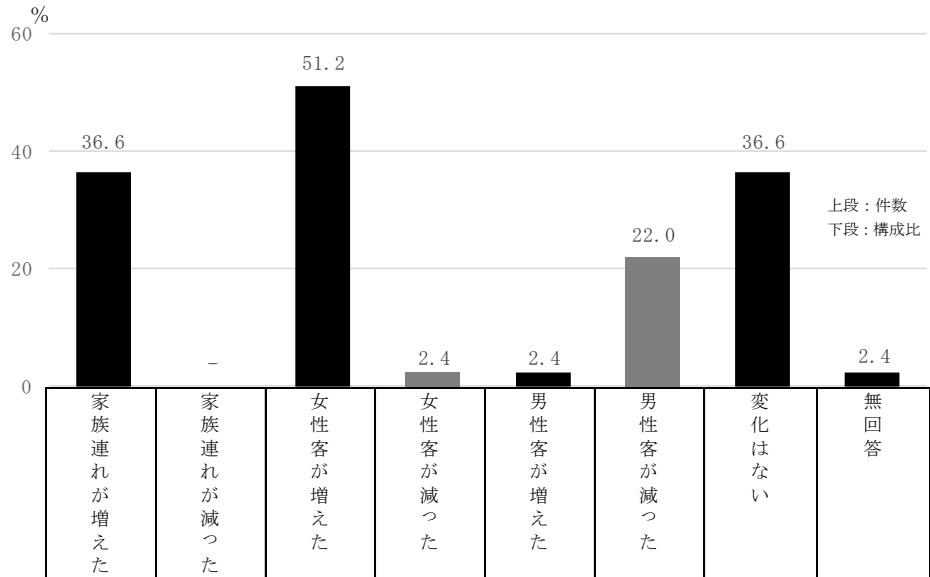


(12) 取組を実施したことによる客層の変化<問 17-8>

[問 17-6 で「1 好意的な意見が多い」または「2 反対意見が多い」と回答した飲食店]

「女性客が増えた」(51.2%)、「家族連れが増えた」(36.6%)が多いが、一方で、「男性客が減った」(22.0%)とする意見も相当数あげられている。

図 17B-8 客層の変化 (n=41 複数回答)



	件数	家族連れが増えた	家族連れが減った	女性客が増えた	女性客が減った	男性客が増えた	男性客が減った	変化はない	無回答
【遊興飲食店】	41	15	-	21	1	1	9	15	1
	100.0	36.6	-	51.2	2.4	2.4	22.0	36.6	2.4
料亭	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-
小料理店	3	1	-	1	-	-	-	2	-
	100.0	33.3	-	33.3	-	-	-	66.7	-
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	7	-	-	4	-	-	-	3	-
	100.0	-	-	57.1	-	-	-	42.9	-
酒場、ビヤホール	30	14	-	16	1	1	9	9	1
	100.0	46.7	-	53.3	3.3	3.3	30.0	30.0	3.3

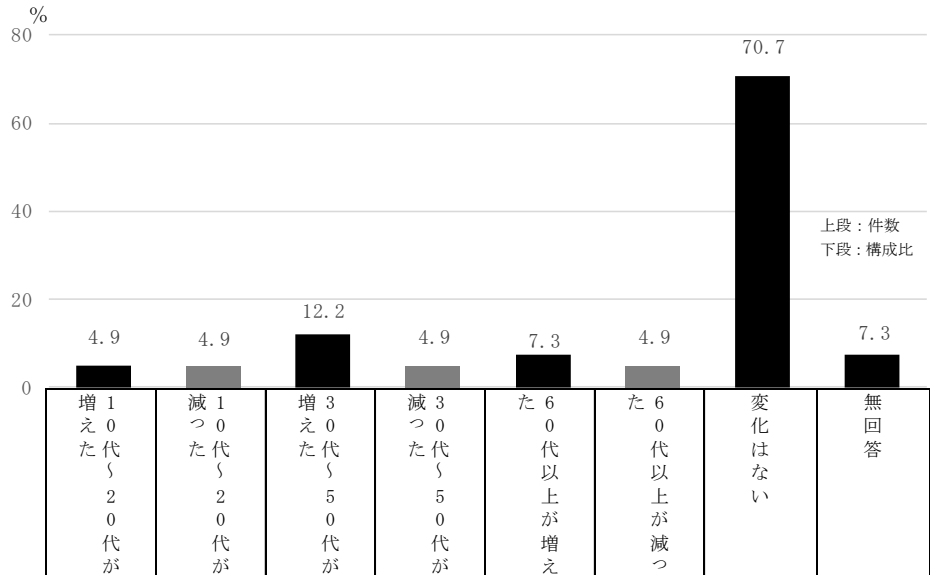
(13) 取組を実施したことによる客の年齢層の変化<問17-9>

[問17-6で「1 好意的な意見が多い」または「2 反対意見が多い」と回答した飲食店]

年齢層では、「変化はない」が70.7%と多く、わずかに目立つのは「30代~50代が増えた」(12.2%)点である。

図17B-9 客の年齢層の変化 (n=41 複数回答)

上段：件数
下段：構成比



	増え0代	減つ0代	増え30代	減つ30代	た60代以上が増え	た60代以上が減つ	変化はない	無回答	
【遊興飲食店】	41	2	2	5	2	3	2	29	3
	100.0	4.9	4.9	12.2	4.9	7.3	4.9	70.7	7.3
料亭	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-
小料理店	3	-	-	-	-	-	-	3	-
	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	7	-	-	-	-	-	-	6	1
	100.0	-	-	-	-	-	-	85.7	14.3
酒場、ビヤホール	30	2	2	5	2	3	2	19	2
	100.0	6.7	6.7	16.7	6.7	10	6.7	63.3	6.7

(14) 今後の受動喫煙防止対策の予定<問17-10>

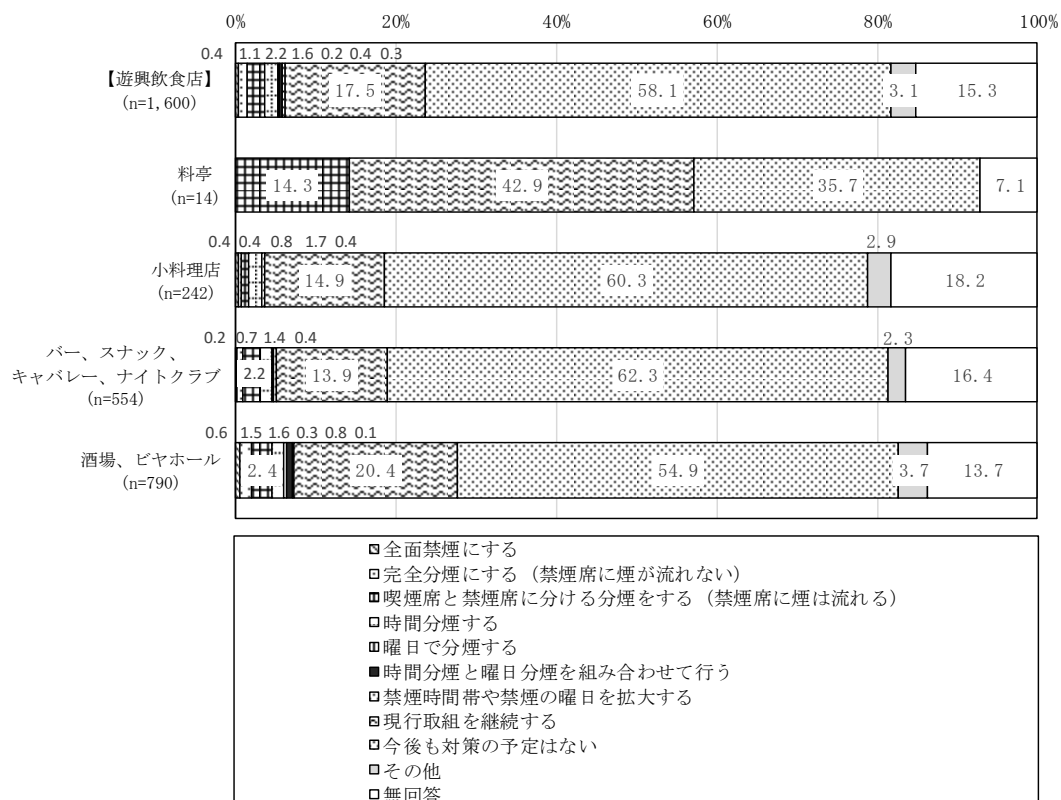
① 全体

アンケート調査の対象となった遊興飲食店全体でみると、「今後も対策の予定はない」とする店舗は58.1%と6割弱を占め、「現行の取組を継続する」が17.5%と2割弱で、「無回答」の約1割強を除き、何らかの対策を取ろうとしている店舗は1割程度である。

表 17B-10-1 今後の受動喫煙防止対策予定 (n=1,600) 上段：件数 下段：構成比

	全面禁煙にする	完全分煙にする	喫煙席と禁煙席に分ける分煙をする	時間分煙する	曜日で分煙する	時間分煙と曜日分煙を組み合わせる	禁煙時間帯や禁煙の日を拡大する	現行取組を継続する	今後も対策の予定はない	その他	無回答	合計
【遊興飲食店】	7 (0.4)	17 (1.1)	35 (2.2)	25 (1.6)	3 (0.2)	6 (0.4)	4 (0.3)	280 (17.5)	930 (58.1)	49 (3.1)	244 (15.3)	1,600 (100.0)
料亭	-	-	2 (14.3)	-	-	-	-	6 (42.9)	5 (35.7)	-	1 (7.1)	14 (100.0)
小料理店	1 (0.4)	1 (0.4)	2 (0.8)	4 (1.7)	-	-	1 (0.4)	36 (14.9)	146 (60.3)	7 (2.9)	44 (18.2)	242 (100.0)
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	1 (0.2)	4 (0.7)	12 (2.2)	8 (1.4)	1 (0.2)	-	2 (0.4)	77 (13.9)	345 (62.3)	13 (2.3)	91 (16.4)	554 (100.0)
酒場、ビヤホール	5 (0.6)	12 (1.5)	19 (2.4)	13 (1.6)	2 (0.3)	6 (0.8)	1 (0.1)	161 (20.4)	434 (54.9)	29 (3.7)	108 (13.7)	790 (100.0)

図 17B-10-1 今後の受動喫煙防止対策予定 (n=1,600)



② 全面禁煙をしている飲食店の今後の予定

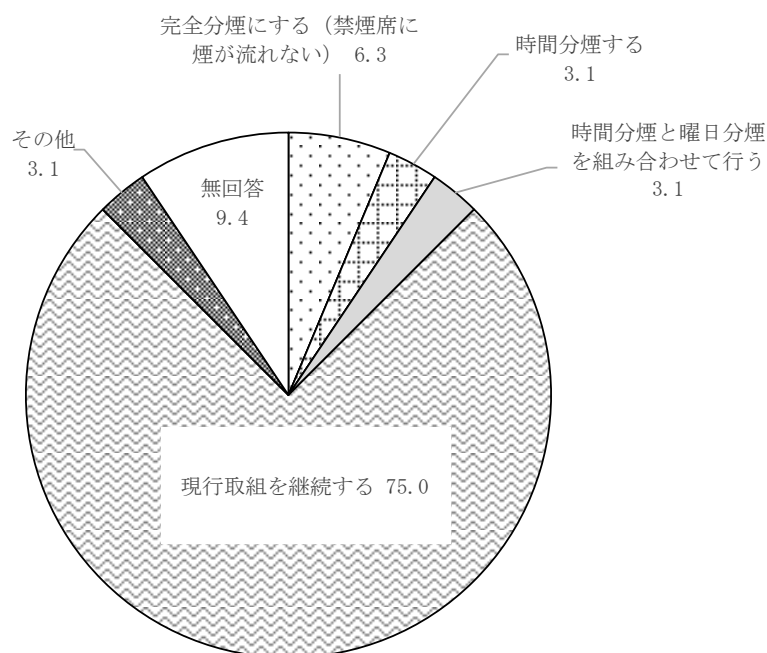
[問 15-1 で「1 店内は全面禁煙にしている」と回答した飲食店]

概ね「現行の取組を継続する」と回答している。

表 17B-10-2 全面禁煙の飲食店の今後の予定 (n = 32)

	件数	構成比
全面禁煙にする	-	-
完全分煙にする（禁煙席に煙が流れない）	2	6.3%
喫煙席と禁煙席に分ける分煙をする（禁煙席に煙は流れる）	-	-
時間分煙する	1	3.1%
曜日で分煙する	-	-
時間分煙と曜日分煙を組み合わせる	1	3.1%
禁煙時間帯や禁煙の曜日を拡大する	-	-
現行取組を継続する	24	75.0%
今後も対策の予定はない	-	-
その他	1	3.1%
無回答	3	9.4%
合計	32	100.0%

図 17B-10-2 全面禁煙の飲食店の今後の予定 (n = 32 単位%)



③ 完全分煙をしている飲食店の今後の予定

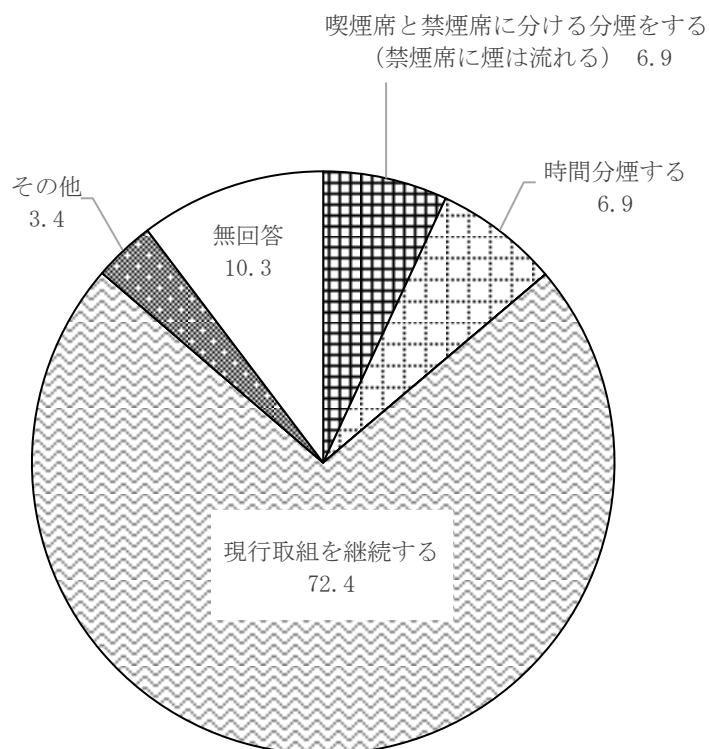
[問 15-3 で「1 禁煙席に煙が流れない分煙(完全分煙)を行っている」と回答した飲食店]

「現行取組を継続する」店が 72.4%と大半である。

表 17B-10-3 完全分煙の飲食店の今後の予定 (n = 29)

	件数	構成比
全面禁煙にする	-	-
完全分煙にする (禁煙席に煙が流れない)	-	-
喫煙席と禁煙席に分ける分煙をする (禁煙席に煙は流れる)	2	6.9%
時間分煙する	2	6.9%
曜日で分煙する	-	-
時間分煙と曜日分煙を組み合わせて行う	-	-
禁煙時間帯や禁煙の曜日を拡大する	-	-
現行取組を継続する	21	72.4%
今後も対策の予定はない	-	-
その他	1	3.4%
無回答	3	10.3%
合計	29	100.0%

図 17B-10-3 完全分煙の飲食店の今後の予定 (n = 29 単位%)



④ 喫煙席と禁煙席を分ける分煙をしている飲食店の今後の予定

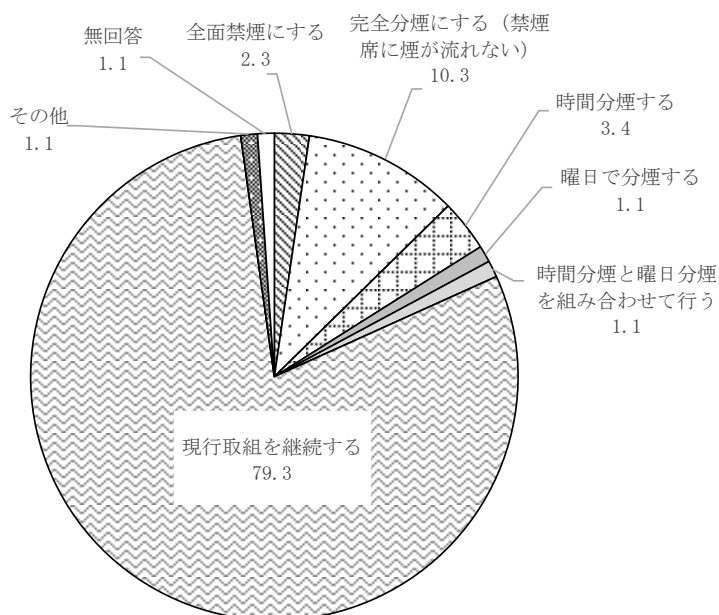
[問 15-3 で「2 喫煙席と禁煙席に分ける分煙(禁煙席に煙は流れる)を行っている」と回答した飲食店]

「現行取組を継続する」とする店が 79.3%と大半だが、「完全分煙」に転換しようとしている店舗が 10.3%と約 1 割みられる。

表 17B-10-4 席を分ける分煙の飲食店の今後の予定 (n=87)

	件数	構成比
全面禁煙にする	2	2.3%
完全分煙にする(禁煙席に煙が流れない)	9	10.3%
喫煙席と禁煙席に分ける分煙をする(禁煙席に煙は流れる)	-	-
時間分煙する	3	3.4%
曜日で分煙する	1	1.1%
時間分煙と曜日分煙を組み合わせる	1	1.1%
禁煙時間帯や禁煙の曜日を拡大する	-	-
現行取組を継続する	69	79.3%
今後も対策の予定はない	-	-
その他	1	1.1%
無回答	1	1.1%
合計	87	100.0%

図 17B-10-4 席を分ける分煙の飲食店の今後の予定 (n=87 単位%)



⑤ 時間分煙をしている飲食店の今後の予定

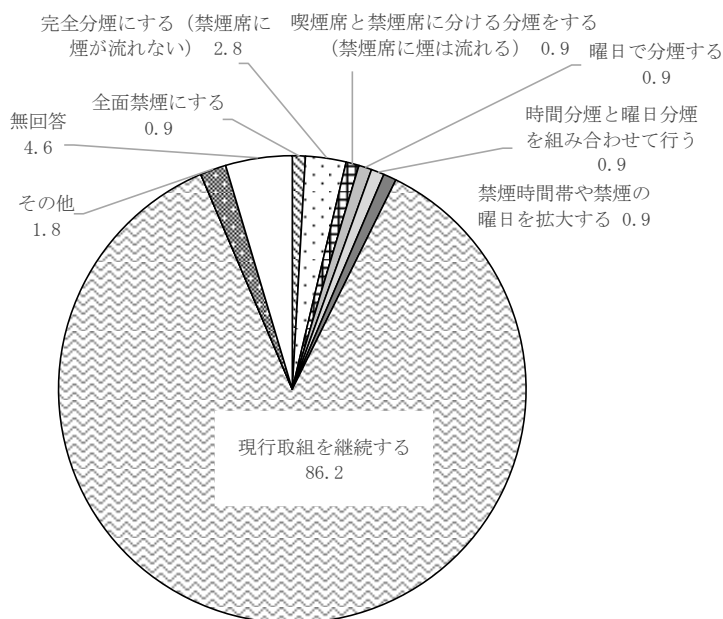
[問 15-2 で「2 空間分煙と時間分煙を両方している」または「3 時間分煙のみをしている」と回答した飲食店]

「現行取組を継続する」が 86.2%と大半を占めている。

表 17B-10-5 時間分煙の飲食店の今後の予定 (n=109) 上段：件数
下段：構成比

	件数	構成比
全面禁煙にする	1	0.9%
完全分煙にする（禁煙席に煙が流れない）	3	2.8%
喫煙席と禁煙席に分ける分煙をする（禁煙席に煙は流れる）	1	0.9%
時間分煙する	-	-
曜日で分煙する	1	0.9%
時間分煙と曜日分煙を組み合わせで行う	1	0.9%
禁煙時間帯や禁煙の曜日を拡大する	1	0.9%
現行取組を継続する	94	86.2%
今後も対策の予定はない	-	-
その他	2	1.8%
無回答	5	4.6%
合計	109	100.0%

図 17B-10-5 時間分煙の飲食店の今後の予定 (n=109 単位%)



⑥ 対策をしていない飲食店の今後の予定

[問 15-1 で「3 禁煙や分煙の対策はしていない」と回答した飲食店]

「今後も対策の予定はない」が 68.5%と約7割を占める。また、禁煙・分煙以外の現行の取組(排気等)(7.4%)や新たに何かしらの対策を検討している店舗はそれぞれ1割に満たない。

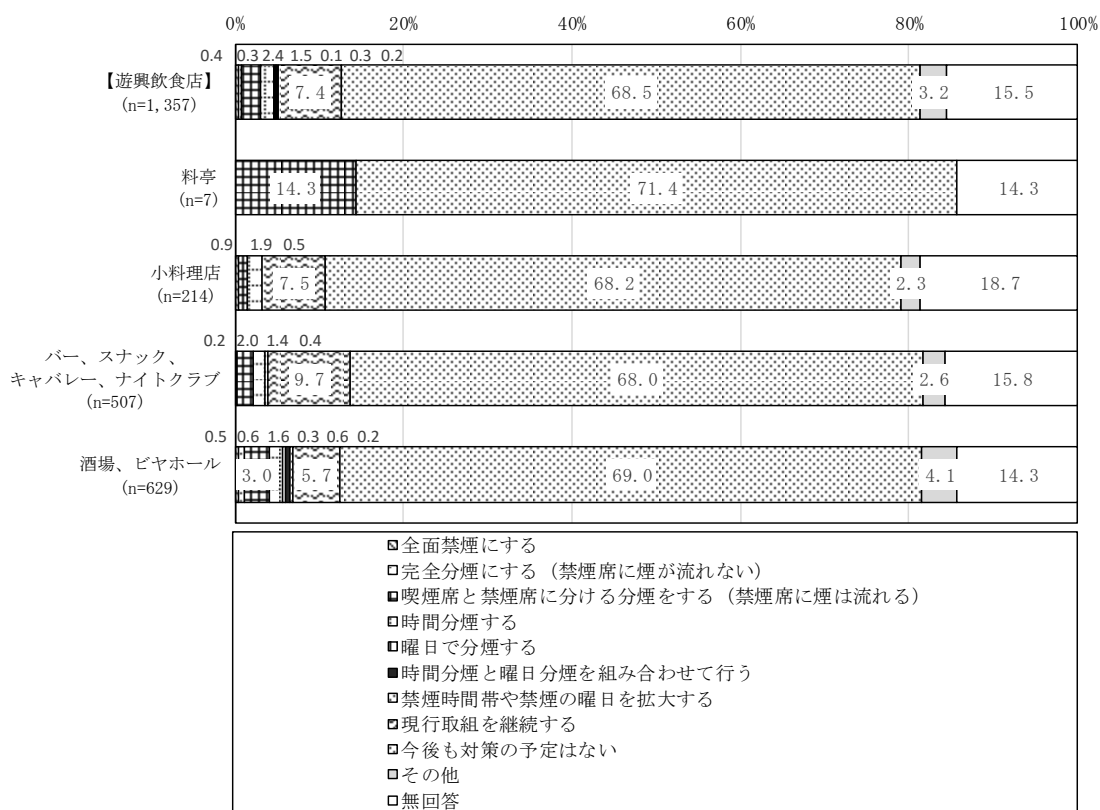
「今後も対策の予定はない」や対策を検討している店舗に業種による差は少ない。

表 17B-10-6 対策をしていない飲食店の今後の予定 (n=1,357)

上段: 件数
下段: 構成比

	全面禁煙にする	完全分煙にする	喫煙席と禁煙席に分ける分煙をする	時間分煙する	曜日分煙する	を時間分煙と曜日分煙を組み合わせる	禁煙時間帯や禁煙の曜日を拡大する	現行取組を継続する	今後も対策の予定はない	その他	無回答	合計
【遊興飲食店】	5 (0.4)	4 (0.3)	32 (2.4)	21 (1.5)	2 (0.1)	4 (0.3)	3 (0.2)	101 (7.4)	930 (68.5)	44 (3.2)	211 (15.5)	1,357 (100.0)
料亭	-	-	1 (14.3)	-	-	-	-	-	5 (71.4)	-	1 (14.3)	7 (100.0)
小料理店	1 (0.5)	-	2 (0.9)	4 (1.9)	-	-	-	16 (7.5)	146 (68.2)	5 (2.3)	40 (18.7)	214 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	1 (0.2)	-	10 (2.0)	7 (1.4)	-	-	2 (0.4)	49 (9.7)	345 (68.0)	13 (2.6)	80 (15.8)	507 (100.0)
酒場、ビヤホール	3 (0.5)	4 (0.6)	19 (3.0)	10 (1.6)	2 (0.3)	4 (0.6)	1 (0.2)	36 (5.7)	434 (69.0)	26 (4.1)	90 (14.3)	629 (100.0)

図 17B-10-6 対策をしていない飲食店の今後の予定 (n=1,357)



(15) 屋外喫煙所の状況<問 17-11>

「屋外に喫煙場所を設置」(5.1%)、「屋外に喫煙席がある(テラス席・屋上の席、等)」(2.6%)を合わせても屋外の喫煙場所がある店舗は7.7%にとどまり、屋外の喫煙場所が「ない」が6割以上を占めている。(他に「無回答」が3割弱みられる)

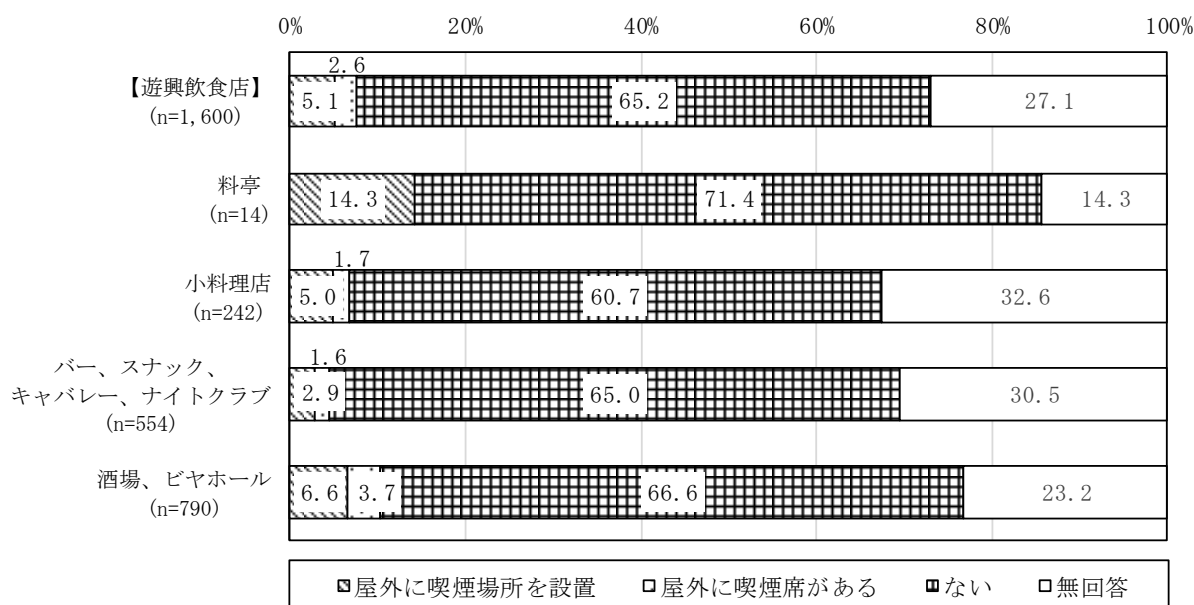
屋外の喫煙スペースがある店舗は酒場・ビヤホールにやや多い。

表 17B-11-1 屋外喫煙所の状況 (n=1,600)

上段：件数
下段：構成比

	屋外に喫煙場所を設置	屋外に喫煙席がある	ない	無回答	合計
【遊興飲食店】	82 (5.1)	42 (2.6)	1,043 (65.2)	433 (27.1)	1,600 (100.0)
料亭	2 (14.3)	- -	10 (71.4)	2 (14.3)	14 (100.0)
小料理店	12 (5.0)	4 (1.7)	147 (60.7)	79 (32.6)	242 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	16 (2.9)	9 (1.6)	360 (65.0)	169 (30.5)	554 (100.0)
酒場、ビヤホール	52 (6.6)	29 (3.7)	526 (66.6)	183 (23.2)	790 (100.0)

図 17B-11-1 屋外喫煙所の状況 (n=1,600)



4 禁煙・分煙の取組の表示

(1) 表示状況<問 18>

◆禁煙や分煙の対策を行っている飲食店の表示状況

[問 15-1 で「1 店内は全面禁煙にしている」または「2 店内は分煙にしている」と回答した飲食店]

禁煙や分煙の対策を行っている飲食店の取組の表示状況を見ると、「表示している」が 44.8%で、「表示していない」(53.4%)を下回っている。

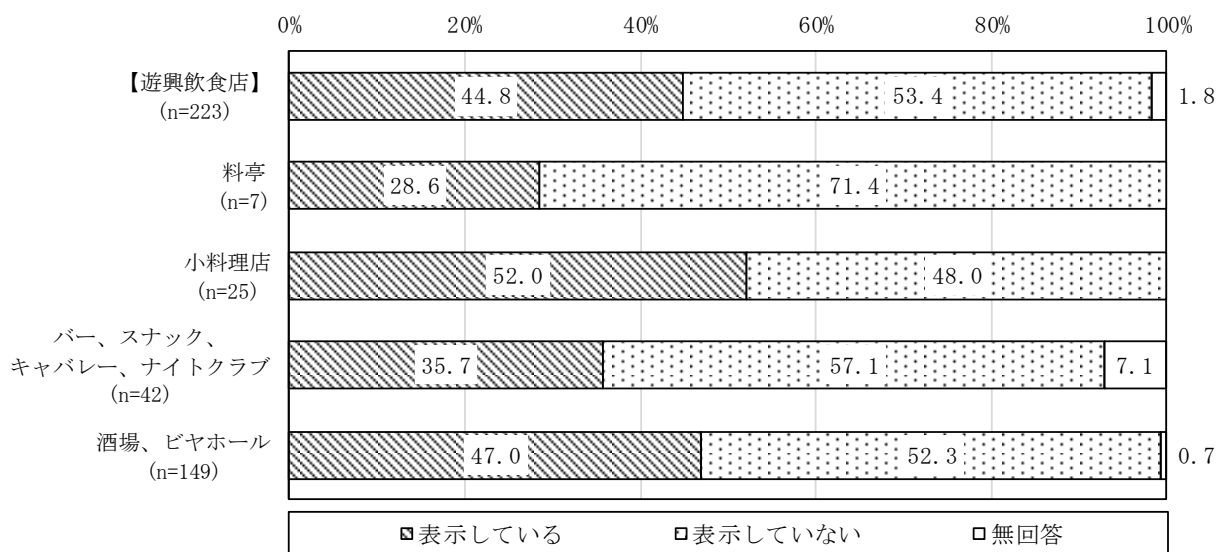
「表示している」割合は、小料理店、酒場・ビヤホールでやや高く、バー・スナック・キャバレー・ナイトクラブで低い。

表 18B-1-1 表示状況 (n = 223)

上段：件数
下段：構成比

	表示している	表示していない	無回答	合計
【遊興飲食店】	100 (44.8)	119 (53.4)	4 (1.8)	223 (100.0)
料亭	2 (28.6)	5 (71.4)	-	7 (100.0)
小料理店	13 (52.0)	12 (48.0)	-	25 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	15 (35.7)	24 (57.1)	3 (7.1)	42 (100.0)
酒場、ビヤホール	70 (47.0)	78 (52.3)	1 (0.7)	149 (100.0)

図 18B-1-1 表示状況 (n = 223)



◆禁煙や分煙の対策を行っていない飲食店の表示状況

[問 15-1 で「3 禁煙や分煙の対策はしていない」と回答した飲食店]

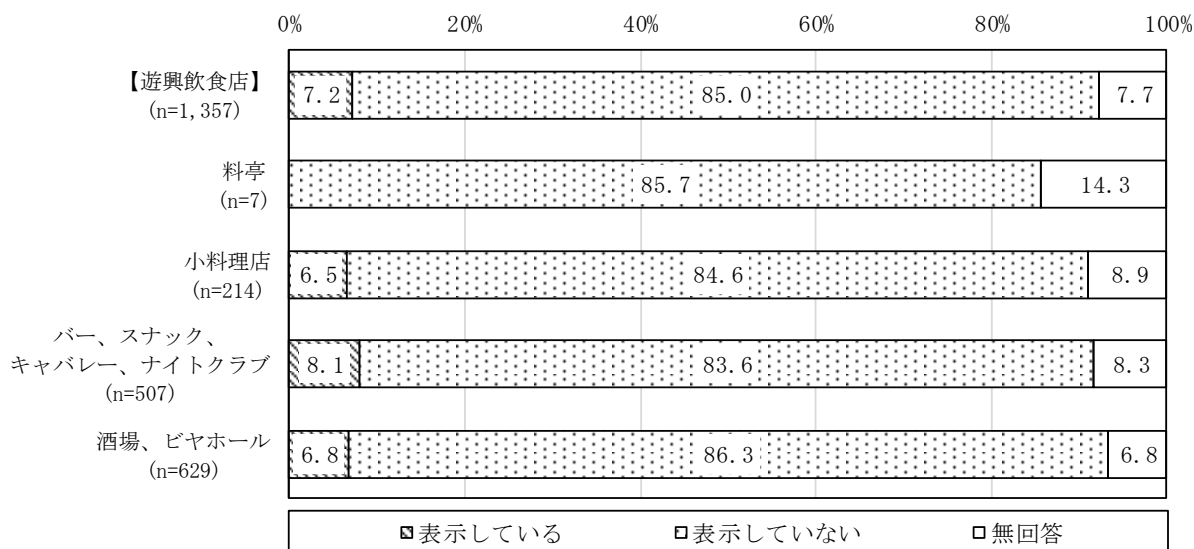
禁煙や分煙の対策を行っていない飲食店の表示状況では、「表示している」は7.2%と1割に満たず、大半が「表示していない」(85.0%)としている。

表 18B-1-2 表示状況 (n=1,357)

上段：件数
下段：構成比

	表示している	表示していない	無回答	合計
【遊興飲食店】	98 (7.2)	1,154 (85.0)	105 (7.7)	1,357 (100.0)
料亭	- -	6 (85.7)	1 (14.3)	7 (100.0)
小料理店	14 (6.5)	181 (84.6)	19 (8.9)	214 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	41 (8.1)	424 (83.6)	42 (8.3)	507 (100.0)
酒場、ビヤホール	43 (6.8)	543 (86.3)	43 (6.8)	629 (100.0)

図 18B-1-2 表示状況 (n=1,357)



① 表示物<問 19-1>

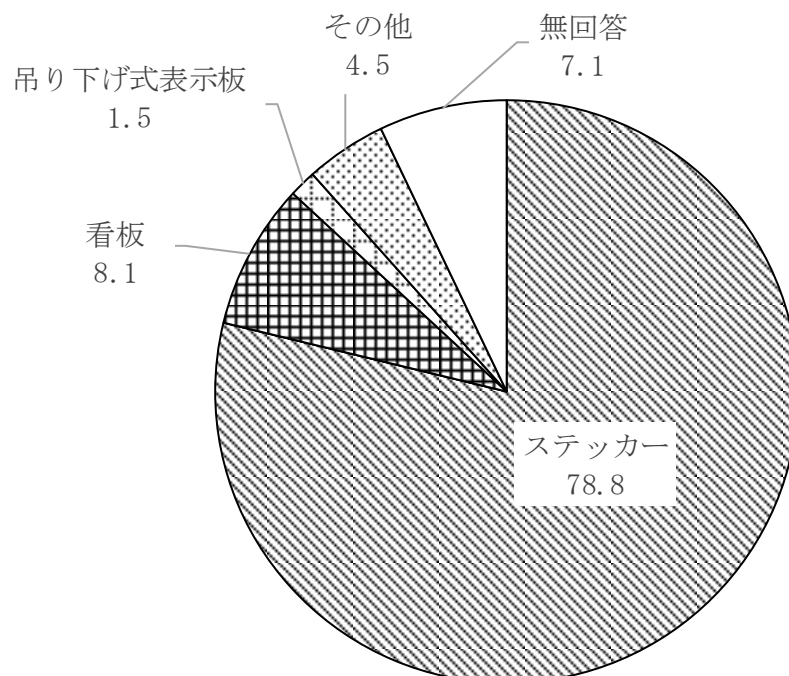
[問 18 で「1 表示している」と回答した飲食店]

表示している店舗の表示物をみると、「ステッカー」が 78.8%と断然多い。

表 19B-1 表示物 (n=198)

	件数	構成比
ステッカー	156	78.8%
のぼり	-	-
看板	16	8.1%
吊り下げ式表示板	3	1.5%
その他	9	4.5%
無回答	14	7.1%
合計	198	100.0%

図 19B-1 表示物 (n=198 単位%)



② 表示物の入手経路<問 19-2>

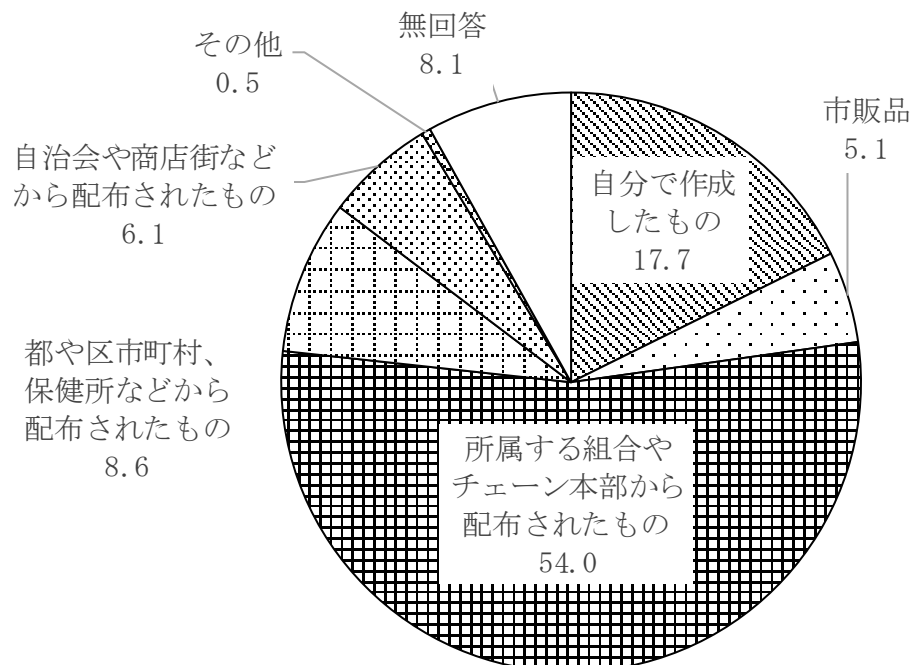
[問 18 で「1 表示している」と回答した飲食店]

表示物の入手経路としては、「所属する組合やチェーン本部から配布されたもの」が 54.0%で最も高く、「自分で作成したもの」が 17.7%でこれに次ぐ。

表 19B-2 表示物の入手経路 (n = 198)

	件数	構成比
自分で作成したもの	35	17.7%
市販品	10	5.1%
所属する組合やチェーン本部から配布されたもの	107	54.0%
都や区市町村、保健所などから配布されたもの	17	8.6%
自治会や商店街などから配布されたもの	12	6.1%
その他	1	0.5%
無回答	16	8.1%
合計	198	100.0%

図 19B-2 表示物の入手経路 (n = 198 単位%)



③ 表示によるメリット<問 19-3>

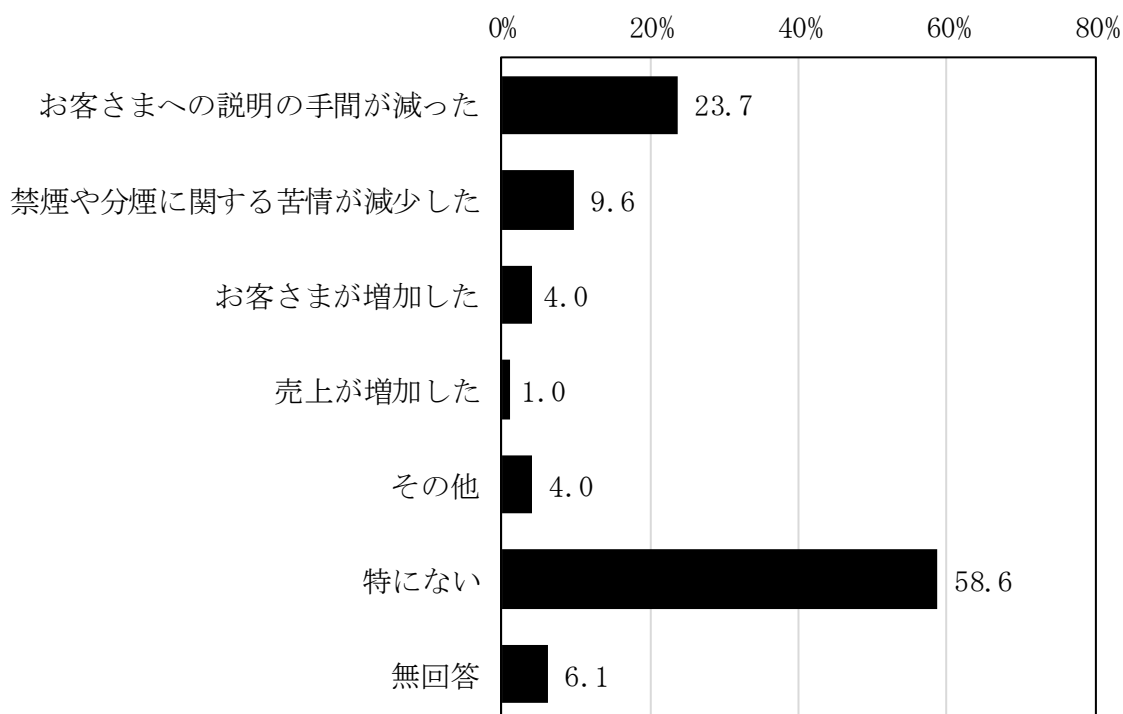
[問 18 で「1 表示している」と回答した飲食店]

表示によるメリットでは「お客さまへの説明の手間が減った」が 23.7%、「禁煙や分煙に関する苦情が減少した」が 9.6%と多い。ただし、「特にない」が 58.6%で 6 割弱となっている。

表 19B-3 表示によるメリット (n=198 複数回答)

	件数	構成比
お客さまへの説明の手間が減った	47	23.7%
禁煙や分煙に関する苦情が減少した	19	9.6%
お客さまが増加した	8	4.0%
売上が増加した	2	1.0%
その他	8	4.0%
特にない	116	58.6%
無回答	12	6.1%

図 19B-3 表示によるメリット (n=198 複数回答)



④ 表示場所<問 19-4>

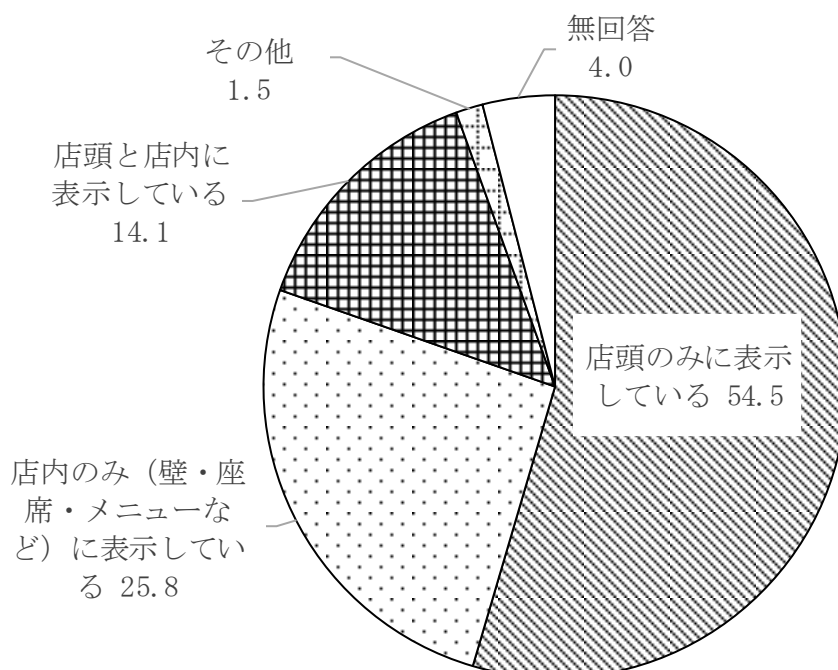
[問 18 で「1 表示している」と回答した飲食店]

表示の場所としては、「店頭のみに表示している」が 54.5%と半数を占め、「店内のみ（壁・座席・メニューなど）に表示している」が 25.8%、「店頭と店内に表示している」が 14.1%となっている。

表 19B-4 表示物の入手経路 (n = 198)

	件数	構成比
店頭のみに表示している	108	54.5%
店内のみ（壁・座席・メニューなど）に表示している	51	25.8%
店頭と店内に表示している	28	14.1%
その他	3	1.5%
無回答	8	4%
合計	198	100.0%

図 19B-4 表示物の入手経路 (n = 198 単位%)



⑤ 店頭非表示理由<問 19-5>

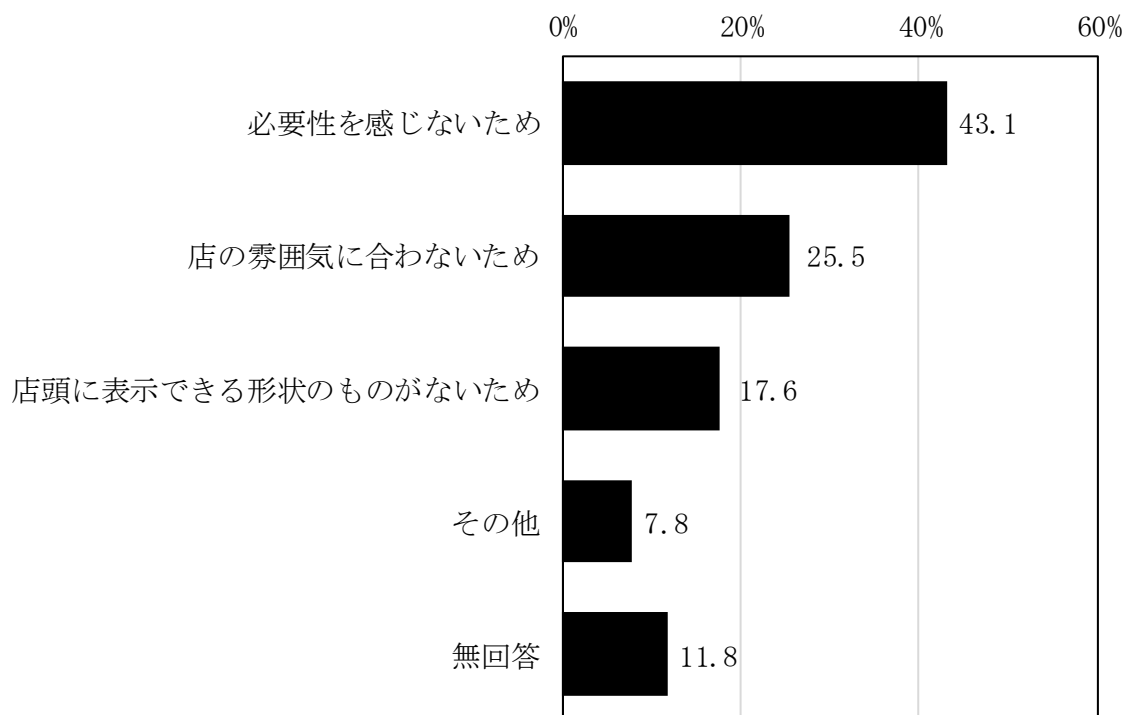
[問 19-4 で「2 店内のみ(壁、座席、メニューなど)に表示している」と回答した飲食店]

店頭に表示していない理由は、「必要性を感じないため」が 43.1%でトップ、「店の雰囲気合わないため」が 25.5%でこれに次ぐ。3位は「店頭に表示できる形状のものがないため」(17.6%)となっている。

表 19B-5 店頭非表示理由 (n=51 複数回答)

	件数	構成比
必要性を感じないため	22	43.1%
店の雰囲気に合わないため	13	25.5%
店頭に表示できる形状のものがないため	9	17.6%
その他	4	7.8%
無回答	6	11.8%

図 19B-5 店頭非表示理由 (n=51 複数回答)



⑥ 店頭に表示したい表示物の内容<問 19-6>

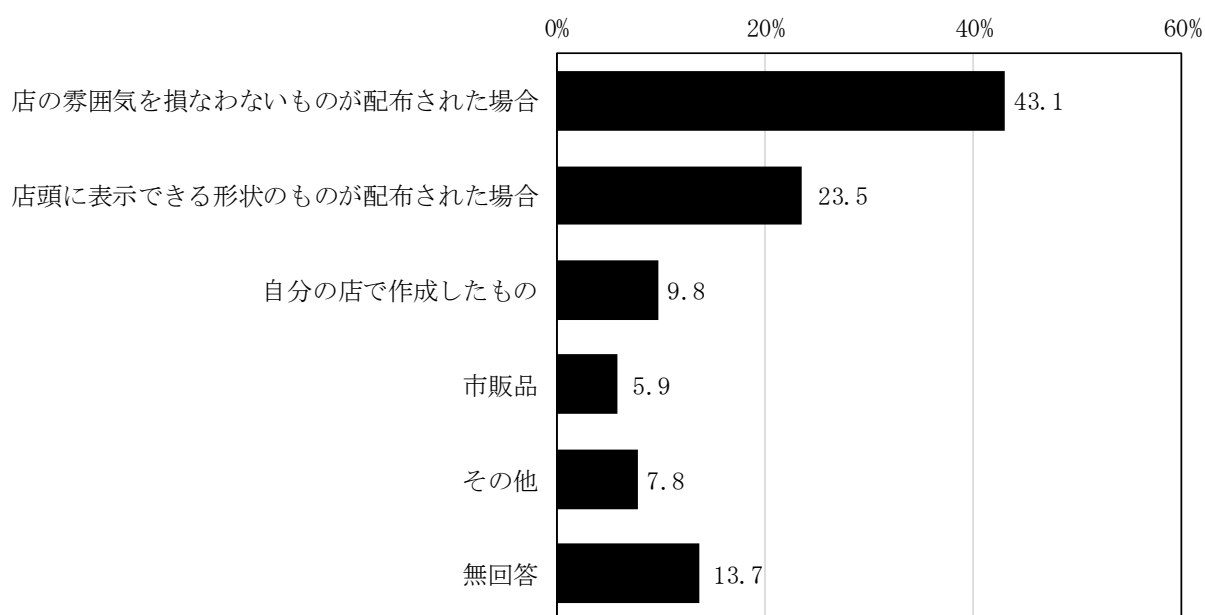
[問 19-4 で「2 店内のみ(壁、座席、メニューなど)に表示している」と回答した飲食店]

店頭に表示したい表示物は、「店の雰囲気を損なわないものが配布された場合」が 43.1%でトップ、続く「店頭に表示できる形状のものが配布された場合」(23.5%)、「自分の店で作成したもの」(9.8%) とは大きな差がある。

表 19B-6 店頭に表示したい表示物の内容 (n=51 複数回答)

	件数	構成比
店の雰囲気を損なわないものが配布された場合	22	43.1%
店頭に表示できる形状のものが配布された場合	12	23.5%
自分の店で作成したもの	5	9.8%
市販品	3	5.9%
その他	4	7.8%
無回答	7	13.7%

図 19B-6 店頭に表示したい表示物の内容 (n=51 複数回答)



⑦ 店頭に表示したい表示物の形状<問 19-7>

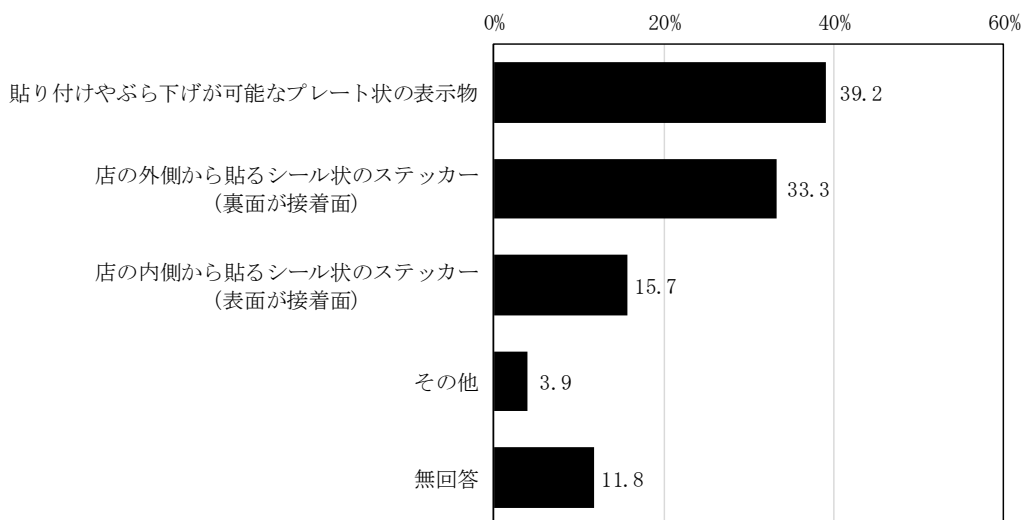
[問 19-4 で「2 店内のみ(壁、座席、メニューなど)に表示している」と回答した飲食店]

「貼り付けやぶら下げが可能なプレート状の表示物」が 39.2%と高く、次いで「店の外側から貼るシール状のステッカー（裏面が接着面）」(33.3%)、「店の内側から貼るシール状のステッカー（表面が接着面）」(15.7%) の順となっている。

表 19B-7 店頭に表示したい表示物の形状 (n=51 複数回答)

	件数	構成比
貼り付けやぶら下げが可能なプレート状の表示物	20	39.2%
店の外側から貼るシール状のステッカー（裏面が接着面）	17	33.3%
店の内側から貼るシール状のステッカー（表面が接着面）	8	15.7%
その他	2	3.9%
無回答	6	11.8%

図 19B-7 店頭に表示したい表示物の形状 (n=51 複数回答)



⑧ 店頭に表示したい表示物のサイズ<問 19-8>

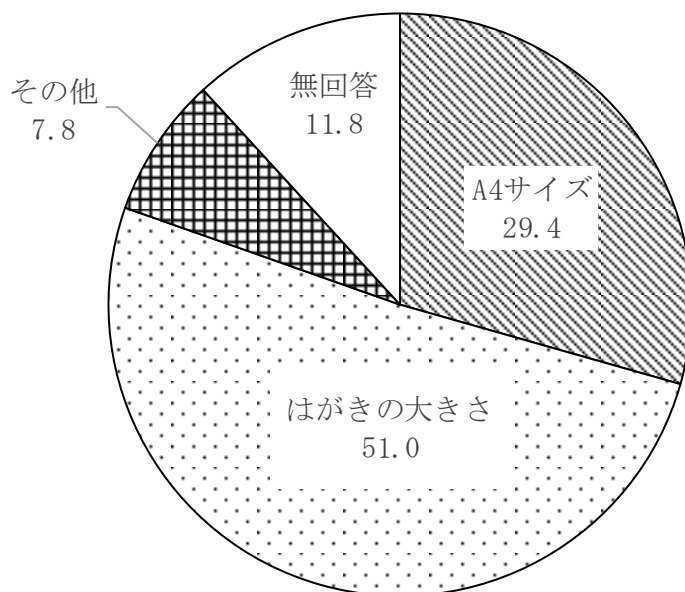
[問 19-4 で「2 店内のみ(壁、座席、メニューなど)に表示している」と回答した飲食店]

「はがきの大きさ」が 51.0%でトップ、「A4 サイズ」が 29.4%でこれに次ぐ。

表 19B-8 店頭に表示したい表示物のサイズ (n=51)

	件数	構成比
A4サイズ	15	29.4%
はがきの大きさ	26	51.0%
その他	4	7.8%
無回答	6	11.8%
合計	51	100.0%

図 19B-8 店頭に表示したい表示物のサイズ (n=51 単位%)



(2) 非表示理由と表示意向

① 非表示理由<問 20-1>

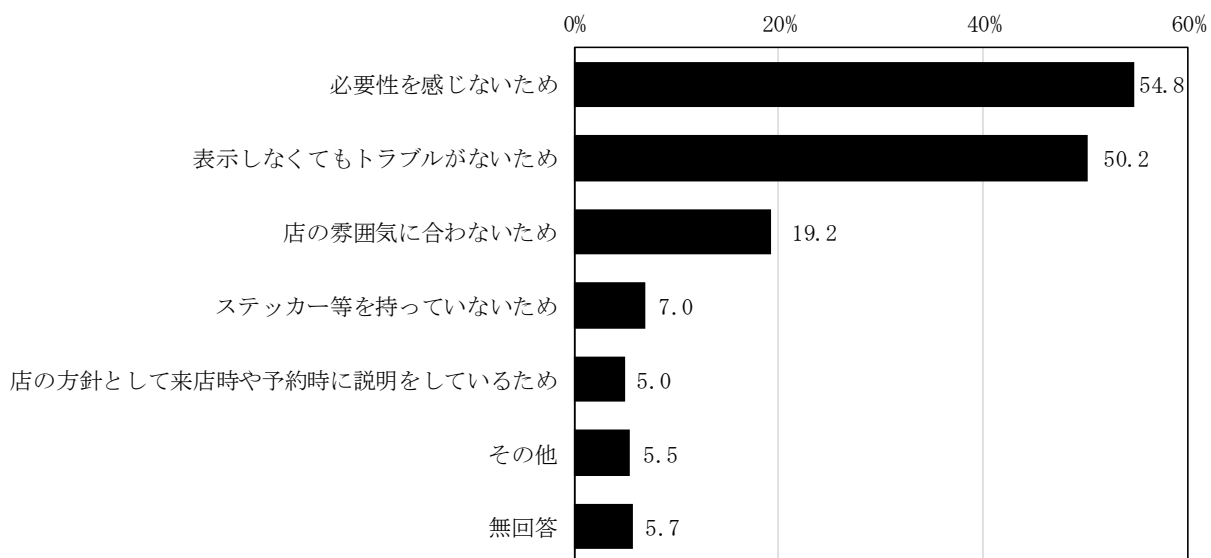
[問 18 で「2 表示していない」と回答した飲食店]

表示していない理由としては、「必要性を感じないため」が 54.8%、「表示しなくてもトラブルがないため」が 50.2%と高く、これらに「店の雰囲気合わないため」(19.2%)が続く。

表 20B-1 非表示理由 (n = 1, 273 複数回答)

	件数	構成比
必要性を感じないため	698	54.8%
表示しなくてもトラブルがないため	639	50.2%
店の雰囲気に合わないため	244	19.2%
ステッカー等を持っていないため	89	7.0%
店の方針として来店時や予約時に説明をしているため	64	5.0%
その他	70	5.5%
無回答	72	5.7%

図 20B-1 非表示理由 (n = 1, 273 複数回答)



② 店頭に表示したい表示物の内容（非表示店）＜問 20-2＞

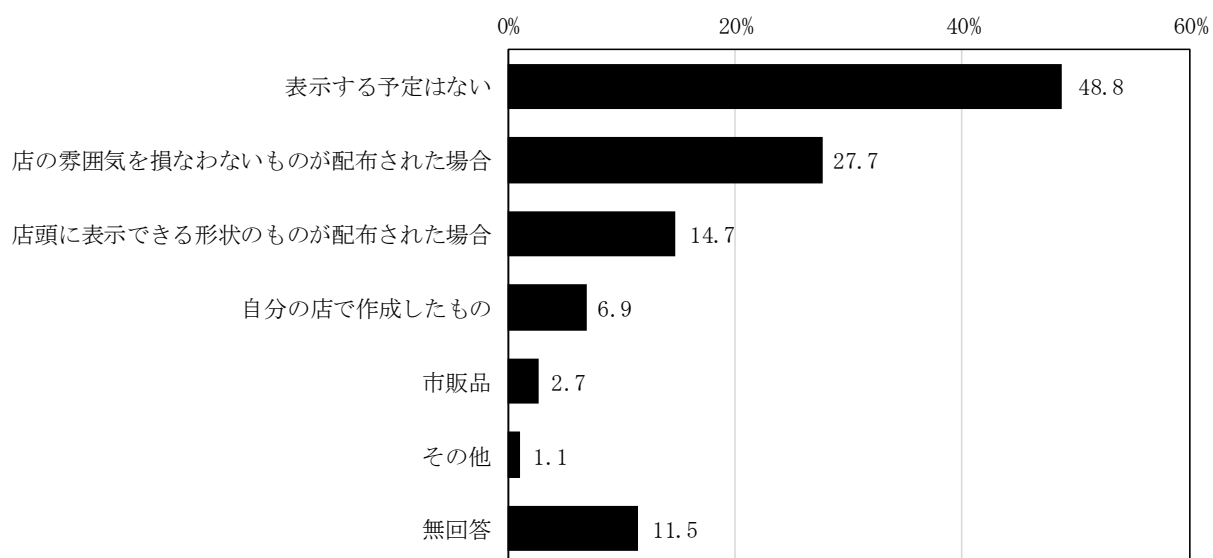
〔問 18 で「2 表示していない」と回答した飲食店〕

「表示する予定はない」が 48.8%と約 5 割。表示物としては「店の雰囲気を損なわないものが配布された場合」(27.7%) や、「店頭に表示できる形状のものが配布された場合」(14.7%) などが上位にあげられている。

表 20B-2 店頭に表示したい表示物の内容（非表示店）（n = 1, 273 複数回答）

	件数	構成比
表示する予定はない	621	48.8%
店の雰囲気を損なわないものが配布された場合	353	27.7%
店頭に表示できる形状のものが配布された場合	187	14.7%
自分の店で作成したもの	88	6.9%
市販品	35	2.7%
その他	14	1.1%
無回答	147	11.5%

図 20B-2 店頭に表示したい表示物の内容（非表示店）（n = 1, 273 複数回答）



③ 店頭に表示したい表示物の文面内容（非表示店）＜問 20-3＞

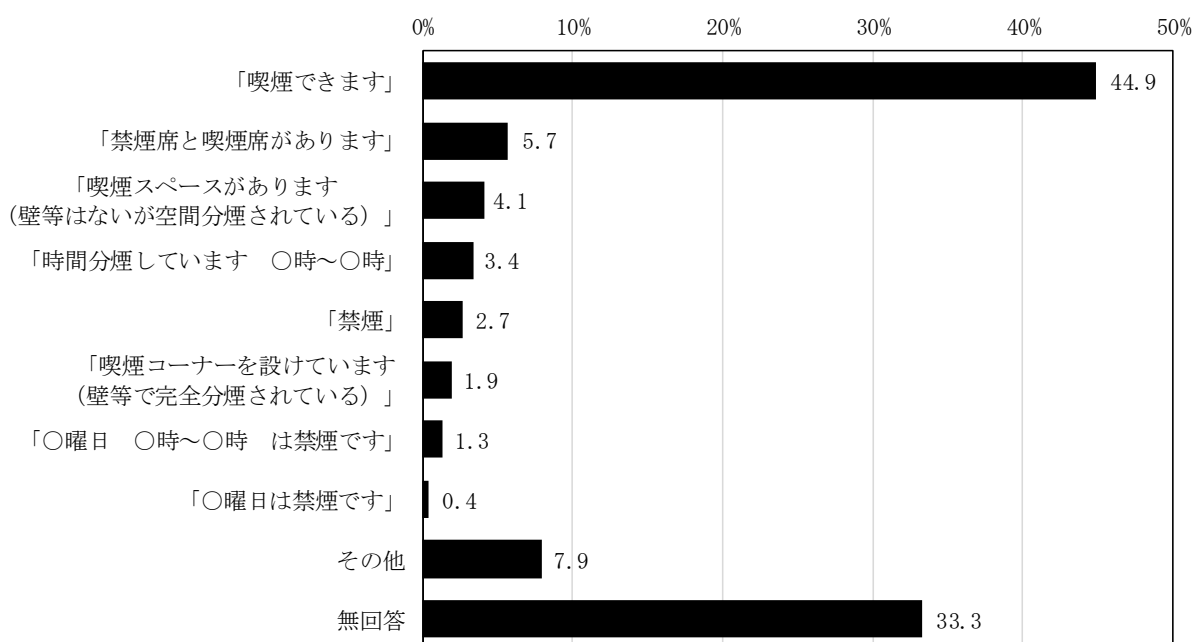
〔問 18 で「2 表示していない」と回答した飲食店〕

「喫煙できます」が 44.9%と群を抜いて高く、続く「禁煙席と喫煙席があります」(5.7%)、「禁煙スペースがあります(壁等はないが空間分煙されている)」(4.1%)、「時間分煙しています ○時～○時」(3.4%) などとは大きな差がある。

表 20B-3 店頭に表示したい表示物の内容（非表示店）（n = 1, 273 複数回答）

	件数	構成比
「喫煙できます」	571	44.9%
「禁煙席と喫煙席があります」	73	5.7%
「喫煙スペースがあります(壁等はないが空間分煙されている)」	52	4.1%
「時間分煙しています ○時～○時」	43	3.4%
「禁煙」	34	2.7%
「喫煙コーナーを設けています(壁等で完全分煙されている)」	24	1.9%
「○曜日 ○時～○時 は禁煙です」	17	1.3%
「○曜日は禁煙です」	5	0.4%
その他	101	7.9%
無回答	424	33.3%

図 20B-3 店頭に表示したい表示物の内容（非表示店）（n = 1, 273 複数回答）



④ 店頭に表示したい表示物の形状（非表示店）＜問 20-4＞

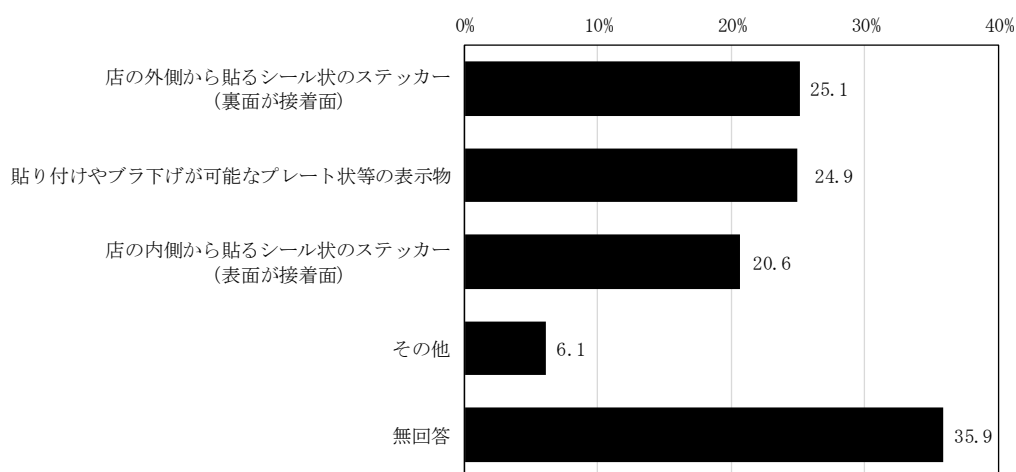
[問 18 で「2 表示していない」と回答した飲食店]

「店の外側から貼るシール状のステッカー（裏面が接着面）」(25.1%)と「貼り付けやぶら下げが可能なプレート状等の表示物」(24.9%)が上位に並び、これらに「店の内側から貼るシール状のステッカー（表面が接着面）」(20.6%)が続いている。

表 20B-4 店頭に表示したい表示物の形状（非表示店）（n = 1, 273 複数回答）

	件数	構成比
店の外側から貼るシール状のステッカー（裏面が接着面）	320	25.1%
貼り付けやぶら下げが可能なプレート状等の表示物	317	24.9%
店の内側から貼るシール状のステッカー（表面が接着面）	262	20.6%
その他	78	6.1%
無回答	457	35.9%

図 20B-4 店頭に表示したい表示物の形状（非表示店）（n = 1, 273 複数回答）



⑤ 店頭に表示したい表示物のサイズ（非表示店）＜問 20-5＞

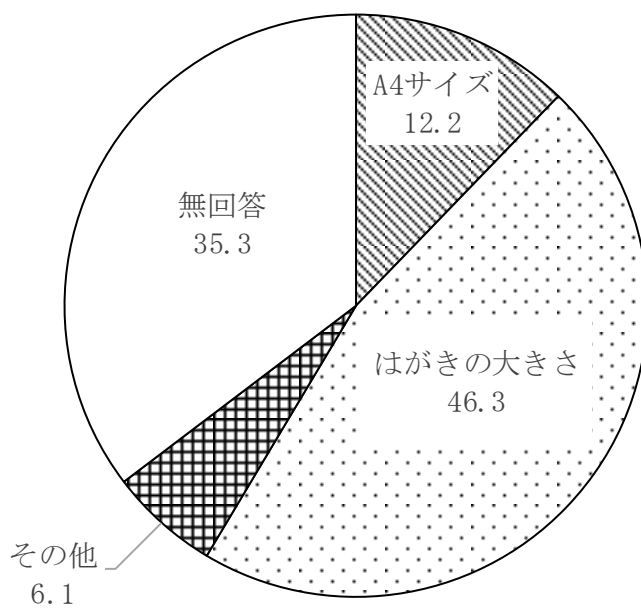
[問 18 で「2 表示していない」と回答した飲食店]

「はがきの大きさ」が 46.3% でトップ、続く「A4 サイズ」は 12.2% であった。

表 20B-5 店頭に表示したい表示物のサイズ（非表示店）（n = 1, 273）

	件数	構成比
A4サイズ	155	12.2%
はがきの大きさ	590	46.3%
その他	78	6.1%
無回答	450	35.3%
合計	1, 273	100.0%

図 20B-5 店頭に表示したい表示物のサイズ（非表示店）（n = 1, 273 単位%）



5 従業員に対する受動喫煙対策について

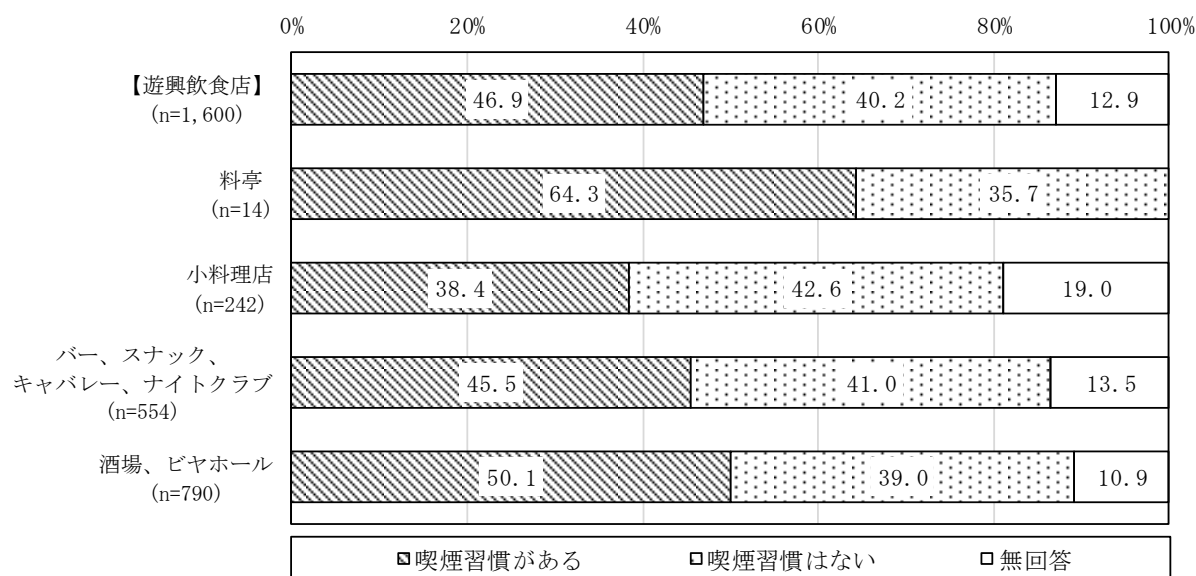
(1) 経営者・管理者の喫煙習慣<問 22-1>

経営者・管理者は、「喫煙習慣がある」が46.9%、「喫煙習慣はない」が40.2%となっている。

表 22B-1 経営者・管理者の喫煙習慣 (n=1,600)

	喫煙習慣がある	喫煙習慣はない	無回答	合計
【遊興飲食店】	750 (46.9)	643 (40.2)	207 (12.9)	1,600 (100.0)
料亭	9 (64.3)	5 (35.7)	- -	14 (100.0)
小料理店	93 (38.4)	103 (42.6)	46 (19.0)	242 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	252 (45.5)	227 (41.0)	75 (13.5)	554 (100.0)
酒場、ビヤホール	396 (50.1)	308 (39.0)	86 (10.9)	790 (100.0)

図 22B-1 経営者・管理者の喫煙習慣 (n=1,600)



(2) 従業員の喫煙の有無（経営者や管理者を除く）〈問 22-2〉

〔問 6 で、「1～6」現在従業員がいる飲食店〕

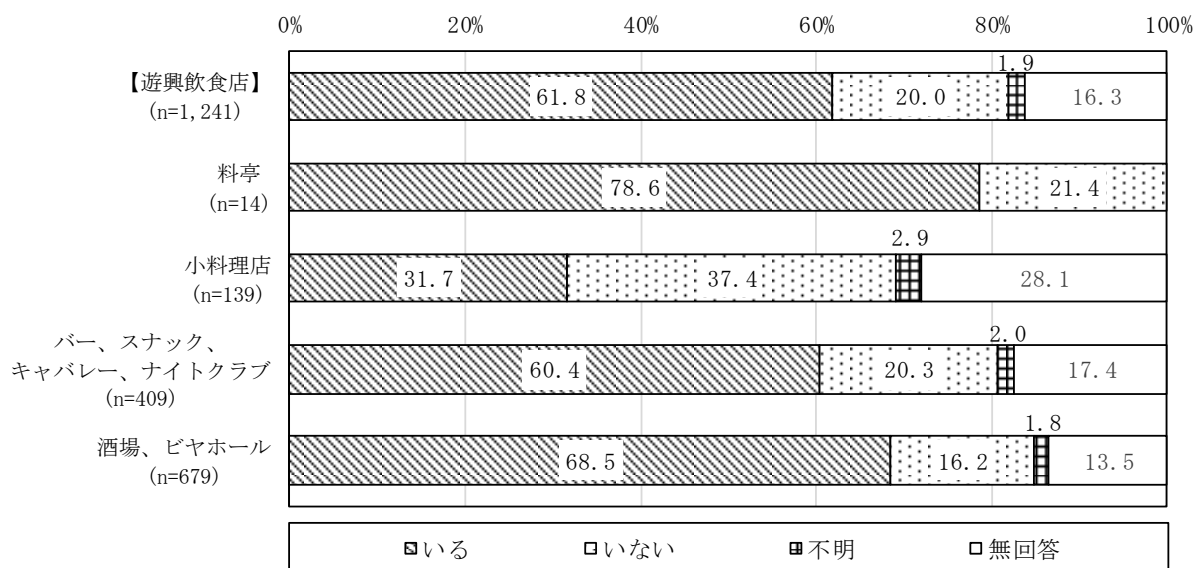
従業員に喫煙者がいるかどうかの設問では、「いる」が 61.8%で、「いない」(20.0%) のほぼ 3 倍であった。

表 22B-2 従業員の喫煙習慣 (n = 1, 241)

上段：件数
下段：構成比

	いる	いない	不明	無回答	合計
【遊興飲食店】	767 (61.8)	248 (20.0)	24 (1.9)	202 (16.3)	1,241 (100.0)
料亭	11 (78.6)	3 (21.4)	- -	- -	14 (100.0)
小料理店	44 (31.7)	52 (37.4)	4 (2.9)	39 (28.1)	139 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	247 (60.4)	83 (20.3)	8 (2.0)	71 (17.4)	409 (100.0)
酒場、ビヤホール	465 (68.5)	110 (16.2)	12 (1.8)	92 (13.5)	679 (100.0)

図 22B-2 従業員の喫煙習慣 (n = 1, 241)



(3) 募集・採用時での店の禁煙・分煙・喫煙状況の説明有無<問 22-3>

[問 6 で、「1～6」現在従業員がいる飲食店]

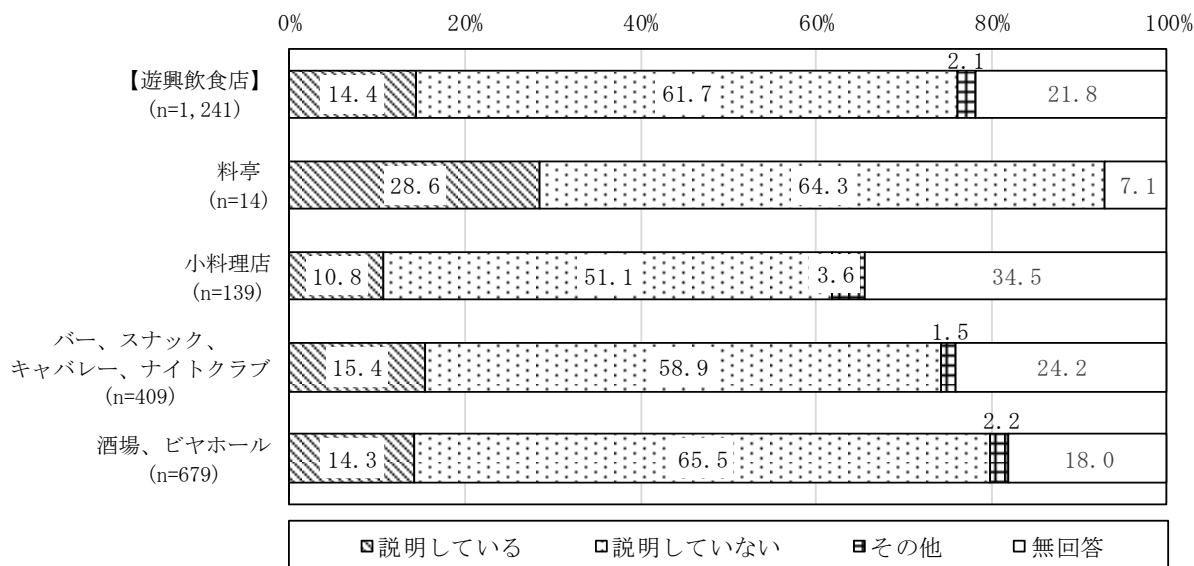
募集・採用時点で店の禁煙・分煙・喫煙等の状況を「説明している」店は 14.4%であるのに対し、「説明していない」店は 61.7%と、説明している店の約 4 倍にのぼる。

表 22B-3 募集・採用時での喫煙・禁煙状況の説明の有無 (n=1,241)

上段：件数
下段：構成比

	説明している	説明していない	その他	無回答	合計
【遊興飲食店】	179 (14.4)	766 (61.7)	26 (2.1)	270 (21.8)	1,241 (100.0)
料亭	4 (28.6)	9 (64.3)	-	1 (7.1)	14 (100.0)
小料理店	15 (10.8)	71 (51.1)	5 (3.6)	48 (34.5)	139 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	63 (15.4)	241 (58.9)	6 (1.5)	99 (24.2)	409 (100.0)
酒場、ビヤホール	97 (14.3)	445 (65.5)	15 (2.2)	122 (18.0)	679 (100.0)

図 22B-3 募集・採用時での喫煙・禁煙状況の説明の有無 (n=1,241)

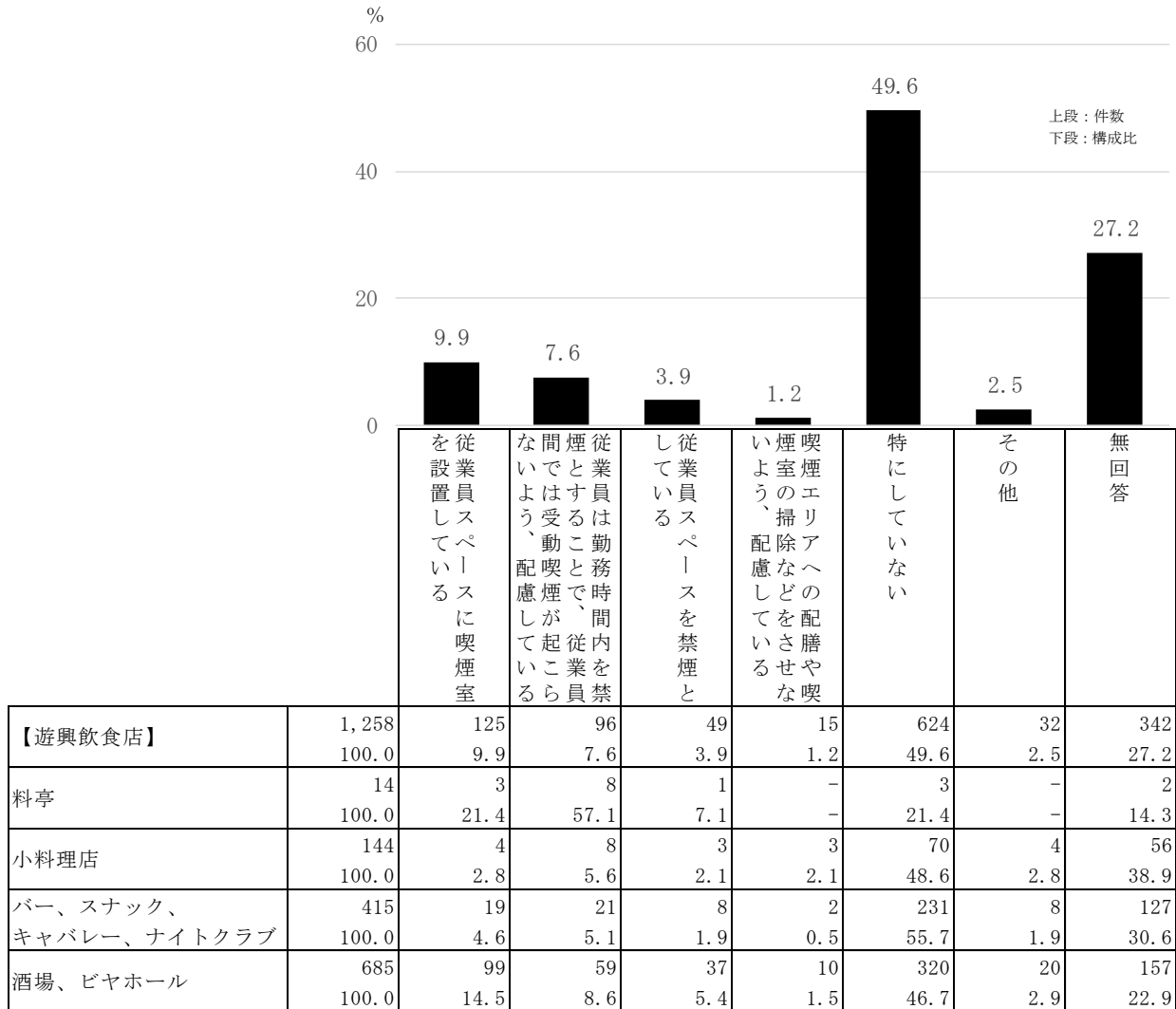


(4) 従業員に対する受動喫煙防止対策の内容<問 22-4>

〔「従業員がいる」「過去に従業員がいた」飲食店〕

「特にしていない」が 49.6%と約半数にのぼる。対策店の対策内容としては、「従業員スペースに喫煙室を設置している」(9.9%)、「従業員は勤務時間内を禁煙とすることで、従業員間では受動喫煙が起こらないよう、配慮している」(7.6%)などがあげられている。

図 22B-4 従業員に対する受動喫煙防止対策の内容 (n=1,258 複数回答)



(5) 未成年従業員に対する受動喫煙防止対策<問 22-5>

〔「従業員がいる」「過去に従業員がいた」飲食店〕（自由回答の回答者）

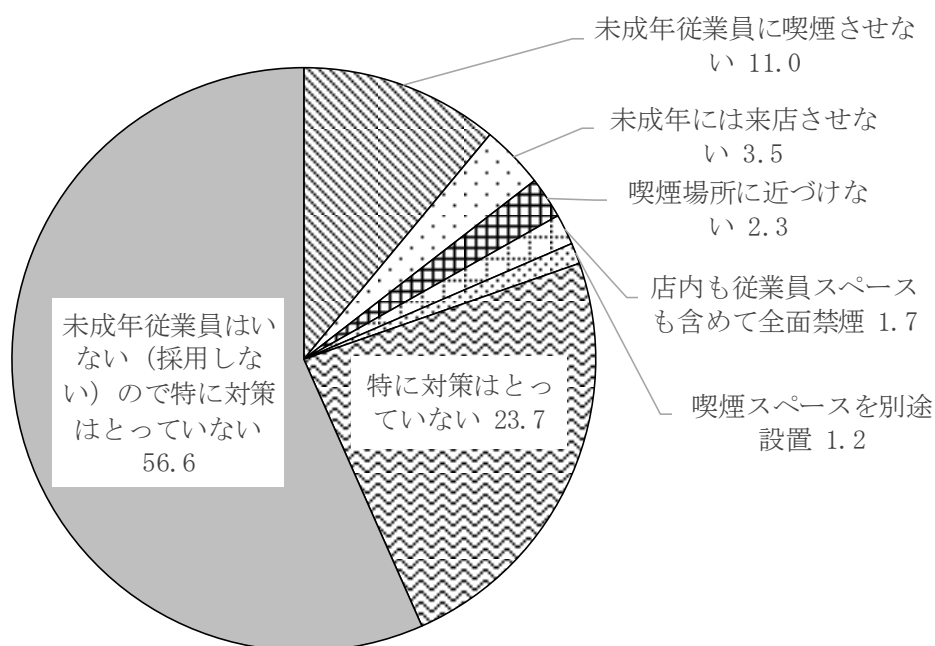
自由回答を集計した結果、「特に対策はとっていない」（23.7%）または「未成年従業員はいない（採用しないので）特に対策はとっていない」（56.6%）とする対策をとっていない店舗が80.3%と大半を占めている。

対策内容としては、「未成年従業員に喫煙させない」（11.0%）とする法規定上の意見がみられる。

表 22B-5 未成年従業員に対する受動喫煙防止対策（n = 173）

	件数	構成比
未成年従業員に喫煙させない	19	11.0%
未成年には来店させない	6	3.5%
喫煙場所に近づけない	4	2.3%
店内も従業員スペースも含めて全面禁煙	3	1.7%
喫煙スペースを別途設置	2	1.2%
特に対策はとっていない	41	23.7%
未成年従業員はいない（採用しない）ので特に対策はとっていない	98	56.6%
合計	173	100.0%

図 22B-5 未成年従業員に対する受動喫煙防止対策（n = 173 単位%）



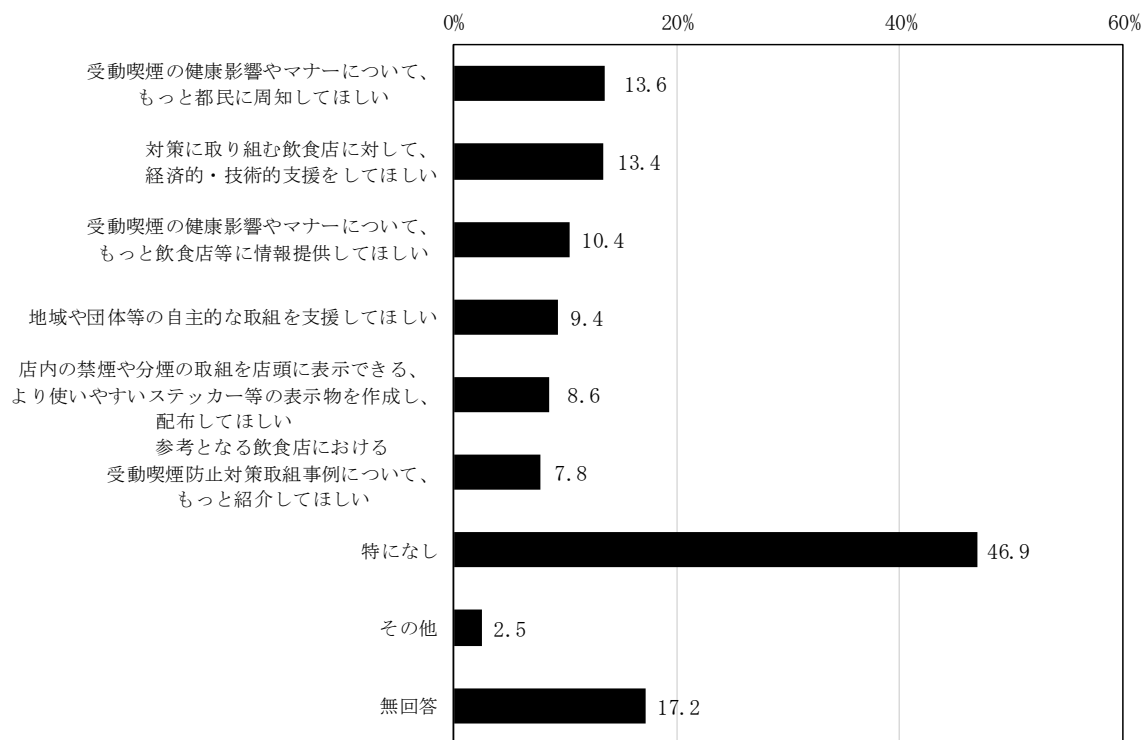
6 東京都への要望<問 23>

「受動喫煙の健康影響やマナーについて、もっと都民に周知してほしい」(13.6%)と「対策に取り組む飲食店に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」(13.4%)が最も多く、以下、「受動喫煙の健康影響やマナーについて、もっと飲食店等に情報提供してほしい」(10.4%)、「地域や団体等の自主的な取組を支援してほしい」(9.4%)、「店内の禁煙や分煙の取組を店頭に表示できる、より使いやすいステッカー等の表示物を作成し、配布してほしい」(8.6%)の順となっている。

表 23B 東京都への要望 (n = 1,600 複数回答)

	件数	構成比
受動喫煙の健康影響やマナーについて、 もっと都民に周知してほしい	218	13.6%
対策に取り組む飲食店に対して、経済的・技術的支援をしてほしい	214	13.4%
受動喫煙の健康影響やマナーについて、 もっと飲食店等に情報提供してほしい	167	10.4%
地域や団体等の自主的な取組を支援してほしい	150	9.4%
店内の禁煙や分煙の取組を店頭に表示できる、 より使いやすいステッカー等の表示物を作成し、配布してほしい	138	8.6%
参考となる飲食店における受動喫煙防止対策取組事例について、 もっと紹介してほしい	124	7.8%
特になし	750	46.9%
その他	40	2.5%
無回答	275	17.2%

図 23B 東京都への要望 (n = 1,600 複数回答)



7 法律や条例に関する考え方

(1) 受動喫煙防止策における国の法律による全国統一的な規制について

① 規制への意見<問 24-1>と具体的な規制内容<問 24-2>

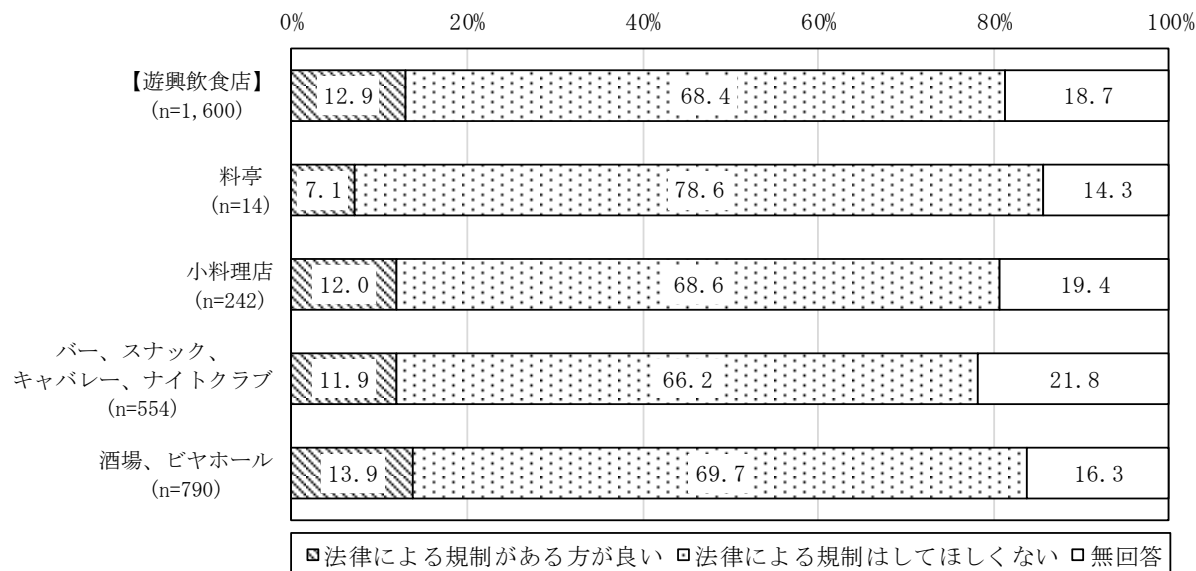
[規制内容は[問 24-1 で「1 法律による規制がある方が良い」と回答した飲食店]

全国統一的な規制については、「法律による規制がある方が良い」が 12.9%。対して、「法律による規制はしてほしくない」は 68.4%と約 7 割に及んでいる。

表 24B-1 国の法律による規制について (n=1,600)

	法律による規制がある方が良い	法律による規制はしてほしくない	無回答	合計
【遊興飲食店】	206 (12.9)	1,095 (68.4)	299 (18.7)	1,600 (100.0)
料亭	1 (7.1)	11 (78.6)	2 (14.3)	14 (100.0)
小料理店	29 (12.0)	166 (68.6)	47 (19.4)	242 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	66 (11.9)	367 (66.2)	121 (21.8)	554 (100.0)
酒場、ビヤホール	110 (13.9)	551 (69.7)	129 (16.3)	790 (100.0)

図 24B-1 国の法律による規制について (n=1,600)

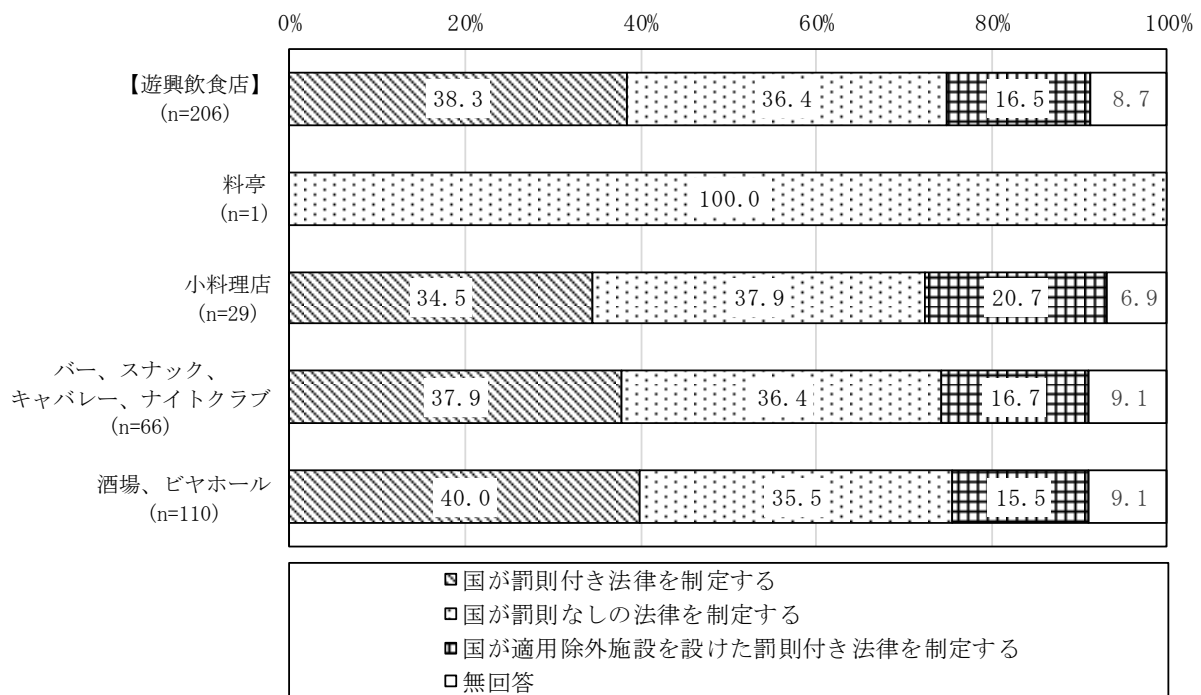


具体的な規制内容については、「国が罰則付き法律を制定する」が38.3%で最も多く、「国が罰則なしの法律を制定する」が36.4%で差なく続き、「国が適用除外施設を設けた罰則付き法律を制定する」は16.5%であった。

表 24B-2 具体的な規制内容 (n=206)

	国が罰則付き法律を制定する	国が罰則なしの法律を制定する	国が適用除外施設を設けた罰則付き法律を制定する	無回答	合計
【遊興飲食店】	79 (38.3)	75 (36.4)	34 (16.5)	18 (8.7)	206 (100.0)
料亭	-	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)
小料理店	10 (34.5)	11 (37.9)	6 (20.7)	2 (6.9)	29 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	25 (37.9)	24 (36.4)	11 (16.7)	6 (9.1)	66 (100.0)
酒場、ビヤホール	44 (40.0)	39 (35.5)	17 (15.5)	10 (9.1)	110 (100.0)

図 24B-2 具体的な規制内容 (n=206)



(2) 受動喫煙防止策における東京都の条例による東京都独自の規制について

① 規制への意見<問 25-1>具体的な規制内容<問 25-2>

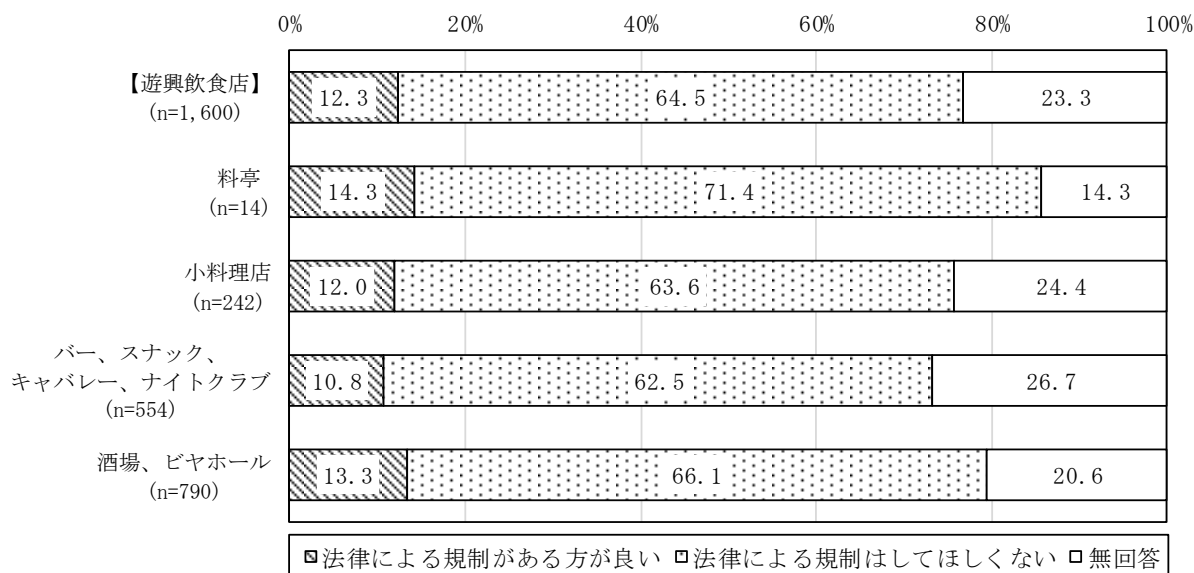
[具体的な規制内容は[問 24-1 で「1 条例による規制がある方が良い」と回答した飲食店]

東京都独自の規制に関する意見では、「条例による規制はしてほしくない」(64.5%)が「条例による規制がある方が良い」(12.3%)を大きく上回っている。

表 25B-1 東京都の条例による規制について (n=1,600)

	条例による規制がある方が良い	条例による規制はしてほしくない	無回答	合計
【遊興飲食店】	196 (12.3)	1,032 (64.5)	372 (23.3)	1,600 (100.0)
料亭	2 (14.3)	10 (71.4)	2 (14.3)	14 (100.0)
小料理店	29 (12.0)	154 (63.6)	59 (24.4)	242 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	60 (10.8)	346 (62.5)	148 (26.7)	554 (100.0)
酒場、ビヤホール	105 (13.3)	522 (66.1)	163 (20.6)	790 (100.0)

図 25B-1 東京都の条例による規制について (n=1,600)

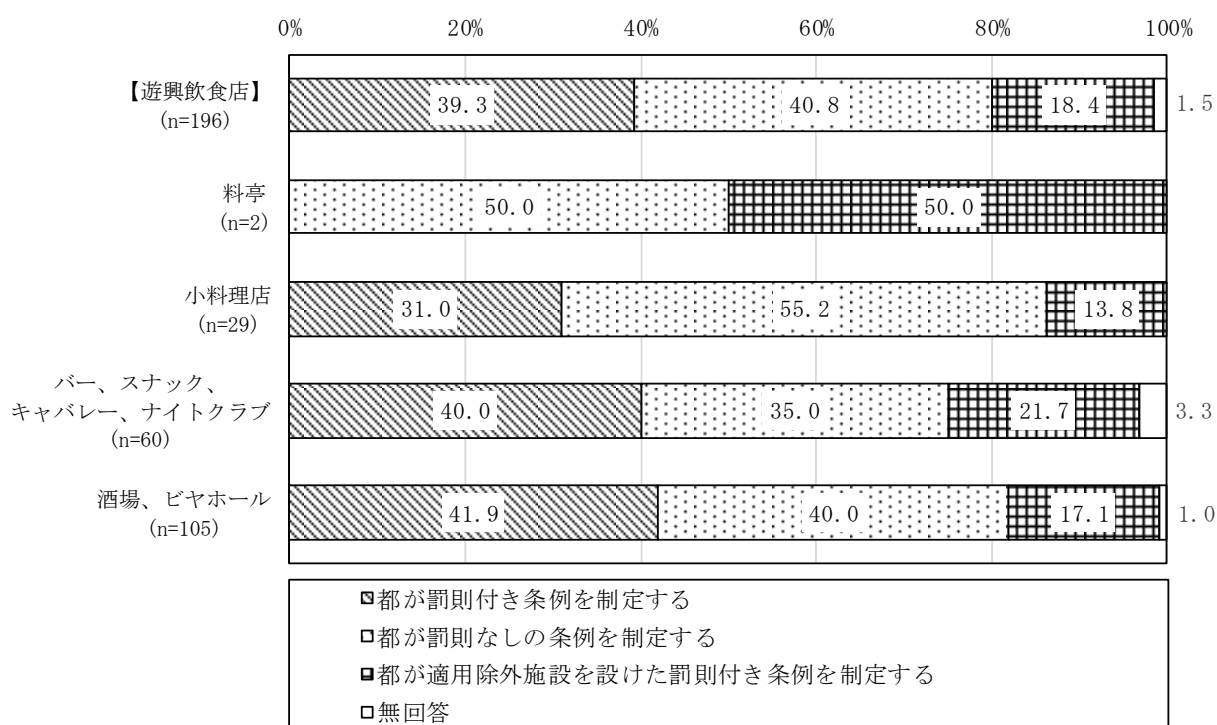


具体的な規制内容についてみると、「都が罰則付き条例を制定する」が39.3%、「都が罰則なしの条例を制定する」が40.8%とほぼ同水準であった。「都が適用除外施設を設けた罰則付き条例を制定する」は18.4%であった。

表 25B-2 具体的な規制内容 (n = 196)

	都が罰則付き 条例を制定する	都が罰則なしの 条例を制定する	都が適用除外施設 を設けた罰則付き 条例を制定する	無回答	合計
【遊興飲食店】	77 (39.3)	80 (40.8)	36 (18.4)	3 (1.5)	196 (100.0)
料亭	-	1 (50.0)	1 (50.0)	-	2 (100.0)
小料理店	9 (31.0)	16 (55.2)	4 (13.8)	-	29 (100.0)
バー、スナック、 キャバレー、ナイトクラブ	24 (40.0)	21 (35.0)	13 (21.7)	2 (3.3)	60 (100.0)
酒場、ビヤホール	44 (41.9)	42 (40.0)	18 (17.1)	1 (1.0)	105 (100.0)

図 25B-2 具体的な規制内容 (n = 196)



8 その他の意見〔合計 215 件〕

①現在対策未実施店の対策に関する意見〔20件〕

(ア)対策は実施していない(20件)

- 喫煙者のお客さまが多数利用して下さるので、なかなか、分煙・禁煙に踏み切ることができない。(対策未実施、遊興飲食店、自営)
- 当店では対策は何もしていないが、個室のため吸わない人がいる時は室外に出て他人に迷惑がかからないように吸っている。ステッカーが表示してあれば、お客さま自身が考慮していただけたと思う。吸う人は悪いことはわかっているのだから店からは言わないほうが良い。ステッカーは市・国どちらでもいいから出してもらえるとありがたい。飲酒と同じように、お客さまがあつての店ですから強制はよくないと思う。(分煙、空間分煙と時間分煙、一般飲食店、自営)
- 中々このようなキャパのお店で喫煙席と禁煙席を分けるのは、すごく難しと思う。ただ、できる限り、煙草の苦手な方のお客さまには、喚気の場所や、ダクトの近くの席を用意するように努力はしているが、移動できない場合などは、席が空き次第になってしまっている状況。色々考えることもあるが、全席禁煙にすることも難しいと思う。ただ、今後は色々細かい所まで考えていくつもりである。(対策未実施、遊興飲食店、自営)
- 分煙はよいことだが、店のキャパが狭く無理がある。喫煙席(またはスペース)を設ける広さもない。(対策未実施、遊興飲食店、自営)

②条例等による一律の規制に関する意見〔38件〕

(ア)条例等による禁煙や分煙など一律の規制を要望する(10件)

- 屋内・店舗での全面禁煙を条例ないし法律化し、その分、屋外の人が集まるスペースに喫煙場所(エリア)を、今でも設置されてはいるものの、さらに増やし、そのエリア情報をパンフレットなり、ネットなりのナビゲーションに公開して、禁煙を推進する一方で、喫煙者への配慮をしてもいいのではないか。路上でのたばこのポイ捨てはまだまだ見受けられるので、喫煙者には持ち運びできる、ポケットタイプがいいかも、吸いガラ入れの携帯を呼びかけていくとかでもいいのかもしれない。(対策未実施、一般飲食店、自営)
- 喫煙できていた店舗が禁止となると、相当風当たりが強い。売り上げにも大きく影響する。できる事ならば、条例もしくは法規制により、飲食店における喫煙全面禁止を打ち出してくれた方が、説得力がある。当方としても、可能なら禁煙にしたいと思っている。(対策未実施、一般飲食店、自営)

(イ)禁煙や分煙など、条例等による一律の規制には反対である(23件)

- アルコール類が主の店には規制はして欲しくない。(対策未実施、遊興飲食店、自営)
- 飲食店全体に禁煙を義務付けることは、単純に経営者そしてお客さまの選択肢を減らし、「選択の自由」「差別化」をなくしてしまい、どちらにもデメリットが出てくると思う。どの店舗も分煙などを設けられるエアカーテンなどの設備費が、国から全額でるならもちろん取り組むが、一方的に行使する案や店の雰囲気合わないものを貼らされるなどは個人的には反対である(分煙、時間分煙、一般飲食店、自営)
- 規制には反対である。強い憤りを感じる。実行するなら、たばこの販売自体を禁止した方がよい。(対策未実施、遊興飲食店、チェーン店)
- 酒を売る小さな店で禁煙を看板にすることは死活問題であり、ましてやそれを法で縛るなどということは言語道断。欧米諸国にすべて足並みをそろえる必要が果たしてあるのだろうか?一考してほしい。(対策未実施、遊興飲食店、自営)

(ウ)お店のみによる受動喫煙防止対策や分煙ルールの周知徹底などは、現実的には困難なため、条例等による一律の規制を要望(許容)する(3件)

- 喫煙・禁煙共に趣味・嗜好の問題もあり、メディアなどで騒ぎ立てることもやりすぎと思うことがしばしばある。お客さまの中には目くじら立てるような人、騒ぎ立てるようなこと、店に誹謗中傷まがいのことをする人もおり、街で話題になったことも聞く。店の対応ばかりに押し付けるのではなく、一般の方にももっと知ってもらうことも必要ではないか。(分煙、空間分煙と時間分煙、一般飲食店、自営)

(エ)禁煙・喫煙店を選択できれば良い(2件)

- 各店舗に分煙・禁煙を求めるのではなく、禁煙の店・喫煙できる店を分別されればよいと思う。営業はそんな狭義ではない。(対策未実施、遊興飲食店、自営)

③禁煙や分煙など受動喫煙対策は困難との意見〔16件〕

(ア)喫煙する客が多いから(7件)

- 自営で行っている為、来店されるお客さまのほとんどが喫煙者のため、自店の死活問題となってしまうために飲食店での受動喫煙はみのがしてほしい。(対策未実施、遊興飲食店、自営)
- 私どもの店はタバコを吸う人が7~8割以上いる。タバコを吸える「場所」として来る人がほとんどである。たばこを売っている間は、完全な受動喫煙防止は無理だと思う。店はスナックをやっている。(対策未実施、遊興飲食店)

(イ)禁煙にすると客足や売上げが減るから(9件)

- 当店のような酒場において、喫煙可、不可は未だ集客における影響を受けやすい案件です。規制はある程度理解はありますが、慎重に協議願いたいと思う。まずは喫煙者の権利を踏みにじらず、理解と啓蒙を促進していただきたい。また、オリンピックに向けてはよい機会となると思う。欧米に比べモラルは低いと感じますので、向上は願う。(対策未実施、遊興飲食店、自営)
- 私たち喫煙者の多いバーなどの店舗にとって、禁煙化の方向に向かうことはまさに死活問題となる。喫煙・禁煙は店舗側の判断にゆだねてもらいたいと切に願う。(対策未実施、遊興飲食店、自営)

④喫煙できる飲食店に関する意見〔6件〕

(ア)喫煙に対して寛容(4件)

- スナックなので禁煙と思っている人はいない。禁煙している人でも、禁煙席の件で聞かれることはない。(対策未実施、遊興飲食店、自営)

(イ)お客さまが喫煙店を選択する自由は許容されるべきで喫煙店も有用である(2件)

- お酒を提供し、大人の会話を楽しむ店としては、わかっている喫煙している。深夜に及ぶ飲酒を規制してほしいと思っている。店頭ステッカーを貼ることで、吸わない人は知って入ってくるし、判断は大人であるお客さまにさせていただくのが妥当だと思う。この頃は、どこでも禁煙が叫ばれているようだが、タバコを吸わない私としてはあまりに気の毒な気もする。せめてリラックスして酒を楽しみ、会話する時に吸う人は吸ってもよいのではないかと。店としては家に居るようなリラックスタイムを提供したいと思っている。これ以上お客さまが減るやり方は賛同しかねる。(対策未実施、遊興飲食店、自営)

⑤店の規模・状況等に応じた受動喫煙防止対策が望ましいとの意見〔6件〕

- 禁煙、分煙、喫煙は店の方針によって決められるべきだと思う。その中で禁煙、分煙の店に対しては、自治体などからの支援、援助という形でよいと思う。(対策未実施、遊興飲食店、自営)
- 禁煙、喫煙を明確にしていれば、後は、事業主の判断でよいと思う。公共の施設も含めて、喫煙の場所をしっかりと設置して、喫煙可能な場所以外での喫煙には、厳しく罰を与えてもよいと思う。(全面禁煙、一般飲食店、チェーン店)

⑥「禁煙」「分煙」などステッカーに対する意見〔13件〕

- ”分煙”だと禁煙の方が嫌がるので「喫煙ブースあります」的なステッカーがほしい。タバコは吸えるけど席では吸えないし、ちゃんと隔離されてる意図が伝えられるものにしてほしい。(分煙、空間分煙、一般飲食店、その他)
- お年寄りでも見やすい大きな文字だと、一目でわかりやすいと思うので説明が簡単になると思う。ランチ〇〇~〇〇まで禁煙、など、わかりやすいステッカーなどあればよいと思う。(分煙、時間分煙、一般飲食店、自営)
- 当店の設置するのであれば、スペースを使わないステッカーやシールの様なものであればよい。(全面禁煙、その他)

⑦デザイン・店頭表示に対する意見〔41件〕

(ア)シンプル・わかりやすいデザインが望ましい(20件)

- ・ シンプルでわかりやすい、世界に通用するようなデザインにしてほしい。(飲食店でも、店舗デザインを大切にしている店も多いため)。(全面禁煙、一般飲食店、自営)
- ・ シンプルでわかりやすいマークでの「分煙」もしくは「禁煙」表示で、店舗ごとに表示シールをわざわざ探して準備するような手間がかからず、手続き等も殆どなく手に入るのであれば、飲食店で条例のある所であれば、すぐにでも使ってもらえるのではと思う。(分煙、空間分煙、その他、チェーン店)
- ・ わかりやすく、やさしいイメージで、全国共通のものが好ましい。完成したデザインの周知徹底をしてほしい。(全面禁煙、一般飲食店、自営)

(イ)店頭表示に関する要望(9件)

- ・ 店頭表示は店での雰囲気にもよるので、多数のサンプルがあると助かる。(対策未実施、一般飲食店、チェーン店)
- ・ 店頭表示は明確にする。お客さまで喫煙者に注意する人もいない。無関心である。字体は赤く、明確、端的にする。喫煙者は本当に減った。喫煙者も既に自覚して本数制限か、隣にうるさい人がいる場合席を変える。今の所トラブルなし。(対策未実施、遊興飲食店)

(ウ)デザイン性の高い・お店に合ったものが望ましい(5件)

- ・ おしゃれで、お店の雰囲気に合うものにしてほしい。(分煙、空間分煙、一般飲食店、チェーン店)

(エ)大きさについて(2件)

- ・ 数タイプのデザインや大きさの大小を選べるとよい。保健所etcで対応してくれればコストダウンにもなると思う。(対策未実施、一般飲食店、自営)

(オ)外国人でもわかりやすいもの(4件)

- ・ 誰が見ても(外国人も)すぐにわかるようなデザインがよいと思う。(全面禁煙、一般飲食店、チェーン店)
- ・ 2020のオリンピックを使用した外国人向けのものが望ましい。(日本人もちろん)(全面禁煙、一般飲食店、チェーン店)

⑧その他の意見(たばこ関連)〔78件〕

(ア)喫煙者のマナーやモラルについて(12件)

- ・ 歩きタバコ(車やバイクも)やポイ捨てはすべての場所で規制してほしい。(全面禁煙、一般飲食店、チェーン店)
- ・ 歩きながらの喫煙、または煙草に火をともしながら手に持って歩いている人、その煙がすぐく嫌で息を止めて通り過ぎていく。昔はタバコは歩くアクセサリとか言っていたが、今はタバコは動く小悪魔。マナーは一人でも多く守ってほしい。気遣いながら喫煙されている人が素敵に見えることもちょっと変だが、気遣いがマナーの一步だと思う。煙の出ないたばこはどうか。(対策未実施、遊興飲食店、自営)
- ・ 昨今、喫煙者のマナーの悪さが横行している。都が厳しく律しなければ2020年東京オリンピック開催時、他国の方々からバッシングされるのでは、と感じる。(分煙、空間分煙、遊興飲食店、チェーン店)

(イ)喫煙者にも配慮すべき(12件)

- ・ 喫煙者のスペース確保も大事かと思う。完全分煙できているのであれば、店の方針でよいのではないか。(分煙、時間分煙、一般飲食店、チェーン店)
- ・ 喫煙スペースの充実。現状、追いやられている感じがする為、逆に指定場所以外で吸ってしまう。喫煙スペースを充実して、居心地の良い場所にする事で、マナーが守られるのではないか。(全面禁煙、一般飲食店、チェーン店)
- ・ 喫煙する人にも煙草を吸う場所や店をなくしてしまうのは問題があるとおもうので、吸う立場の事を考えた取組もしてほしい(対策未実施、遊興飲食店、自営)

(ウ)たばこの販売、価格、税について (19件)

- 最近店の入口に出て喫煙をする方が多くなってきた。やはり周りを気にはしているのだと思う。吸う人の健康を考えると、吸わない人よりはリスクが高くなるので、病院・病気のことを考えると、それだけ保険料も多くかかる。ですから、タバコの値段を高くして、その分を健康保険料に少しでも回したらと思う。(分煙、時間分煙、遊興飲食店、自営)
- 煙草が害なら売らなければいい。高額な税がかかり、どんどん値上がりしているにもかかわらず、喫煙している人たちをもっと大切にしてほしい。私は煙草が吸えませんが、喫煙する人をずっと応援していく。(対策未実施、遊興飲食店、自営)
- たばこを売らなければよい。国が税収のために売っているのに「吸うな！」は難しいと思う。私は吸わないので、周囲にも吸ってほしくないが、商売上、店が規制するのは無理。国・都でもっと有効な案を考えて飲食店の足を引っ張るようなことはしないでほしいし、受動喫煙に対する個人のマナーを上げるように取り組むべきで、規制は必要ない。(対策未実施、遊興飲食店、自営)

(エ)国の啓蒙活動・援助・罰則規定など対策が必要 (12件)

- 私もタバコをやめたが、法律で規制するのであれば、それなりの店に援助金や、極論だが、これまでよかったものをそこまで規制するのであればいっそのことタバコは麻薬の一種とし、喫煙者には禁煙に対する国からの援助(禁煙外来など)をした方がよい。私は喫煙しないが仕事だし、人の喫煙は気にならない。気にしすぎではないか。(対策未実施、遊興飲食店、自営)
- 国による法律または、都による条例がなければ禁煙には出来ない。本音は禁煙にしたいが、すべての飲食店で禁煙にしなければ喫煙者のお客さまは他店に逃げてしまう。横浜で出来るのなら東京でもできるはず。オリンピックに向けて本当のおもてなしを空気からしましょう。(対策未実施、遊興飲食店、自営)
- 定期的に都や国がアピールした方がよいと思う。まだ、なぜタバコはダメなのか、と知っている人がたくさんいる。理解がまだ進んでいない。たばこの煙が体によくないことは知っていても、都や国の単位で改善しようと努力していることを知らない人はたくさんいると思う。(全面禁煙、一般飲食店、チェーン店)

(オ)全面禁煙になればよい (5件)

- 飲食店のお客さまは、「煙草を吸えるから来る」人と「禁煙だから来る」人がいる。店としてはどちらも大切なお客さま。全ての飲食店が全面禁煙であれば、どちらのお客さまも悩むことなくお店を利用することができると思う。(分煙、時間分煙、その他、自営)
- 受動喫煙や禁煙の対策をしっかりとしているものが損をしないように(正直者が馬鹿を見ない)やるなら、しっかりとやってほしい。飲食店の全面禁煙には大いに賛成である。(分煙、空間分煙、一般飲食店、チェーン店)

(カ)自己責任・自主性 (6件)

- 自己責任で良い。(対策未実施、遊興飲食店、自営)
- 吸うな吸うなとうるさく言わなくても、自分達が自然にやめていくと思う。(対策未実施、遊興飲食店、自営)

(キ)対策の必要なし (3件)

- (対策の)必要性は感じない。(対策未実施、一般飲食店、自営)

(ク)その他 (6件)

- 嫌煙とタバコを吸わない人を同一のくくりでまとめないほうがよいと思う。なぜなら、便乗されてしまうとひとまとめに反対運動が起こり、肩身が益々狭くなるから。(対策未実施、遊興飲食店、その他)